

神戸夙川学院大学観光文化学部紀要第5号 目次

〈論文〉

1. 西欧名画(中世～近世)の潜在的観光資源に迫る理念の実体 ―プロデュースにおけるコンピテンシーから―  
楠見健一
  2. リスク認識とクライシス対応 ―一つの事例による地域リスク対応の考察  
澤山明宏
  3. 既存住宅市場の価格形成に関する考察 ―情報の非対称性及びシグナリングに着目して  
竹内正人
  4. 順序ロジットモデルを活用した有馬温泉における有料公衆トイレ整備の経済分析  
田邊文彦
  5. ディスティネーションイメージか？満足度か？ 「誘致される側」からの日韓比較  
戴智軻
  6. 「都市農村交流」を中心としてきた日本のグリーンツーリズムの課題とあり方 ―農村地域の未来可能性を高めるために  
河本大地
  7. 航空会社の路線撤退と乗継割引制度導入が社会に与える影響  
萬谷和歌子
- 〈研究ノート〉
8. カムサ語における人称と数の標示の概要  
蝦名大助
  9. D.MacCannell 著 “The Ethics of Sightseeing” の批判的継承に向けて  
原一樹
  10. プルードンの未発表草稿「力の法権利」(*Droit de la Force*) の解説  
伊多波宗周

# 西欧名画（中世～近世）の潜在的観光資源に迫る理念的実体

## ープロデュースにおけるコンピテンシーからー

神戸夙川学院大学観光文化学部教授 楠見 健一

### 【目次】

1. はじめに
2. 考察視点
3. 考察視点の展開と論述 ① ② ③
4. アーティストの内的素因のスキュン化 ① ② ③
5. アート（絵画）が観光資源となる理念的実体との関連
6. 結論

### 1. はじめに

プロデュースにおけるコンピテンシー (Competency) は、その産生過程を習得した後、さらなる異分野における専門的知識・技術を発揮する特徴的な行動能力であるはずである。かつては組織体（専門的ノウハウ団体や法人組織）において人材の活用に用いられる手法を指していたが、現在、大学教育などにおいてもそのような特徴的な行動や成果につながる特性を培う必要性が生じる。

OECDにおけるキー・コンピテンシー・3本柱の1つである「社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力（個人と社会の積極的かかわり）」という理念は、プロデュース能力向上には欠かせない要素を有する。

それら要素を識別できるようになれば、プロデューススキルは知識、思考力の刺激と共に、豊富な経験に合わせて多様な心理的・社会的な素因をベースに、独創的な発想、各種課題に対応できる力を培うことが可能となる。

本研究ではまず表現者（提供者）と鑑賞側（受手側）を支える「内的素因<sup>1</sup>」と「社会が文化（芸術）を変え、

文化（芸術）が社会を変える」との相互関連を考証していくが、見えない実体は長い時間軸から凝視、考察し、プロデュース的視野を加味、スキュン化を行う。

中世から近世ヨーロッパでの各国支配階級は、自己意識の発揚をアーティスト（文中では“表現者”と記述、項目ではそのまま記述）に託すことに心血を注ぐ。西欧名画が観光資源としての確立は、欧州、特にドイツ語、フランス語圏地域でのブルジョア・市民レベルの組織体（中産階級グループの形成）、近代文化振興政策の充実、共同体的組織の醸成を待たねばならなかった。「社会が文化を変える」思考は時代的経緯と背景から、適切にも教会、絶対王政期支配時代に該当すると考え得る妥当性がある。服従に近い行動をとる以外にすべがなかった表現者たちの作品に潜む悲嘆・人間性埋没に対する反動といった内的素因の存在が掘り起され、人間性本質の回復を求めるエネルギーへと変換されるまで、文化は社会の意思に従うことになる。具体的なエビデンスの1つに、キリスト誕生場面にメディチ家の臨席描出など、権力・財力を用いて描かせた作品がある。

王政崩壊期では啓蒙思想と君主制が融合、市民レベルの思考形態が台頭、同時に「文化が社会を変える」という言葉を裏付ける揺籃期に入ったと観る。

表現者による芸術への啓蒙的取り組みは、王政崩壊期に至って短期的には非西欧行動へと駆り立て、オーストリア、及びドイツが進められたチェコなどでは、アートもまた特権階級包摂から公共化、社会化包摂に取って代る時代を迎える。

本研究は最終的には主題に到達するが、前段階として表現者側と鑑賞者側の誘因関係を2. 考察視点にて論述する。

## 2. 考察視点

「文化が社会を変える」という思考は、ドイツ・工業都市エッセンを中心とするカール・エルンスト・オストハウス（フォルクヴァンク美術館設立者）のチャレンジ的試み（芸術を生活に引き戻す）などで確立されていく。オストハウス自身、作品の展示形式を改革するという行動から、心理的（内面的）親縁性の追及と非西欧世界の歴史的時間軸の変換作業へ果敢に挑戦する。

そのエネルギーは、オストハウスの思考と行動を現出させ、フォルクヴァンク美術館設立へと導く。オストハウスの思考に関してヴォルフガング・シュナイダー（ドイツ・ヒルデスハイム大学教授）は（文化政策フォーラム神戸講演、2013年）、その思考を“フォルクヴァンク<sup>2</sup>思想”と呼ぶ。

1900年初頭に至るまで、表現者の内面的<sup>1</sup>素因が表れる画風の標榜は、絵画界ではヤン・ファン・エイク（1390頃-1441年）を初めとする初期フランドル派（非曖昧さ、自然表現主義）の台頭を待つ。しだいに物語性や神話性などの作品から、細密画など個性的能力が発揮されつつも、作者不明など不遇な作品も数多く出現。時代の経過と共にそれら作品に秘められた表現者の宗教観、生活習慣、思想が鑑賞者との双務的な結節にも変化を生じさせ「貴族、諸侯と表現者」から「大衆（ブルジョア・市民）と表現者」という状況に移行した。名画における潜在的観光資源としての創生基盤は、ドイツやオーストリアなど類似した近代文化振興政策や法制度の整備を図る国々において、アートの保護、育成に対する価値観の醸成を育むことに依存する。例えばウィーンでは豊かな交通網の敷設、建築物保全をはじめ、国、州、都市レベルで観光資源を補完するインフラ（社会資本）の蓄積に積極的な好影響を与えインフラ基盤を実現させた。視点の1つ社会資本の整備は「文化が社会を変える」から「文化芸術は人間そのもの」とするあるべき基本的思考の援護的役割を果たし、国、州、市の役割と市民連携、アートの支援組織は資源形成パワーとなる要因となる。延長線上に「国家は金を出しても意見は出さない」とした現場中心主義が誕生。

代表的事例として現代ドイツにおける文化の地方分権型ともいわれるゲーテ・インスティトゥート（国際文化交流機関）の存在がある。視点の2つ目は支配形態変遷過程で、貴族と諸侯支配、教会支配、皇帝と教皇という2重支配体系から近代主権国家に至る間に何を生じさせたかである。多くの作品にインクルージョンさせた特権階級たちの誇り・権力は、表現者自身の主義、主張、宗教観、真実、絶望観からの反抗という自己発揚を生み出し可視化させた。この内的素因の発揚は表現者に与えられたある意味の特権であった。3つ目の視点、プロデュースの観点で表現者と鑑賞者を提供側と受け手側に置き換え比較する。例えば広域的に活躍し、年代的にも古くから存在する類似グループ“吟遊詩人”を取り上げる。彼らは動く（旅する）アーティストであり、特徴的要因として“動き”“発信”“制作”にあることが識別される。宮廷・教会画家たちの作品と同様、内的素因を社会（世間）に伝える点では生きたメディアでもあった。詳細は4. アーティストの内面的素因・スキャン化<sup>③</sup>にて論述する。

全体的に本研究は、中世から近世末に至る表現者たちに隠された理念的実体<sup>A</sup>（内的素因：精神的、思想的支ほか）をプロデュースの眼、特にコンピテンシー的観点から論述（3-①②③）し、社会、文化的相互関連を考慮しつつ、作品に表された描出、内面に潜む表現者の心情をスキャン化（4-①②③）していく。（A：理念（アイデア）について哲学的な意味での位置は採用していない）

スキャン化の対象として3作品 ①アントネッロ・ダ・メッシーナ（1430頃～1479年）「キリストの磔刑」（ルネサンス期）②ピーテル・ブリューゲル（1525～1569年）「ハベルの塔」（絶対王政期）③エドガー・ドガ（1834～1917年）「オペラ座のオーケストラ」（王政崩壊期）を挙げた。最終的にアート作品がどのように観光資源としての潜在的要素を充足するかを考慮する。（項目5.）結論として観光資源足り得る一般的、普遍的要素（集客化の原動力との関連）とその根拠を項目6にてチャートで示し明らかにする。

### 3. 視点の展開と論述 ①

主権国家誕生前の13世紀から15世紀における中世ヨーロッパは、教会、貴族の分権支配から教皇と皇帝という支配権者への移行期にあり、特に芸術家を支援（支配）したのはカトリック教会や諸侯であった。

教皇とミケランジェロ、宮廷とルーベンスといった身分的アンバランス下での権力者と表現者の結合所産＝絵画は必然、宗教的なテーマや権力の象徴といった描出とならざるを得なかった。アントネッロ・ダ・メッシーナ（1430年頃～1479年）はイタリアにいながらフランドル絵画の影響を受けつつ、初期ルネサンスと中世暗黒時代と呼ばれる大きな政治、社会、文化的流れの中に生きた。メッシーナ作品だけでなく、現存する宗教絵画の多くが1400年～1700年を中心に描かれていることは、教会や貴族諸侯の保護、支援、認知がなければ制作活動の継続すら難しかったことを証しする。

エビデンスの要素としては、表現者自身の命に係わる異端審問、魔女狩りの行為が依然として継続されていたことを挙げる。

代表作の1つ「キリストの磔刑」は、メッシーナ以外の画家も、それぞれの技量と技法に従って罪人3人の処刑を十字架刑としているが、メッシーナはキリストだけを十字架刑として描く。プロデュースの眼で見ればその作品に表現者の心の動き、葛藤、特異性が他の画家たちと重要な相違点として存在することに注目した。

「素材を描くことから価値あるものを生み出す」というプロデュースのコンセプトに整合させるとすれば、「素材は真実をより表そうとする」はずであり、単に技法や技量、何々派に属するということ考察したり、論じたりすることで疑問は解決しない。プロデュースの眼、特にそのコンピテンシーにおける社会、文化的相互影響という価値観をもって考察するならばその疑問の解決は可能である。本研究では現在まで論評されなかった視点、描出の情景に注視し、表現者の心情や思想といった内面的素因を探る。メッシーナの絵は3本の刑柱のうち、2本は普通（自然）の木を切り取った

素材であり、キリストの刑柱だけ人工的に作り上げた十字架といえるものである。絵の情景や素材を実際のかつ真実に見るなら「なぜ2人の悪人は十字架でないのか」「なぜキリストだけが十字架なのか」という素朴な疑問が生じる。この点に関して、メッシーナの意図



②キリストの磔刑 メッシーナ

カエサルから任命された代官・ポンティオ・ピラトその人であった。新約聖書の記述によれば、ピラトはキリストを受け入れることができなかつたユダヤ人の僧職者階級を中心とする反キリストの声に従い、罪状を何ら見出せなかつたにもかかわらず、自分を「神の子」と弁明したため国家反逆罪として告発処刑を命じた。この事実はユダヤ人の要求をピラトが受理し、ローマ人がローマ法によって裁いたことを明らかに示す。

この歴史的事実を否定するに足る根拠はなく、現在に至るまで人類社会に受け入れられている真実である。ローマの支配下であり、ローマの管理下でキリストの処刑を行うなら、ローマ以外の方法で処刑したという根拠は逆に乏しい。当時ローマにおける処刑（死罪）方法とはどんなものであつたのか。端的に示す資料の1つは、4.アーティストの内面的素因 ①で示したローマでの2つの処刑場面を描いた絵である。両手がくりつけられているのは、1本の杭または木である。

史実が示すところでは、ローマではこの処刑方法を、広く用いたことを明らかにしている。その1つウィキ

ペディア百科事典では、百人隊長であったセバステリアヌスの処刑場面を「皇帝はセバステリアヌスを草原へ引き立てるよう命じた。彼を縛り付ける杭が打たれてあった。そして射手たちが…」と記述している。(4. アーティストの内面的素因 ①の論述内添付画像)

一方教会と教皇の権力が強大なるにつれ、特に中世から現代における多くの解説書や聖書訳では、本文(写本など)における「杭」の語句をからかけ離れた「十字架」という語句に置き換えている。この事実とメッシーナの2種類の処刑具描出との関連を探ることは、プロデュースの視点からは魅力的な問題点であり、4. 表現者の内面的素因 ①で再考慮する。

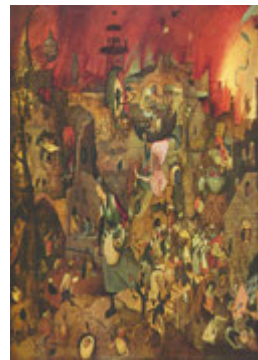
### 3. 視点の展開と論述 ②

ピーテル・ブリューゲル(1525~1530-1569年)は農民画家、風景画家と呼ばれ農民の悲哀と混乱のみならず、当時の世帯をモニュメント建築場面として描くことによって自意識表現をした。この絵(次頁)が表すエンターテイメント的要素に注目すると、ブリューゲルが描く内面の意図が視える。そのエビデンスを求めていく過程でモニュメント発注者の隠された意図が見える。規模の壮大さから「権力の示威」であり、その意識「人間の権力を凌駕するための絶対的権力への野望」がそれぞれ識別できる。この塔の存在自体、伝説、実存諸説あるが、紀元前6世紀のバビロンのマルドック神殿に築かれたジググラト(聖塔)の遺跡だとする



② ウル(アブラハムの故郷)のジググラト遺跡 見解もある。この巨大な塔が、真実に存在したかどうかについては、考古学、歴史学などの専門家の論議に委ねたいが、物理的資料が希少とはい

えシナル地方に地理的にも年代的にも近いウルで発見された巨大なジググラトの存在は、関連する最古の資料である旧約聖書に信憑性豊かなエビデンスがあると思いたい。であればその前のバベルの塔が年代的にも規模的にも恐らく最古最大であり、最初の大規模モニュメントエンターテイメント事業となる。ブリューゲルはバベルという名の語源(混乱の意味)をすでに認知していたはずで、単なる建設の描出ではないゆえの考察と、描きたいとする場面と動機を探る必要が生



じる。この点は4(内面的素因)において記述するが、事前に比較しておきたい彼自身の作品がある。ブリューゲルが「バベルの塔」を描いた動機を探るため、活動中期の風刺画「悪女フリート」(左画像)を検証していく。

② 悪女フリート 本作品に対する定説は、男性への究極の批判をフリートという女性が退治する存在を、何ともいえない生物に表し女性への蔑視、暴力行為、拷問、非人間的侮辱への痛烈な批判がそこに収めようとする。「

バベルの塔」においても崩壊過程の描き方、少なくとも建設就労の状態に何らかの意図が込められているとみる。資料として信憑性が少ないとされるマンデル伝記ではあるが、ブリューゲルは、「余りに直視的、風刺的な作品を妻に焼き捨てさせた」と記録している。同じ時期に描かれた「バベルの塔」も、正比例的に考えることができる。

ブリューゲルが生きていた時代は、ギリシャ語本文の聖書写本情報が一部の人々(貴族、知識人)に知り得る環境下であり、ブリューゲルは旧約聖書を深く認識していたはずである。

工事遅延に対して、発注者がかなり苛立っていた風刺画的側面を含めることができたことを率直に認めたい。ブリューゲルの内面的素因は4. 表現者の内面的素因②で述べる。



### 3. 視点の展開と論述 ③

エドガー・ドガ (1834—1917 年) は印象派で有名な画家としてその活路を見出し、音楽好きな父親の影響を受けたと思われ、オペラやバレエの熱心な愛好家であった。日常から楽屋やけいこ場へよく出入りしていたため、施設関係者と気心が通じていたはずである。同作品には、オケピットで演奏する楽団員、バレリーナ、浴衣の女性などが際立ち、作品「オペラ座のオーケストラ」では、動的な動きが「私が主役だ」といわんばかりに鑑賞者に訴える。見えない真実という視点で観察すると、オケピットで演奏する姿を正面からスケッチ



② パリオペラ座の内部

で描かれている。諸説によれば、ドガはあえて知人や友人の顔を描いたとされているが、決定的な根拠はない。ドガはできるだけピット内で演奏する人の指の動きにまで、視点を置

こうとするが、狭いピット内における演奏者すべての指をとらえることは不可能である。たとえ最前列の客席で起立したとしても、作品に描かれたようには観察はできない。恐らく舞台上、ピットの仕切り、楽団メンバーという3つの場面を独立して描いたに違いない。プロデュースのコンピテンシー視野での視点は4. 表現者の内面的素因 ③で明らかにしたい。

### 4. アーティストの内面的素因・スキャン化 ①

プロデュースの眼で観れば、キリストの磔刑(十字架)は何を意味するか。この不思議の鍵を解くポイントは、このメッシーナの絵の中に描かれ、2人の罪人たちの刑柱に用いられた自然木の杭にあると思える。すべての資料を持ち出すことはできないが、一部以下に記した。

①ギリシャ語・スタウロス<sup>5</sup>とヘブライ語・クシュロン

の意味について。

▽スタウロスはヘブライ語でエーツを意味する「杭を表す。(旧約聖書・申命記 21:22、23 を参照)

▽クシュロンはコイナーギリシャ語(新約聖書・使徒 6:11 参照)、ギリシャ語セプトゥアギンタ訳(旧約聖書・エズラ 5:30、10:39、13:29 参照 新約聖書・ガラテア 3:13、ペテロ第一 2:24 参照)では「木」を定義  
②著名な資料はスタウロスの意味を「杭」「木」としていることについて。

▽リデルとスコット共編の希英辞典(オックスフォード、1968 年版、1191、1192P)では、クシュロンに関して「すぐに使えるように切つてある木、薪、材木など……犯罪者が付けられる杭……生きた木の場合は立ち木」と述べている。(jw.or.jp 検索 2011 年 3/1 18-20P から引用)

▽ブリタニカ百科事典(1946 年版第6 巻 753P 英文)「キリスト紀元よりはるか以前のもものとされる、様々なデザイン十字架を描いた物(処刑用具ではない)が、古代世界の多地域において発見されてきた。インド、シリア、ペルシャ、エジプトからはそうした物品が出土している。」と解説する。他方、現代聖書訳の多くまた参考資料には、古代ローマの処刑法の1つに十字架刑があることが記述され、ギリシャ語スタウロスは「十字架」と訳されている。例えば、新改訳では、ルカ 23 章 26 節を、「…この人に十字架を負わせてイエスのうしろから運ばせた。」と訳出する。しかし新世界訳



② 聖セバスティアヌスルコ

は、十字架と訳されていたギリシャ語スタウロスを「苦しみの杭」と訳している。このスタウロスという語は、古典ギリシャ語において、どのような意味があったかについて、ダグラス編、1985 年版、新聖書辞典(いのちのことば社発行)に相当す

るギリシャ語は、「十字架」(スタウロス：動詞スタウロー)は第1に、まっすぐな杭もしくは梁材を意味し、第2に刑罰や処刑のための道具として使われた杭を意味する」と述べている。(関連資料：インペリアル聖書辞典 P・フェアベアン編 ロンドン、1874 年版、第 1 巻 376 ページ英文、jw.or.jp 検索)



ローマ人はラテン語でクルクスという名で知られていた処刑用具を使ったとされ、聖書をラテン語に翻訳する際に、スタウロスの訳語としてこのクルクスという語が用いられた。

同聖書辞典は「ローマ人の間で

②ローマ時代の処刑の像 さえ、クルクス(英語訳クロス)は、もともとまっすぐな柱であったようだ。しかもこの意味のほうが常に主要な用法であった。」と記述する。ローマ市民に対しては、市民権のゆえに忌まわしい処刑は行われなかった。ではローマ以前の諸強国、例えばアッシリア、バビロニア、エジプトなどはどうであったかと言えば十字架という人工的な処刑用具を使用したという事実はほとんどどこにも見出せない。残忍で有名なアッシリアは、1本の木に死体を突き刺し、道路沿いにさらした事実は普遍的理解である。バビロニアではタンムズ神にささげるため、頭文字をとったT型(下欄絵画像)の刑柱を用いたとされる。

資料から分かる事実として、十字架を用いることはキリスト教伸長以前(1世紀以前)にすでに異教の国々の生活習慣に取り込まれており、古代ユダヤ地方の処刑は、施政権をもつローマの方法に従って実施されて



②T字型の処刑 ロッソ

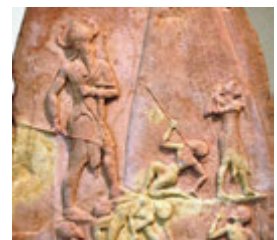
いたと認めるのが自然である。本来の疑問に戻って考えると、恐らく聖書写本資料を知識として得る立場にあったと思われるメッシーナは、他の罪人2人と同じようにキリストも「木」or 杭の刑柱に掛けられているところを描きたかったと考える。

コンスタンチヌス帝以降、ローマの固有信仰に十字架崇拝を取り入れたローマの崇拝形態が確率されたがゆえに、その後諸教会もキリスト 磔刑に十字架刑を位置づけたと見るのは困難な思考ではない。表現者がその点を見れば、活動支援どころか異端審問にかけられる恐れは十分あった。メッシーナはやむなく2人の悪人だけを木につけさせ、キリストのみを十字架にかけることによって、諸教会に対して自身の立場を保つたと理解する以外にこの絵の描出を説明でき得る余地は他にない。この作品に関するメッシーナの絵画描出は、1人で刑柱(スタウロス)を運ばせるローマのやり方を述べた新約聖書記述の意味と異なる可能性を含む。キリストの磔刑を描いたメッシーナの心には、社会情勢と諸権力、特に十字架をシンボライズする諸教会に対する配慮と気遣いを示したことも考え得る。歴史的諸事実と資料は、中世における宗教画に取り入れられ、キリストの処刑に用いた刑柱もさまざまな形(T字型など)に描かせるに至った。しかし3人の罪人が処刑される同じ場面の絵に、種類の違う刑柱が用いられているのは、メッシーナの作品がオンリーワンであろう。

#### 4. アーティストの内面的素因・スキキャン化 ②

バベルの塔に含む権力者への思い、反応を探る資料的根拠として旧約聖書は、4千年以上も前に手がけられた巨大な塔の建設発注者がニムロデ(ニムロド)という名で知られる力ある狩人(権力者)であると述べている。

旧約聖書の意味するところでは、偶像崇拝者で知られるニムロデは、天まで達する塔建設の施工を通して、自分自身が神のように崇拝されることを望んだ結果である



②ナラム・シン<sup>3</sup>の戦勝碑

との行為している。その建設コンセプトは、人間の権力以上の概念として「自分が神ようになる」<sup>3</sup>という暴挙と思える行動をニムロデ自身がとったことを表す。

信憑性についてのバベルの塔は、単なる逸話であるとする主張と、実在したという主張があるが、実在説の根拠とされる資料に、「多くの種族の始祖とされているペレグ (Peleg) [分離の意] (西暦前 2269～) の時代に「地が分けられた」という記述や、族長時代のアガデ (アッカド) の第 6 代王シャルカリシャリのテキスト<sup>4</sup>(円筒印章とその陰影)に、「同王がバビロンの神殿塔を修復した」という物的根拠に近い資料の存在がある。またウルの遺跡を (4 頁左欄写真) 見ればかなりの規模 (紀元前 2000 年頃) であり、年代的、地理的にも近いシナルの地の「バベルの塔」は実存したと見るほうが適切である。むしろ逸話であると主張する根拠的資料は提出されていない。本絵画における表現者の動機は、人間の権力者に対して弱い立場である農民たちを擁護し、強い権力者であっても、絶対的権力者にはなれないといった真逆の状況を表現したかったと窺える。農民画家と呼ばれるゆえんは、農民の生活習慣や場面を単に描いたのではなく、農民の立場や弱者のことをよく理解しての心情表現を描くゆえに、そのように呼ばれたに違いない。



② バベルの塔 ピーテル・ブリューゲル (1563 年)

提出した資料を検証すると、16 世紀のブランド公国 (現在のベルギー) の画家・ピーテル・ブリューゲルが描いた “バベルの塔” は、描かれた意味合いに近づこうとするほど、以下の質問の答えが求められる。「ブリューゲルは上記の動機以外にどのような意図を持って描いたのか？」この疑問に触れた資料や評論はほとんどなく、はるか古代の出来事ゆえに推測の域を出な

い結論となる。プロデースの眼—コンピテンシー的視野から描かれている情景をよく観ると、ブリューゲルの描きたかった内面の思いが読み取れる。当時の建設の土地シナルは、チグリス・ユーフラテス川の合流点にあるところから、交易や文化の中心地であり、絵の背後に広がる町々を相当規模で描こうと努力したことが確認できる

ブリューゲルはニムロデが実在する支配者であったことを念頭に置いている。政治的、経済的にもその地域の支配者ニムロデは大きな権力を有しており、独裁的な力をもって民を奴隷のように扱っていたことを描こうとする。

資料的価値として旧約聖書及び 1 世紀当時の歴史家ヨセフスの記述 (ユダヤ古代誌) は、最大レベルの信頼すべき情報源として扱われてもよく、特に旧約聖書は考古学的資料としても、幾多の年代的、歴史的事実が、後代に多くの物的証拠で裏付けられており信憑性が高い。以下旧約聖書関連資料として創世記 11 章 8 節の記述を紹介する。英語訳が違う 2 つの聖書 (アメリカ標準訳英文と新世界訳英文) では 11 章 8 節の表現を一部異にする。日本聖書協会口語訳では「彼らはその町を建てるのをやめた。」という訳であるのに対して、新世界訳口語訳は「彼らはその都市を建てることからしだいに離れていった。」という訳出である。日本聖書協会 語訳と同じ訳出であるアメリカ標準訳 (1901 年) では…

「Jehovah scattered them abroad from thence upon the face of all the earth: and they left off building the city.」と訳出。

新世界訳英文では「Accordingly Jehovah scattered them from there over all the surface of the earth, and they gradually left off building the city」と訳出。

gradually (しだいに) という語句があるかないかの違いであるが、その違いは大きな意味合いを含む。新世界訳について参照資料付新世界訳聖書・6-12P では、ギリシャ語アンシャル体写本群から、ウエストコット



とホートのギリシャ語本文、アメリカ標準訳をベースに文脈が考慮されていると述べており、バベルの塔建

設の崩壊場面では gradually という語句があることで、ブリューゲルの描出と極めて近い訳出となっている。ところが建設中の塔に人々の数がそう多くない。同プロジェクトの規模であればおびただしい人が労働



② Jacob Grimmer のバベルの塔

供出されてもよいはずである。創世記11章8節における gradually に対応するかのように、工事の進捗状況に

対してニムロデの焦りが描き出されている。ところが Jacob Grimmer (1526-1590 年作) の作品を観察すると多くの工事関係者たちが描かれ、塔に通ずる道路も工事作業場も人であふれている。一方ブリューゲルが描いた絵を冷静に見れば、ニムロデは絵の左下方に家来を引き連れた権力者として視察している。ニムロデと思われるこの人物は工事を早く進ませるため、部下に命じて人々を棒で殴らせている場面まで描いている。ニムロデにとって工事の遅れは受け入れることができない問題であるはずであり、焦りの心情を怒りとして表現、1人が両手を地に伏せてひざまずき許しを乞うている。塔建設の2人の画家による2作品は、工事の進捗状況という時間軸においては絶対的権力者が介入する力(言語の混乱)の行使以前か以後かという点で対照的な描き方となったと観る。農民画家ブリューゲルは人間の権力者への反抗と皮肉を込め、あえて工事の遅滞現場を描いたことになる。このような考察はある意味で萌芽的であり、受け入れにくい論評とする印象を与える。しかしプロデュースの眼で観れば、表現者はあたかも哀れな結末を迎えようとしている建設状況(真実の素材)を描くことによって、権力者へ警告の一石(人間性の回復)を投じた(制作した)ことを鑑賞者に訴えようとする表現者の真実さを識別する。翌年に、塔がほぼ完成したバベルの塔を描いているが、その理由も完成

し得なかった建設への皮肉、風刺と理解する。

#### 4. アーティストの内面的素因・スキャン化 ③

ドガが、ピット内で舞台上を見上げる位置にありながら、あえてその位置から眺めれば、踊り子の下半身



② オペラ座のオーケストラ ドガ

ではなく、むしろ踊り子の上半身が見えるはずであるが、現実には下半身が描かれているのである。この絵の場合、踊り子の顔は、ドガにとって重要視されるものではないように思える理由として、積極的に描きたい対象は下半身の“動き”であった。中年時代に入ったドガは、視力が弱くなり、自然光を避けたといわれる。であればその肉体的な客観的状态が室内照明のもとでの動きを発信することによって、アート性を追求したいと思ったことに不自然性はない。

右の絵は稽古という場面が描かれている。稽古場では、教え手の指導に聞き入るバレリーナたちの真剣さが、張り詰めた空気を感じさせ、動きはない本番では、完成させた動きとともに、踊り子の顔の大部分すなわち描き手の位置に向かって、顔を全面的に向けているが、踊り子にとってこの仕草は角度的に難しい動作となる。静から動、2つの絵はセットで生きる。ではドガが動作の演出を図ろうとするのはな



② バレエのレッスン ドガ

ぜか。答えが提出されるとすれば、舞台芸術の根幹である“聴かせる、観させる”のレベルを忠実に描くことに美を感じ、“動きを主役”として鑑賞者に見てほし

いと強烈に願った結果であると確信する。

2. 考察視点でも触れた同根異種のように思える比較したい表現者（吟遊詩人）の存在を改めてスキャン



㊦ 練習風景 ドガ

したい。絶対王政期崩壊期から近代主権国家の時代を生き抜き、ドガよりはるかに遡る一連の人々：中世における独特の動きを発信した「吟遊詩人」の存在価値を知ること、集団としての「吟遊詩人」と個人としての「ドガ」との対比

が可能となり、プロデュース面でどのようにドガの内面的素因と関連付けができるかという思考につながる。読んで字のごとく吟遊詩人とは、詩曲を作り各地を訪れて歌った人々を指すが、その存在は単に貴族たちや諸侯に楽しみを与えただけでなく、作成された詩の中に含まれた各地域の情報や生活様式が、聞く人々の目や耳



を楽しませていた。貴族や王出身の吟遊詩人<sup>6</sup>マーティン<sup>㊦</sup>の詩人は各地の宮廷の出来事を、修道士出身の吟遊詩人は、ラウダ<sup>7</sup>（民衆の宗教歌）と呼ばれる賛美の歌を作り聞かせ人々の心をいやし、かつ伝道作業も行っていったといわれる。彼らはアートを発進させ、生きた動くメディアであった。無意識のうちに、メディアとしての役割を果たしていたからこそ、彼らは旅先で歓迎された。元貴族のほか僧侶出身の吟遊詩人は、各地（王族や貴族、家庭）を訪ねては、自作の音楽を聞かせ、今でいうシンガーソングライター的な側面を持ち合わせていたと結論する。

日本でいえば琵琶法師に当たるが、彼らは単に自作自演の音楽を聴かせただけでなく、地域や貴族の訪問を通して、肌で感じた生きた情報を提供しその存在感は小さくはない。活動エリアは広くイタリア、ドイツ、

フランス、イギリスにまで及び、吟遊詩人は動くアーティストであり、動きそのものがアートの発信であったと考察できる。この見方もプロデュースのコンピテンシー見地からであり、ドガに重ねると“動き”をコンサートやバレエをアートという衣（ころも）に見立て、“動き”という上衣（うわぎ）を着せ、結果的に2重のアートを表現しようとしたと考える。外側の衣は、動的な表現や迫力を増し加えており、そこに動きに加え2重のアート表現を提供したと観る。吟遊詩人は、作詞、作曲まで行う行為だけですでにアートが完成しており、その上にシンガーとしての衣を着ている。その衣に“動き”というさらなる上着を着て、アートを発信した。

両者とも歴史を通して大きく評価され、ドガは印象派に属する世界の画家として名を残し、吟遊詩人は個人としてではなく、総称としての名を現代に至るまで、存在感という実を残した。

## 5. アート（絵画）が観光資源となる理念的実体との関連

文化芸術（絵画）が観光資源と成り得るための理念の実態との関連が以下確認された。哲学者・岡田雅勝は世紀末ウィーンに育ち生きた作家シュテファン・ツヴァイクの思考について触れ「（ツヴァイクは）ヨーロッパでウィーンが極めて文化的なものへの欲求を追求していたとしてウィーンを捉え、モーツァルト、シューベルト、ブラームス、ヨハン・シュトラウスなどの音楽家を中心に、ヨーロッパのあらゆる文化が合流し、…コスモポリタン都市としてウィーンを描いている。」…（世紀末ウィーンとウィトゲンシュタイン 岡田雅勝 北海道大学哲学会哲学書 39号」57P から引用）…と述べる。

ウィーンがコスモポリタン都市と成り得る理由として多様性、寛容性はもちろん地理、環境、民族、多民族、政治、宗教的な要因すべてがアートと関連する歴史的必然性を所有していたからに他ならない。

ウィーンがコスモポリタンの性格の都市になれば、アー

ト分野は観光資源と成り得る可能性が高くなるといえる。具体的には歴史、自然、文化、芸術、建物、インフラなど多くあるが、ウィーンはそのほとんどをインクルージョンしている。

都市がアートを包摂し追及することは何を表すのか。オーストリアの文化政策における連邦芸術振興法の1つの条文には「…振興は、とりわけ同時代（現代）の芸術、その精神的発展、ならびに自由及び寛容（Toleranz）の精神で芸術の多様性に配慮しなければならない。すべての分野の国民が芸術に到達可能になるよう、ならびにオーストリアにおける芸術生活の発展のために物質的必要条件を改善するよう努めなければならない」とある。

すべて（人々）が、多様性への配慮と芸術への寛容維持のために物質的必要条件を改善する努力を呼び掛けている。呼びかけの趣旨にフォルクヴァンク思想を重ね合わせると「文化が社会を変える」、いわば人間社会の成立は文化芸術的な基盤がなければ、本質的に社会が成熟しないという結論と共通項がある。

西欧絵画というミクロ的視野では貴族、諸侯、教皇、教会の相対的支配権者、中産市民階級がアートを包摂したという歴史的事象を誰も否定し得ない。

その基盤部分の内的思考が宗教観、市民意識、民族・権力意識であるはずであり、表現側と鑑賞側が培い保有してきた共通の霊的・精神的パワーや道徳的価値観の共有、シンクロニシティ（共時性）の片方は、支配階級から共同体的組織へと移行、その延長線上に観光資源形成に必要でエネルギー豊かな着地型プラットフォームの出現がある。

着地型プラットフォームが存在しない場合の現実的苦悩として、国際的マリンバリスト・名倉誠人（ニューヨーク在住）は「アメリカで幾百回のアウトリーチをしても継続性がない」（本人・取材コメント2013年10月本学研究室）と危機感を発信する。

この点、和泉流狂言家・野村万乃丞は着地型プラットフォーム創生というパワーについて「地域が一体となったとき初めて、固有の文化が創造されるだろう。それは、市場原理から生まれた空虚な文化とはまったく異なる

ものだ。」…と述べる。（Gallery SHIMADA & Art Support Center KOBE Info・2013年12月、915号、野村万之丞発言から引用）

2人のコメントの隔たりを埋める確証的な回答については、1P右欄下部で触れた欧州文化都市に選定されたドイツの工業都市・エッセンの脱皮に求めることができる。エッセンが潤いある都市に成り得た答えは「人間性の尊重という尊厳行為なくして、本質的に社会が成り立たないことをいったん認識すると、文化芸術こそが必要不可欠な存在であるとして、都市が生きる方途を変えることができる。」という宣言主旨そのものがあり、欧州文化都市の精神的旗印となった。表現者のアウトリーチが生きるためには”つなぎのパワーが不可欠であることを認める。

## 6. 結論

表現者における“美”について哲学者・岡田雅勝は、クラウド主義者であるシェーンベルクは「美的なものはシェーンベルクにとって作曲家の誠実さの所産であり、作曲家が真理を探求することと相関している。」「芸術は真実を得ようと努力する」（世紀末ウィーンとウィトゲンシュタイン 岡田雅勝 北海道大学哲学会「哲学書39号」66Pから引用）という立場であることを記述する。

表現者の1人俳優・榎本孝明は、純粹さと美について「ひたすら純粹に生きる人はそれだけで美しい」（心は風のままに、47P 引用 榎本孝明、東京新聞出版局、2006年）と訴える。

岡田雅勝、榎本孝明、名倉誠人、野村万之丞それぞれは表現者にとって、画家にとってその美しさとは、「純粹に生き、誠実であり、真理を探求する」ことを強調、3人それぞれに一致点を見出す。

絵の手法や技法について論評することも大切であるが、芸術に秘められた内面的素因が鑑賞者に訴える誘引要因となることを見逃せない。鑑賞者自身も歴史的、地理的、文化的、社会的な時代を経た精神的、思想的、宗教的ベースを持ち合わせており、最終的に主題に至るため「真実とは、権力とは、人間の動きとは、美しさとは」

## 法的整備

い、表現者の描き項目と内面的素因をスキャン化

### 地域プラットフォーム 官・産・民による支援、振興

事例1. 表現者メッシーナはキリストが残虐な処刑を被った十字架刑であるのに、3世紀以後に取り入れられた十字架崇拝を奨励する教会への大いなる不信、反抗の可能性も否めない。

あるいは1本の杭の処刑が真実であったと確信しているならどうしても描けなかった心の葛藤を、両サイド2人の処刑（1本の杭）表現に真実を求めたと考える以外に確信する答えは見いだせない。

ブリューゲルの「バベルの塔」は、抑圧された支配階級への皮肉、反抗的精神、絶対権力者は人間ではない、人間は相対的な権力者に過ぎないことを描きたかったと観る。ブリューゲルにとって進まない工事は、言語を混乱させ、人々が散らされた結果でなければならなかった。結論的事実はメッシーナ自身の絵が明らかにする。

ドガが描いた「オペラ座のオーケストラ」の“動き”の発信は、弱体化する自身の肉体への反動であり、絵の中に動きへの憧れが込められている。

絶対主義的王政の崩壊から中産市民階級の政治的、社会的、文化的解放がドガは発揚、喜びが奔放さとして描かれていく。オーストリア・ウィーンなどが近代律法における文化政策が確立したのは、今から30年～40年前である。表現者たちを支えるのが個人であれ、支配階級であれ、市民グループであれ、表現者（提供側）と鑑賞者（受手側）の内面的素因とパワーはチャート（次頁右欄）に表れている共同体的組織をダイナミズムに生み出す。

組織パワーを生み出す補完的要素の一つに教育があることはいままでもないが、近代におけるシュタイナー教育的思想が創出する専門能力保持者に対して、市民の理解と支援（支援組織形成）という基礎的な共同体パワーを生む。

プロデュースのコンピテンシー的考察からすればミクロ的観光資源と思える絵画が、普遍的な観光資源となる成立要因は、アート作品自身に宿る理念的実体（内的素因）が可視化され、鑑賞者（大衆・市民）に宿る内的素因とが影響し、互いに引き合う点にある。

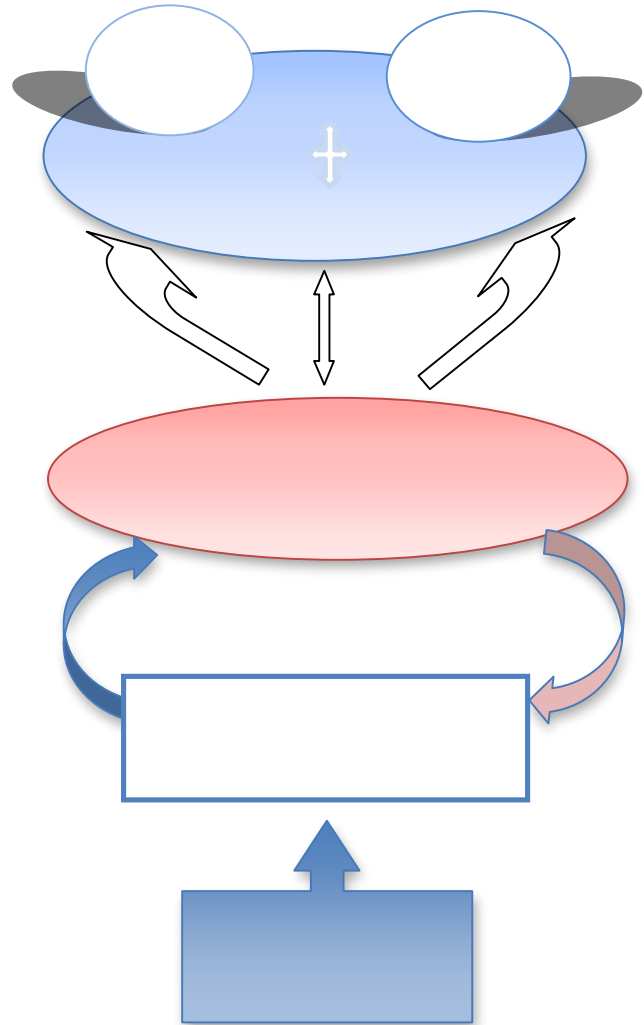
## アート作品

理念的実体 内面的素因

## 観光資源の創生

【理念的実体 ↔ 資源創生】

チャート



両者の内的要素は歴史的にも時間をかけて形成されたが、さらなる市民、地域連携が進み、着地型プラットフォームが適切なる環境づくりや支援を保つなら、名画に宿る観光資源としての潜在性は、理念的実体そのものが可視化（作品化）され、資源創生に貢献し得る。言い換えれば継続されたシンクロシティは人々を結合させ、リピート客産生となる資源に変わる。名画に内在する理念的実体（内的素因）可視的観光資源創生に脈絡として働き続ける。



## ○ 脚注の説明

- ・文中に引用するのが適切と思われるものは引用先を明らかにし記述した
- ・文中における「アーティスト」は「表現者」に置き換えて記述。“項目”と“吟遊詩人”を示す場合における「アーティスト」はそのまま記述した
- ・引用説明の必要なものは文面中の上付き小文字として表記し、文末脚注（以下1. ～7.）にて述べる。

1. 内的素因は内面的素因と同じ意味として、本研究では理念的実体に相当する概念として各記述。哲学的な意味で理念とする位置づけではなく精神的、文化的素養、宗教観、人間生本質などとして捉える

2. フォルクヴァンクという名称は北欧神話における美と愛、豊穡、戦闘の女神フレイヤが居住する宮殿の名「フォルクヴァンク」に由来。(Art words「アートワード」小野寛子著述部分・フォルクヴァンク美術館説明文中から引用) オストハウスの思考形態の総称として呼ばれることがある。

3. 歴史学上の資料では、メソポタミア史上初めて自らを神と主張したのは、アッカドの王でサルゴン一世の孫・ナラム・シン(シンは月神の名)といわれる。Louvre Sb4 キャプションから。

4. 族長時代のアガデ(アッカド)の王シャルカリシャリのテキストは、同王がバビロンの神殿塔を修復したことについて述べており、同王の治世以前にそのような建造物が存在していたことを暗示している。Insight on the Scriptures II - 234～235P から引用、Watchtower Bible and Tract Society

5. 「ギリシャ語『スタウロス』の正しい意味は何かを掛けるとか、1区画の土地を囲うのに使う杭、まっすぐな柱、あるいは1本の棒杭である。」Jw.org(索引1977.3/8)

6. トルバドゥールは12世紀から13世紀にかけて、南フランス全域で隆盛を極め、詩人でもあり音楽家であり、品格あることばで詩を書いた。トルバドゥールの語源から「作る、考案、発見」から派生したといわれる。貴族、僧侶、役人出身の人々もいた。(次頁文献資料から)ヘブライ語聖書・民数記21-27で「あざけりの詩を口にする者たち」または「箴言を語る者たち:吟遊詩人たち」と訳されており、起源は紀元前1500年頃と推定される。

7. 「ラウダ」はオラトリオの原型ともいわれ、祈祷所で歌われたと呼ばれる数節からなる。歌いやすくて単純な短い歌であった。ラウダができた当初は、一声であったが、時代と共にその声部が増えていった。(Wikipedia オラトリオから)「イタリアにもトロバトーレがいて、ダンテらもその影響を受けたが、彼らの音楽は伝わっていない13世紀には、アッシジのフランチェスコの宗教運動と結び付いた。俗語による単旋律宗教歌ラウダ: lauda(賛美)が中部イタリアで作られ、祈祷所などで詠唱された。(世界大百科事典ラウダの言及項目から)

## ○ 引用・参考文献

- ・「ブリタニカ百科事典」第6巻753P 1946年英文
- ・「世界大百科辞典」第2版 ラウダの言及項目
- ・「バベルの塔」日本聖書協会口語訳1980年、新世界訳聖書、Watchtower Bible and Tract Society2006年英語訳、アメリカ標準訳1901年:各創世記11章8節を参照と引用
- ・インペリアル聖書辞典 P・フェアベアン編(ロンドン、1874年版)第1巻376ページ英文。(Jw.org 検索)
- ・「バベルの塔」岩波書店広辞苑-第四版2095P
- ・「新世界訳の説明」参照資料付新世界訳聖書6-12P引用
- ・「アガデ(アッカド)の王シャルカリシャリのテキスト」日本語・洞察2、555P、1994年・英語訳 INSIGHT Vol・2、234-235P

- ・聖セバスティアヌスに関する引用、ウィキペディア百科事典、
- ・「西アジアにおける都市化過程の研究：文書史料におけるセムの系譜、アムル人、ビシュリ山系」(Newsletter No. 2)山田重郎、筑波大学大学院、2006年
- ・「自治体の文化振興はどうあるべきか～ドイツの先進事例から考える」～神戸大学・国際文化研究科国際文化交流フォーラム冊子、2013年
- ・「文化芸術に関する調査研究資料3アウトリーチ戦略」財団法人・地域創造、2010年
- ・「トルバドゥール詞華集」瀬戸直彦編、大学書林、2003年
- ・「中世ヨーロッパの歌」ピーター・ドロクケ著、高田康成 訳、水成社、2004年
- ・「地域ビジネスとして発展するインバウンド観光」日本政策投資銀行&日本経済研究所、2013年
- ・「メセナ制度と芸術家たちーカール・エルンスト・オストハウスとその改革思想」Marion Settekorn 天理大学学报、1949年
- ・「フォルクヴァンク美術館における展示形式の変遷 非西欧へのまなざしと併置的展示の実現」28P 安永麻里絵、東京大学、2008年
- ・「ウィーン精神ⅠⅡ ハプスブルク帝国の思想と社会」W・M・ジョンストン みすず書房、1986年
- ・「コミュニティ財団による市民メセナの評価と展望、」神戸大学 鶴山論叢 2013年
- ・「もうひとつのヨーロッパー多文化共生の舞台」内藤正典 古今書院 1996年
- ・「民族復興期中欧チェコにおける民衆文化の成立と展開」鳥取大学地域学地域研究科第2巻2号 内藤久子、2005年
- ・「世紀末ウィーンとウィトゲンシュタイン」岡田雅勝 北海道大学哲学科「哲学書39号」57P、66Pから引用、2003年
- ・「東アジア文化都市の実施に向けた調査研究報告書」
- ・資料編欧州文化都市 三菱UFJリサーチ、2013年
- ・「文化権の確立に向けてー文化振興法の国際比較と日本の現実」オーストリア文化振興法の構造と特徴 小林真理、勁草書房、2004年
- ・「心は風のままに」47P 引用、榎本孝明、東京新聞出版局、2006年
- ・「野村万之丞コメント」Gallery SHIMADA & Art Support Center KOBEInfoー、2013年12月915号引用
- ・「ナラム・シン<sup>2</sup>の戦勝碑」Louvre Sb4 キャプション
- ・「フォルクヴァンク美術館」アートワード (Artwords) 説明文中から引用、小野寛子著述部分
- ・「名倉誠人コメント」国際的マリンバリスト・ニューヨーク在住・研究室取材、2013年10月
- ・「新聖書辞典」ダグラス編 (いのちのことば社) 1985年
- ・「オーストリアの幼児造形教育から学ぶこと」若山育代論文 広島大学大学院教育学研究科、2008年

# リスク認識とクライシス対応

## 一つの事例による地域リスク対応の考察

神戸夙川学院大学教授 澤山明宏

### 【目次】

1. はじめに一リスクの多様化
2. 構成と方法
3. 事例—1980年9月イラク
  - (1) 兆候—1980年9月21日まで
  - (2) 勃発—1980年9月22日
  - (3) 対応—1980年9月23～25日
  - (4) 避難—1980年9月26日
  - (5) 後日
4. 考察—リスク認識とクライシス対応
  - (1) リスクの認識
  - (2) クライシス対応
5. 事例を超えて一地域リスクの考え方
  - (1) 状況への理解
  - (2) 属人的要素の限界と可能性
  - (3) カテゴリーの細分化
6. 結論

### 1. はじめに一リスクの多様化

長く海外での商取引、駐在に伴うカントリーリスクが問題にされてきたが、リスクの内容は、主に当該国の政情、経済の悪化による取引ならびに駐在する取引関係者の身の安全確保が中心であった。このようなカントリーリスクの研究は日本では海外との商取引開拓の先端にあるとされた総合商社が中心であった。

そこにおけるリスクの被害を受ける対象は取引自体と現地での担当者に絞られていたと言える。また、リスクそのものも当該国の政治と経済の「長期的な変動」に起因するものと推定されていたと言ってよい。(このような推定が1980年代当時に

すでに有効性を失いつつあったことは本稿の事例で取り上げる)したがって、リスクからの保護の対象も取引と長期滞在の駐在員が中心になっている。

しかしながら、今日、商取引以外、特に観光目的で海外に滞在する日本人は商社や海外取引の担当者に限らず、観光あるいは留学など目的が多様化し、並行して駐在者のみでなく短期間の旅行者も海外でのリスクに巻き込まれる可能性が高まっている。現実にはエジプトやバリ島のテロ事件に巻き込まれた観光旅行者、ニュージーランドの地震に遭遇した留学生が落命する事件が起きている。このようにリスクの種類(テロ、自然災害など)ならびにリスクにさらされる日本人も共に増加し多様化していることに注目しておく必要がある。目的がビジネスであれ観光であれ、滞在が長期であれ短期であれ、リスクが突発的にクライシス(危機)として現実化した場合への対応の研究の重要性が高まる一方である現状と認識している。

本稿はこのような研究の一例として、過去の一事例を参考材料にしながら、具体的な事件のフォローから始めて、リスク・マネジメントと一括されている「リスク認識」と「クライシス対応」についての実践的な見解をまとめることを目指したい。リスクと言えば大まかであり、日本国内での犯罪や争乱のリスクも含まれてしまうが、ここでは海外の「各地域固有のリスク」に限定しておきたい。

### 2. 構成と方法

本稿の大まかな構成は次のようになる。

①事例（一資料）としてのイラク・イラン戦争勃発時（1980年9月）前後の現地（バグダッド）での危機対応の記述

②①からの複数の問題の抽出と考察

③②に基づく応用可能な見解のまとめ

①については、筆者自身はその渦中にあり体験したことから、詳細を一種のオーラルヒストリーとして語れる立場を活用するものであり、イラクとイランの間に勃発した戦争をめぐる、一定期間の一総合商社のバグダッド支店を中心とする関係者の行動を記述する。記述の中心に登場するのはビジネスマンであるが、現地滞在目的がビジネスであろうと観光であろうと大差がないことは理解頂けると思う。何よりも当時の筆者は若手の出張者であり、現地事情にまったく疎い上に重要情報から遠い立場にあり、現地での展開に一喜一憂を繰り返す、つまりは観光旅行者にきわめて近いものであった。

すなわち①においては、海外での予想外の事態に直面し、誰がどのように認識し対応したかの記述に集中し、②においては、その対応はいかに評価できるかを中心に考察する。この考察をもとに、③において、②の考察をリスクが多様化した現在への適用のための基本を要約したい。

この方法の問題点は、記述者が事例に関わった筆者であることに多分にある。主観的・客観的な観察が交錯することは避けられず、また情報の偏りや漏れ、特に記憶違いなどにより、正確な記述であるとは言いがたい。これを自覚しつつ記述し資料とするのは、前章に書いた問題認識に対し、筆者の経験記憶が最も活用できるタイミングが、多くの日本人が多く地域で多様に関わっている現在ではないかと考えるからである。余談のようなトピックもあえて省かず記述した。また、カントリーリスクよりも「地政学リスク」という用語が普及した今日、リスクの捉え方についての一定の示唆も得られると考えている。リスク対応がリスクの定義によって変わることは言うまでもない。

### 3. 事例 — 1980年9月イラク

（以下の記述において、固有名詞はすべて頭文字の仮称で表わすこととする。当時の関係する企業にも個人にも公式の記録はなく、何ら迷惑の及ぶ内容ではないと信じるが、捉えようによっては筆者の意図と裏腹に、批判と受け取られる可能性もはないからである。筆者の時間把握や記述も今となつては曖昧な部分もある。主語は明記しないかぎり筆者本人である。また、段落にアルファベットを付記し、後半の考察での引用のためのインデックスとする）

（1）兆候—1980年9月21日まで

（a）総合商社M商事のバグダッド支店は前年の隣国イランのイスラム原理主義革命による混乱を睨みつつイラク現地での商権拡大を目指している。機械類、消費財のイラクへの輸出は、同国の石油輸出に支えられた購買力を背景に、十分な伸長を期待できた。

（b）筆者は9月10日夜、パリ経由バグダッド空港に到着シタワーホテルに荷を解く。出張目的はイラク政府公団に輸出した某メーカーの空調機の慢性故障発生に伴う修理対応エンジニア・グループ7名へのイラク各地での現場活動と無事帰国への支援であった。日中気温は摂氏40度以上。夜間は涼しく、以後晴天に恵まれる。

（c）バグダッド支店のK支店長以下幹部に挨拶するも、筆者の所属グループからは駐在員がまだ派遣されていない。折から隣国ヨルダンのアンマン駐在員Y（30）が同じグループであったことから懇意になる。Yはアラビア語に熟達しアラブ文化にも精通していた。

（d）到着の翌日、昼間に空襲警報めいたサイレンが5分間鳴り響く。支店長代理のIがこんなことはなかったことを口にする

（e）9月はじめの朝日新聞朝刊の囲み記事に、シヤタルアラブ川を挟んでのイラク軍とイラン軍の小規模な銃撃戦があったことが報道されていた。



(f) 9月12日から15日にかけて、メーカーのエンジニア3名と共にイラクの南部最大の港湾都市バスラにイラク航空で向かう。バスラを基点にナシリア、アマーラの空調機取扱い部局（イラク公団管理下）を現地人ドライバーの運転による自動車で訪問し、修理の進展状況を確認。帰途バスラ近郊でイラクの戦車の集団の移動に出会い、道路閉鎖による渋滞に巻き込まれる。

(g) バグダッドに戻り、バスラでの目撃を支店内で報告。東京本社には所属部直属上司に電話で説明。翌日、異常は発生しないとの調査部見解を知らされる。

(h) 事態を異常と判断したエンジニア・グループのリーダーU（五十代半ばの戦争体験者でもあり、エンジニアの中では唯一英会話できた）は即刻の帰国を主張した。修理状況が順調であり、公団の幹部も賛成したことからエンジニアの帰国を19日と決定し帰国した。筆者は期間を定めずバグダッドに残ることとした。

(i) イラクでの2週間以上の滞在にはビザの延長が義務付けられていた。日本人の場合、他のアジア諸国（特にインド、パキスタン、中国、フィリピン）と同様に混雑し冷房もない一箇所で長蛇の列の中で待機しなければならない。パスポートを預けてから一日から四日、ベンチもないところで待たねばならず、返却されるパスポートは、20メートルも離れたイラク出入国管理局担当者のデスクからたどたどしく名前を呼ばれてはじめて取りに行ける。

(j) 当時のイラクは建設ラッシュであり、各国からのエンジニアと労働者が殺到していた。アメリカ、西ヨーロッパよりも東ヨーロッパ（東ドイツ、ポーランド）のエンジニア、インド、パキスタン、フィリピンからの労働者が目立った。

(k) 9月20日、筆者は出入国管理局に行ったが、混雑ではパスポート紛失の危険もあると思い先輩のYに相談した。Yもビザ更新の必要があり、共に21日、管理局の上層部に直接かけ合うことに

する。この案は成功し管理局の別室にパスポートを預け、翌日取りに来ることで収まった。Yと筆者はパスポートを所持せぬまま22日を迎えることになる。

(2) 勃発－1980年9月22日

(a) タクシーのドライバーから「イラクとイランが戦争を始め、イラン空軍がバグダッドを攻撃に来る。空港は閉鎖された」と聞く。バグダッド空港に向かい空港閉鎖を確認する。支店幹部の勧めもあり、滞在中のホテルで荷物をまとめ、急ぎ支店駐在員の独身寮の空き部屋に移る。

(b) 午前零時過ぎ空襲警報が響く。寮のベランダに上がり、支店駐在員らと空を見ると、雲の上にジェット機の飛行音と低い爆発音が連続して聞こえる。地上からの対空砲火の火線（曳光弾の軌跡）が数本上がっている。市民が通りに出ているが、道路規制はない。その後数度の空襲警報が響くが、23日午前にベランダより彼方に上がる黒煙を目視。午後にはいずれの所属か判明しない空軍機の低空飛行を近くに見るが、これがイラン機でないとは周囲に対空砲火もないことから後になって考えたことである。一度ミサイルめいたものの飛来に見える物体を見て、日本人は皆あわてて室内に逃げ込んだりもした。付近に爆発音はまったくなかった。

(c) 支店内で「イラクは経済発展が始まったところであり、イランはイスラム革命の直後だから、両者にとって損な戦争だからすぐに終わる」との意見を何度か聞いた。一方、「日本は自衛隊も救難に派出できないか」「市民が混乱して略奪を始めるかもしれない」という嘆息混じりの不満、不安も出た。

(3) 対応－1980年9月23～25日

(a) K支店長が駐在員と出張者全員を集合させ、「事態を深刻視し、婦女子、関係先出張者、M商事出張者の優先順位で陸路イラクからヨルダンに

避難させる」との決定を伝える。ヨルダンの首都アンマンの支店長以下駐在員、サウジアラビアの駐在員までが待機支援に回る。

(b) 陸路退避を決定しながらも、陸路の安全確認が必要であり、2名の駐在員が現地人ドライバーと一緒にバグダッドからヨルダン国境まで西に走る道路事情のチェックに出る。他の商社やメーカーも独自の退避ルートを検討し、北上してトルコに出る退避路を選んだところもあった。ヨルダンまでの道路状況チェックから帰ってきた駐在員はK支店長への報告後、「5時間の走行途上で空襲に遭う危険がある」ことを語る。

(c) 25日、バスを仕立てて前後を乗用車で挟む一群で第1避難グループを構成、早朝にヨルダンに向かって出発した。M商事駐在員家族ならびに関係取引先の婦女子と出張者を乗せている。ヨーロッパ人の駐在者たちはこの第1グループに先立って退避を始めていた。同じ日にYと筆者は管理局から順調に滞在延長許可のビザを押されたパスポートを回収した。Yは「これは商機になるかもしれないから俺は残る。君は先にアンマンに出ろ」と避難第2グループに推してくれる。しかし、第1グループのヨルダン到着が確認されたものの、その詳細は実際にヨルダンに向かう当日まで不明であった。

#### (4) 避難－1980年9月26日

(a) 26日早朝、第2避難グループが出発を準備する。M商事からは駐在員のMとその夫人と小学生の長男、もう一人の出張者Jと筆者の3名であり、後は、関係会社Cの支店長と20名近いエンジニアであった。

(b) 出発直前にバグダード駐在員のSが「イラクとイランの両国大統領の協議が始まるようだ」との「新情報」を持ってくる。避難は思いとどまるべしとの響きを帯びていた。しかし、I支店長代理は事態の変化や予想を問わず、出発させる決定を変えなかった。

(c) 午後3時近く、ヨルダンと接するイラクの西部国境の町ルトバに到着するが、そこまでの車中で構えねばならない問題があった。

①イラク国境を出るためにはイラク当局の出獄ビザが必要であった。出国ビザを得るとして、そのビザを押されたら常識ではその日のうちに出国しなければならない。

②イラクを出国するにはイラク国ナンバーの自動車は特別の許可を得なければ出国できない。

③イラクとヨルダンの間には10キロ以上に及ぶ中立地帯があり、イラクを出ればすぐにヨルダンではなく一本の道路と砂漠ならぬ土漠が広がっており、徒歩では進めない。

④したがってアンマン支店からのヨルダン国籍のバスの出迎えは不可欠であった。

(d) ルトバには各国の避難者と彼らが利用する大型車両で混雑を極めていた。その中でM商事アンマン支店のバスが見つからない。Jはアンマン支店との電話連絡（非常に旧式な回線電話しかその町にはなかった）と全員の出国ビザ取得、筆者はC社のエンジニアと一緒にバスを探し出すことにした。

(e) バスを捜索するうちに、M社のマークをフロントに付けたバスを見つける。急いで中を覗くと中国人らしい大勢が乗っており、C社エンジニアの中から「乗っ取られたのではないか」という不安が出る。英語が通じず、彼らが何者かはわからない。このバスをマークしながら捜索を続ける。30分後に低速で入ってくるバスを見る。前を先導するように日本人が走っている。これがアンマンからの迎えのバスであった。

#### (5) 後日

(a) 帰国後、本社では短期間でこの戦争は終わるとの見通しを何度も耳にした。事実、筆者がイラクと無縁になるまでには3年を要した。所属長経由の話だが、陸軍士官学校出身のOBがイラクに

ついてまったく知らないまま、人口、宗教、政治体制などを聞き終わると「どちらかが原爆を落とすまでこの戦争は終わらない」と断言したと聞いた。果たしてイラン・イラク戦争が終結したのは1988年であった。

(b) 2年後の1982年9月、筆者は再度バグダッドに出張した。バグダッドに見本市が開催される。すでにイランによる空襲の危険はなく、戦闘は南部の国境に近い地域で続いていたが、バグダッドは近郊も静かで、ホテルには每晚欧米各国の女性も少なくない客で賑わっていた。1980年最後まで残った日本企業はイラク政府に好感され、滞在ビザ延長に際しては、日本人は空調の効いた綺麗なオフィスで日本語を話すイラク人が対応し30分で手続きが終わるように待遇を改善された。しかし、この頃を境にイラクとの大きい商談は減っていき、日本のビジネスマンの足も遠のいていった。

(c) 1990年、イラクがクウェートを占領、翌年アメリカ中心の多国籍軍がイラクに侵攻し、湾岸戦争が繰り広げられた。この時、バーレンのオフィスで駐在員の避難が検討されたが、一部を残し一部を帰国させる案でN支店長が進めようとしたところ、残留組に指定された駐在員が、イラクの毒ガス兵器使用の噂もある中で、自分たちの生命は帰国対象者よりも軽いのかと問い始め、紛糾した。N支店長はまもなく退職した。1980年当時のバグダッド支店長であったKは90年代に常務となり、役員食堂でなく社員食堂で若手社員らと昼食をとる姿を何度も目にした。

#### 4. 考察 — リスク認識とクライシス対応

前章の「事例」をもとにリスクとその対応について今後も参考になる見解を抽出してみる。そのために焦点を絞る必要がある。「リスクについての認識」、リスクが具体化に現実化した「クライシス（危機）」についての対応」の2点を軸にしながら

考察を進めたい。すなわちリスクとは潜在したクライシスであり、リスクについてはその認識が重要になる。予想されないリスクに対応は準備されない。クライシスは認識されていたか、されていなかったかを問わず、即座に対応を迫ってくるものである。当然、予想されたリスクと予想されなかったリスクでは、クライシスとして顕在化した場合の対応が異なってくるのは自然であろう。

事例のリスクは戦争あるいは安全を脅かす事態が現実化するリスクであるが、このようなリスクおよびクライシスについての考察は、戦争という二国間の軍事対決もさることながら、内戦、テロ、さらには地震、津波などの自然災害への対応についても見解を深めるものと期待している。

(以下で引用する事例記述は前章3の節ナンバーと段落のアルファベットと対応させている)

##### (1) リスクの認識

###### ①兆候について

事例の記述は、兆候が見えていたにもかかわらず関係者がこれを無視したかのような印象を与えるかもしれない。しかし、9月初旬の国境付近の事件(1)－(e)も南部での戦車の大量移動(1)－(f)も事後になって兆候と見えるわけであり、9月22日以前の状況で見抜けるはずがない。では、兆候を兆候と認識させないフィルターが何であるか。これを問わねばならない。

筆者は危機の兆候を見逃させるフィルターを「利害関与 (engagement)」と要約したい。当該国での利害に関与するほど当該国の側に立って事を判断するようになる。ところがそこで関わる利害は必ずしも当該国の利害と一致していない。単純だが、当該国への輸出は当該国にとっては外貨流出であるから最優先事項ではない。すなわち自分の利害を相手国のそれに重ねて投影してしまうと「この国が今戦争などする気にならないはず」という推論で止まってしまう。(1)－(a)の状況下のイラクに関与するうちに(1)－(g)、(2)

ー (b) のような見解に至るのが自然である。現地の「情報」は重要だが、現地の長期滞在者の「見解」を鵜呑みにするべきではない。

当時のM商事の調査部が見解を出したが ((1)ー (g))、本来なら現地を離れた立場から客観的な分析を行ない、警告を発することもできたはずである。それが楽観に傾いたのは、彼らも現地に利害関与の意識を持っていたか、現地長期滞在の同僚への配慮であったかと推察する。インフラや衛生環境が悪い土地の現地駐在者を相手にする日本の関係者が、現地の意見に過分に配慮する傾向があることは十分あり得る。逆に「文句があれば現地に来て見てみる」という勢いで日本側を圧倒する現地駐在員もいた。しかし、「現地」「現場」という言葉の前に客観的分析を放棄してしまうのではリスク管理者には相応しくない。

事例の中で、終始筆者をかばってくれたYもまた利害関与者の一人であり、それゆえに余裕ある言動 (3)ー (e) を維持できたと言えるのである。

## ②リスク認識の評価

リスク認識が適切であったかどうかに関する評価は、リスクがクライシスとして現実化し、クライシスへの対応がどうであったか見えた事後になってできることである。したがってリスク認識は一般に事前に適確な評価を受けることができない。クライシスに至った時に、事態が想定の内か外かが判明した時点で評価されてしまう。このことが関係者を過度なまでに神経質な対応準備に向かわせることもあれば、逆におごなりの対応準備で満足させてしまうこともあるだろう。

本稿の事例において、リスク認識は乏しかったと言わざるを得ないが、クライシスへの対応は結果として誤っていない。このことを念頭に置いてクライシス対応を中心に考察したい。

## (2) クライシス対応

### ①クライシスの中のリスク

潜在的であったリスクがクライシスとして顕在化した時、ただちにクライシスへの対応に向かうべきであるが、仮にリスク認識が先行し事態が想定内で起きたとしても、そこに新たなリスクが発生していることを念頭に置かねばならない。すなわち戦争、テロ、伝染病、自然災害などのいずれの場合でも、それまで想定されなかったことが想定されていく。不安、流言飛語の蔓延により、クライシスが増幅される危険が生じるのである。それは一方的に悲観が占めるのではなく、極度な楽観も対抗するように出てくるゆえに関係者の判断を狂わせかねないものである。

事例においては、(2)ー (b) に記したように、空襲があたかも自分たちをも標的にしているかのような不安を持っている。あの時点で一瞬であってもパニックが発生している。対空砲火は飛行機に直接砲弾を当てるのではなく、飛行機の予想進入経路に地雷のように砲弾を炸裂させ、敵飛行機がエンジンに破片を吸い込み故障することを狙っている。したがって上げられる曳光弾の火線の先に飛行機があるわけではなく、また多数の炸裂弾を打ち上げるだけにその光景は多数の敵飛行機が上空を乱舞しているようなイメージを形成しやすい。このような知識があったとしても現場でこのイメージを免れることは難しいと思う。

また (4)ー (b) に記述したルトバでのC社のエンジニアと筆者が抱いた不安は瞬く間に広がった。背景に (4)ー (c) のようなイラク出国に伴う複数の困難の認識があったと言える。この反動か、ヨルダンからの出迎えのバスに出会った後の彼らは車中で陽気な酒盛りに及んだ。(4)ー (b) に記述したような避難グループ出発直前に発作のように出てきた楽観的予想もわずかな情報に一縷の希望を託そうとする利害関与者の深い不安の裏返しと見られる。

クライシスが発生した後の極度の悲観と楽観の



交錯は巻き込まれた人々の判断を狂わせるゆえにクライシスを増幅させるリスクとして想定しておく必要がある。

## ②リーダーシップ

イラン・イラク戦争は多くの現地進出企業が突発的に戦争地域に置かれるという未曾有の事件であった。それだけに兆候を見逃すことは自然であったかも知れず、また対応マニュアルに類するものも一切ないままに迎えたクライシスであった。負傷者は誰もいないというのは事後のことである。その時点では極度の悲観と楽観が交互した。これが駐在員と出張者全員の判断を狂わせ、さらには口論や喧嘩さえ引き起こしかねなかった。「帰りたい」と出張者が内心で喚けば、「残る自分たちはどうなるのか」というのが駐在員の心情であろう。

このような心理的なリスクをクライシス（パニック状態）に発展させないために果たす現場のリーダーの役割は大きい。統率力あるいは対人影響力が求められる。それらを持つ人材をリーダーに登用すればいいことになるが、事は簡単ではない。この問題を「属人性」と「組織特性」の二つの視点から考えてみたい。

### ・リーダーシップの属人性

事例のK支店長は方針を速やかに出したことによって、婦女子と出張者を着々と退去させながら、駐在員に覚悟を促した。しかし、別の人間が同じことをしたら同じ結果になったとは言えない。駐在員が全員の避難を主張する可能性があった。駐在員がK支店長に従い、N支店長に反感を抱いたのはなぜか。K支店長にカリスマ的魅力があり、N支店長にはそれがなかったからか。

筆者はK、Nのそれぞれに接したことがあるが、いずれを美化するか貶めるかの意図を持たない。彼らに顕著な人格面での優劣は感じられなかった。ただ、K支店長については、最初に接した時の丁寧な対応と、二回目以後に接した時のぎっくばら

んな物言いに落差を感じた。すなわち、事例の「後日」に記したように、K支店長は終始部下とのホッネのコミュニケーションを励行していたと見られる（(5) - (c)）。

リーダーと部下の間のコミュニケーションが部下に及ぼすプラスの効果は、組織運営について理解を持ち組織運営への「関与の意識」を持つことである。一方、マイナスの効果は、リーダーに対する信頼と同時に、格別の待遇（最厚）への期待が生じることである。有事の場合、プラス効果は部下の統率された行動を結果するが、マイナスの効果は部下がリーダーに寛容な対応を期待する素地になりかねない。K支店長が励行したコミュニケーションはプラスの効果を発揮したのかもしれない。N支店長も部下とのコミュニケーションを怠らなかつたはずだが、部下それぞれの事情を「十分に」理解したために有事での処遇に濃淡格差をつけてしまったのではないか。

「孫子」は「愛民は煩う」と記す。すなわち部下へのシンパシーを深めたリーダーは危機対応に逡巡を見せてしまう可能性がある。

### ・組織特性

リーダーは単に部下それぞれの事情を理解すれば事足りるわけではなく、むしろ部下に自分の価値観を示していくことが重要になる。なぜならリーダーは複数の利害関係の網の中心に置かれるマネージャーとして、常に複数の利害の調整を行なわねばならないからである。また、リーダーの行動は組織の中でシンボリックにならざるを得ず、その言動が組織の方向の指標となる。したがって、リーダーがその価値観、重視することを堂々と理解できる形で示すことによって、部下は組織の方向を理解し予測しながら、組織の成果に結びつく行動をとろうとする。しかし、これはすべての組織に期待できることではない。

総合商社の場合、取扱商品によって分割された複数部門の運営に縦割り制が敷かれている。縦割

り制の下では、組織構成員の人事を動かす権限を持つのは所属部門のリーダーであり、必ずしも海外の出先のリーダーではない。海外支店の長は「下宿屋の親父」という性格を持ちかねないのである。社員は故郷すなわち本社の司令を重視する。クライシスが発生し、避難かどうかの判断を迫られた場合、海外のリーダーは本社の各部門の方針と自らの判断を調整しなければならなくなる。海外支店でも組織が大きい場合はこのための配慮はより慎重にしなければならなくなるだろう。

事例のK支店長がこの調整に成功できたことは、当時のバグダード支店の組織特性と無関係ではない。また、バーレン事務所はバグダード支店とは異なり、中東の複数事務の監督機能という大任を担っており、イラクと異なり、バーレンの治安はよく、インフラはかなり充実していたことも併せて考慮しておく必要があるだろう。

組織の研究は進んでいるゆえ、縦割り、横割りのディレンマは相当意識されるようになり、改善工夫もされているだろう。しかし、一般的に、クライシス発生の場合には、その組織の縦割り制が幅を利かせてくる可能性にも注意を払う必要がある。縦割り制が前面に出るにつれ、現場の統制はより難しくなる。

### ③価値観の問題

イラン・イラク戦争勃発時の諸外国の対応の迅速さに注目しておかねばならない((4) - (d))。脱兎のごとく逃げ出すヨーロッパ勢の対応は情勢を日本人よりもはるかに迅速に判断したとしか言いようがない。彼らの情勢分析手法と対応の迅速性は学ぶべきものであるが、基本はきわめて単純と思われる。すなわち情勢分析に当たってのチェック項目の明確化と、職場の即時放棄も辞さない安全優先が基本であろう。

これに比べて日本企業の多くがイラクとの取引を安全よりも重視して居残ったことは、これを評価したイラク政府の対応が証明している((4) -

(b))。また、湾岸戦争時のN支店長の逡巡するような対応((4) - (c))もこのような日本人あるいは日本企業一般の価値観に関連しているのかもしれない。

事例においてK支店長は速やかに駐在員以外の避難を決定した。この戦争で負傷した社員は皆無であったため、この事件を過小に評価し、K支店長の対応を過敏とする意見もあった。駐在員を一部帰国させようとしたN支店長と比べてK支店長の方が人命第一主義であったと簡単には言えない。1980年と1991年の異なる時点で想定された内容の違いも考慮する必要がある。

1980年時点での危険は空襲による爆撃被害に巻き込まれることとイラク国民の動揺による生活インフラのマヒである。1991年にはイラクからの化学兵器を搭載したミサイルの飛来が噂として流れた。関係地域にいる者の不安はきわめて深刻であり、化学兵器は放射能と同等の得体の知れぬ無限に増幅し得る恐怖を彼らに体験させたはずである。この状況からN支店長は駐在員の不安を一身に受ける立場に置かれ、駐在員は全員即時帰国の指示以外は受け容れられなかったと推察できる。

## 5. 事例を超えて一地域リスクの考え方

自ら経験したことを事例として整理し、できるだけ客観的に考察を試みた結果、本稿の事例において、誰が正しかった、正しくなかったという判定はほとんど無意味に思われる。また、いかなるリスクも想定に基づいて認識される以上、想定外のことを含むのは必至かもしれない。クライシスもまたいかに想定内であったとしても想定外の展開を示すものと見ておくべきだろう。真に想定内に収まるクライシスはないという方が正しいかもしれない。このようなことを踏まえながら、リスク認識とクライシス対応を総合した意味でのリスク・マネジメントに関連する実践的示唆をあえて

事例の考察から抽出するために、対象を「地域固有のリスク」としておきたい。その上で言えることは、次のようにきわめて限られる。

- ・状況への理解
- ・人的要素の限界と可能性
- ・リスク概念の細分化

#### (1) 状況への理解

クライシスに至った場合の対応は、十分に予行演習や訓練ができるものでないかぎり、通常後手まわしになる。リスクを認識できるかどうかは状況如何になる。認識できないリスクほどクライシスに発展した場合の対応は難度を高める。阪神淡路大震災も東日本大震災も、首都直下型震災の方が警戒される中で発生した。2010年のアイスランドの火山爆発によるヨーロッパの空路閉鎖も想定外の事態であった。

経験済みか予測されていることしかリスクとして認識されない。さらに一定の状況下では認識困難なリスクもある。1980年9月22日以前のイラクとイランの間に戦争が勃発するとは常識では予想できない。平和を享受している国で内戦が起きると予測することも困難に違いない。すなわち観察できる状況が反転することを想定しなければならぬわけであるが、そのような想定をせよと言うのは非現実的である。

それでも何らかのパターンを捉える努力は必要である。地震や疫病については観察が続けられるが、人間が引き起こす災害については想定が困難である。にもかかわらず過去のクライシスには共通する要素がある。例えば、中東において歓楽地のイメージがあったレバノン、イランは内乱、革命を体験している。同様の国がキューバ、南ベトナム、チュニジア、エジプトである。これらに共通するのは事後に腐敗や強圧を弾劾される政権の存在である。その背景として冷戦も挙げられるが、一定の経済発展の達成がむしろ治安悪化、政変を招来するとまでは結論できない我、相関関係があ

ると見られる。一国の政治、経済に、顕著な特性があれば、これに注目しておく必要がある。状況はその特徴を鮮明にし、一方向に偏るにつれて、急反転する可能性を内に秘めている。

#### (2) 属人的要素の限界と可能性

クライシス対応に重要になるのは、リーダーの判断がどこまで組織、集団に受け容れられ、収束に向けた行動に集約されるかである。事例の考察で見たように、個々のリーダーの人間としての力量に期待することはできない。その判断が正しいかどうかは事後にしか評価できず、前節に述べた「状況」に大きく影響される。

しかし、クライシスへの対応はリーダーを持つ組織によって遂行される。事例において、C社の社員グループと筆者はM商事の多数の駐在員の支援によって最終的に安全を確保している。その場でのリーダーが正しい判断をするかどうかは事後になるまでわからないが、組織化された集団は広範な作業分担が可能であるため、クライシス対応を徐々に適切化する機会を持っている。

仮に海外に旅行者を出す場合は、グループにリーダー格の人間を配置するか、現地で組織の保護を受けられる準備をすることが望ましい。この場合、前章4(1)①に述べたように、現地スタッフを過信してはならない。

日本の大使館の支援も仰げるが、大使館が特定の団体、個人を優遇することができないことから、過分に期待するべきではない。

#### (3) カテゴリーの細分化

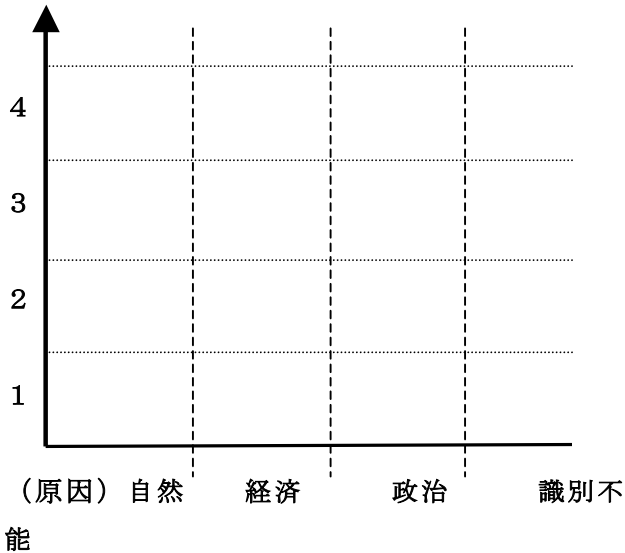
海外に旅行、駐在する場合のリスクは、リスクの種類と同様にまき込まれる日本人の数も増えたことによって多様化している。この傾向に対応して、リスクのカテゴリーの細分化による対応案を記述しておきたい。

下の【参考図】のような座標を準備し、これに対象の地域または国について、考えられるかぎり

のリスクを必ずどこかに配置していく。

【参考図】

(深刻度)



横軸はリスクの原因である。自然災害、疫病などは「自然」、詐欺、強盗などは「経済」、内乱、戦争などは「政治」に分類できるだろう。ここで「特定不能」は必ず設けておく。縦軸にはリスクが現実化した時の深刻度を3～5段階の評価で表わす。

この座標に考えられるリスクを、漏らさず、また過分にカウントしないように M E C E (Mutually Exclusive, Collectively Exhaustive) の原則を守りながら書き出し、どこかに必ず当てはめる。

次に各リスクの現実化する可能性を評価し、赤(可能性大)、黄(要注意)、青(静観)などの色分けをする。

この作業は複数の関係者でディスカッションと並行して行なえば検討会議が充実するだろう。非常に単純簡素な整理であるが、これによって頭の片隅に置くべきリスクも見えてくると思う。しかし、大切なことは、このリスク座標を一回作成した後、間隔をあけず定期的に見直すことである。

また、縦軸と横軸は相互に無関係ではない。横

軸の「原因」には、「可逆的に連鎖する」ことを意味させている。例えば、大地震のような自然災害が発生した場合、経済混乱に波及し、これが政治混乱に繋がっていく可能性を想定した順序である。逆に政治混乱が経済混乱に連鎖することもあり得る。縦軸の「深刻度」は主観的評価のみならず、規模を考慮する軸でもある。政治リスクとしての戦争の場合、レベル「2」が国境限定の紛争とすれば、「3」は国家間戦争、「4」は地域を巻き込む大規模紛争である。

単純な例として、1980年9月以前のイラクについて、当時に検討会議があったとすれば、戦争を政治リスクの「1」と「2」の間に青色で置いたことだろう。戦争勃発後、「3」に上がった時点で経済破綻、政治混乱のリスクも「3」に浮上し、総員避難も検討対象になったかもしれない。少なくとも戦争勃発以前にも戦争リスクがゼロではないという認識を持っていたかもしれない。

## 6. 結論

90年代以後、中東、アフリカ、ヨーロッパで多数の紛争、戦争が発生したが、多くの日本人が突発的危機に直面したイラン・イラク戦争は顕著な事例であるだけに多くの示唆を含むと考えている。本稿では筆者が記憶するかぎりの1980年9月のイラクでの戦争勃発時の状況を整理し、海外旅行に伴うリスクについて考えるヒントを要約してみた。

リスクの本質的な想定困難を承知した上で想定と対策の可能性を考え、クライシスへの対応に際しての考慮すべき要素の抽出に努めたが、問題提起にとどまったことは否めない。特に、個人あるいは少数による、しかも現地の支援が薄い地域への旅行における非常事態への対処に関わる助言的ヒントをまとめることができなかった。また、対象を海外に限定したが、日本への海外からの旅行者を増やそうとするインバウンド指向が普及して

いる今日、来日外国人の立場に立ったリスク認識、クライシス対応への配慮も重要不可欠になりつつある。地震のみならず日本でのテロ、戦争を警戒する人もいる。以上についても今後の考慮対象になるだろう。現在の日本は最も地政学リスクの大きい国と認識されているかもしれない。

詳論できなかったが、本稿の事例を「地政学リスク」の事例として総括することは適切でない。戦争、内戦、テロなどを地政学リスクと一括することは概念理解として適切でないだけでなく、リスクを大まかに把握するあまり、クライシス対応をも危うくしかねない。この詳論ならびに本稿の論旨と関連しカバーするものとして次の拙稿を参照頂きたい。

**'Rethinking Business Risk - How should we manage Globalizing Risks?'** (神戸夙川学院大学 紀要第2号 2011年3月31日)



# 既存住宅市場の価格形成に関する考察

## 情報の非対称性及びシグナリングに着目して

神戸夙川学院大学観光文化学部 特任教授 竹内正人

### 【目次】

1. はじめに
2. 日本の住宅市場構造と既存住宅市場の現状
3. 新築注文住宅市場と価格形成分析
4. コンセプトタウンの価格形成
5. 大阪府の初期の分譲地における価格形成
6. まとめと課題

## 1. はじめに

日本の住宅政策がスクラップアンドビルドからストック重視に舵を切ってからおよそ 10 年に及ぶ。その政策の第一歩として「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（2000 年・以下品確法）を制定し、2006 年には「住生活基本法」を施行した。これにより政策的には本格的なストック重視政策に移行した。またそれに先立ち 2005 年「第 8 期五箇年計画」において、2005 年から既存住宅<sup>1)</sup>の活用を促す仕組みをつくる「住宅市場整備行動計画（アクションプログラム）」が始動した。この計画では 10 年後の 2015 年には中古流通量の倍増、リフォーム市場の 3 倍増である 6 兆円規模の市場を見込んでいる。

しかし既存住宅市場の活性化は一向に進んでいない。その原因については市場評価の困難性や新築住宅の個別性などさまざまな指摘がある。

そこで第 2 章では、日本の住宅市場の構造的な特徴を解説し、さらに既存住宅の概況と一向に機能しない要因についても言及する。本論はその中でも情報の非対称性に着目し、筆者が行った既存住宅市場の調査をベースに議論を展開する。

第 3 章では、日本の住宅市場の大部分を形成している新築市場について言及する。その中でも、特に既存住宅市場の代替市場とも言われる戸建注文住宅に焦点を当てる。戸建注文住宅は同じく情報の非対称下でありながらも活性化している市場であり、その要因について、筆者が 2003 年に実施したアンケート結果を用いた価格形成分析結果の概要の中から解説する。

さらに第 4 章では、既存住宅市場においても優良なストックは価格に反映されるべきであるという主張に対して、景観にも配慮したコンセプトタウンの価格形成について解説する。

第 5 章では、筆者が 2011 年に行った大阪市近郊にある初期の分譲地 4 地区を調査し、その価格形成分析や不動産業者へのインタビュー結果を基に、既存住宅を活性化させる現象について言及する。

第 6 章ではそれらの分析結果を踏まえ、既存住宅市場における活性化の傾向と今後の研究への課題を述べることとする。

## 2. 日本の住宅市場構造と既存住宅市場の現状

### 1) 日本の住宅市場構造

日本の住宅市場は主に新築住宅の供給によって成立している。背景に日本の住宅政策が、第二次世界大戦によって都市を中心に壊滅的な打撃を受け、約 420 万戸の住宅不足解消を図ることが重要課題であったことに起因している。1960 年代には「住宅計画基本法」（1966 年）を制定し、以後住宅建設 5 ヶ年計画により大量に住宅供給がなされた。その後も旺盛な住宅需要に支えられ、また貿易摩擦時の内需拡大策<sup>2)</sup> としても住宅投資を積極的に促進した。

新築住宅着工数は 1980 年代の後半から 1990 年代にかけて 160 万戸を超えていたが、バブル経済の崩壊やその後のリーマンショックを受けて現在は 80 万戸から 90 万戸の間を推移している（図 1）。一方で既存住宅の流通量は 17.1 万戸（2008 年）であり、また 1980 年頃から若干増加傾向を示しているものの 16~18 万戸台で推移しており、新築住宅市場に比べて圧倒的に小規模である。全住宅の流通量（既存流通+新築着工）に占める既存住宅の割合は 13.5% にしか過ぎない。国際比較すると、米国で

は既存住宅の流通量が 90%、同様にフランス、イギリスもそれぞれ 64%、85%であり、住宅の取引は既存住宅が中心であることがわかる（図 2）。欧米の住宅需要が既存住宅を中心として形成されているのに比して新築住宅主体の日本の住宅市場の特異性は際立っている。

### 2) 既存住宅市場の特性

日本では新築住宅が大量供給されているが、数字上では既に 1970 年代には住宅のストックは充足しており、2008 年段階での空き家率は 13.1%、居住者のいない住宅が実に 757 万戸も存在する。日本の既存住宅はもっと活性化してよい市場であることは容易に想像できる（図 3）。

既存住宅市場の不活性の理由について、松本（2000）は住宅の市場評価の困難性、購入代金調達のリスク、価格変動、高額な売買手続き費用を原因としている。また戸谷（1995）は日本住宅の個別性を挙げている。個別性について山崎福寿（1999）は既存住宅市場が不活性の中では住宅は新築で住みきるほうが合理的でありそのためにカスタマイズすることのほうが暮らしやすく、またそのことが返って既存住宅市場で評価されない理由にもなっているとしてい

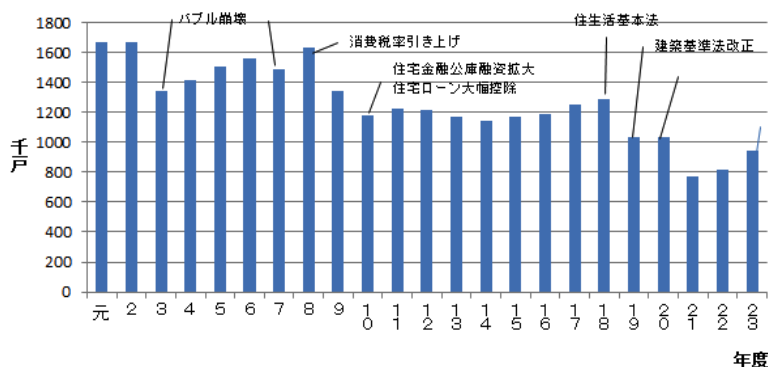


図 1 新築着工住宅の推移  
住宅着工統計（国土交通省）

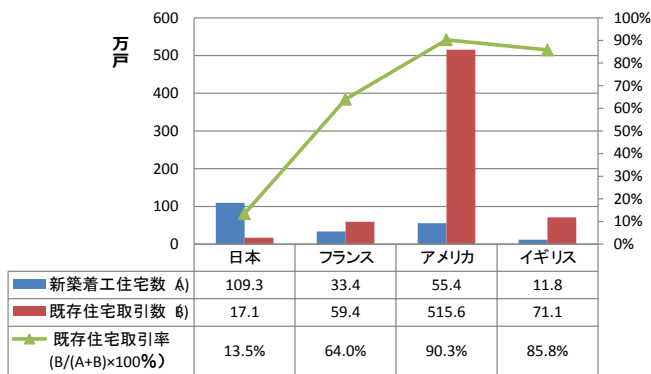


図2 既存住宅と流通シェアに関する国際比較

日本：住宅土地統計調査 平成 20 年（総務省），住宅着工統計 平成 20 年（国土交通省）（データは 2008 年）  
 フランス：Insee 「enquete logement」（データは 2008 年）<http://www.insee.fr/> Ministère de l'Ecologie, de l'Environnement, du Développement durable et de la Mer 「Conseil général de l'environnement et de l'aménagement durable」（データは 2008 年）<http://www.cged.developpement-durable.gouv.fr>  
 アメリカ：U.S. Census Bureau 「New Residential Construction」、「The 2011 Statistical Abstract」（データは 2009 年）<http://www.census.gov/>  
 イギリス：Department for Communities and Local Government 「housing statistical」（データは 2009 年）<http://www.communities.gov.uk/>  
 フランスは年間既存住宅流通量として、毎月の既存住宅流通量における年換算値の年間平均値を採用した。  
 イギリスの住宅取引数には新築住宅の取引戸数も含まれるため、「住宅取引戸数」－「新築完工数」を既存住宅戸数として取り扱った。また、住宅取引戸数は取引金額 4 万ポンド以上のもの。なおデータ元である調査機関の HMRC は、このしきい値により全体のうちの 12% が調査対象からめれると推計している。

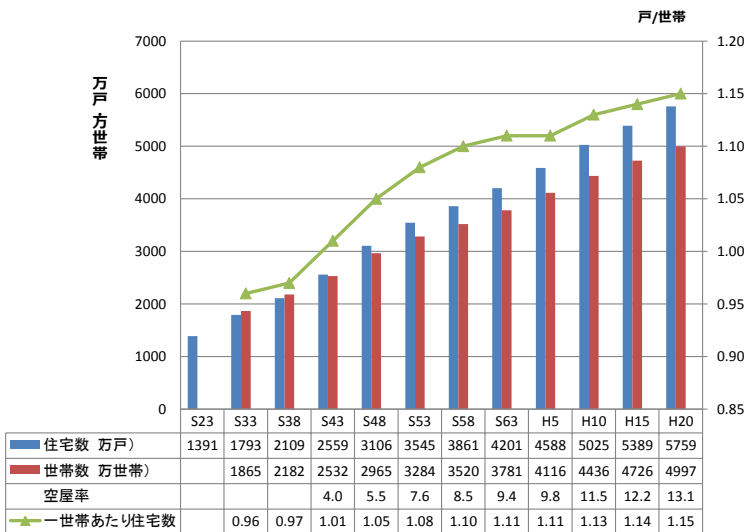


図3 住宅のストックと世帯数の推移

世帯数には、親の家に同居する子世帯等（2008 年＝37 万世帯）も含む 土地・統計調査（総務省）

る。山崎古都子（2012）は日本の住宅が短命であることを指摘している（図 4）。また住宅の耐久性は所有者の住宅管理への意識にゆだねられており、制度としての住宅管理の重要性を述べている。また、住宅が短命であり新築を主とした市場需要構造はスクラップアンドビルドにより大量の廃棄物を放出し環境負荷を高くすることも指摘

している。

さらに、住宅市場における情報の非対称性も議論の対象になることがしばしばである。山崎福寿（1999）は既存住宅市場が不活性な要因として「レモンの原理<sup>3)</sup>」が働いていることを指摘している。買い手にとって情報が不透明なままで購入することはリスクがあり、逆選択が生じやすくなる。

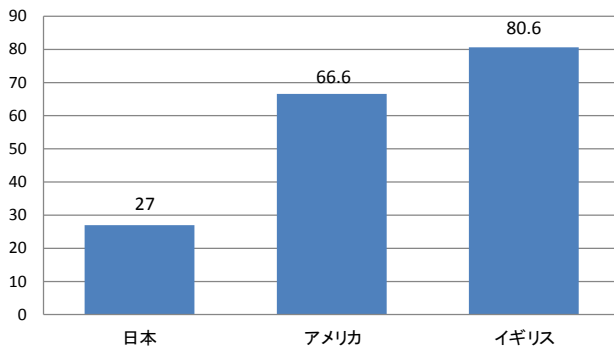


図4 5年間で減衰した建設経過年の  
平均値

日本：総務省「平成15年度 平成20年度住宅・土地統計調査」（2003・2008年）  
 アメリカ：American Housing Survey 2003・2009）  
 イギリス（イングランド）：Communities and Local Government「2001/02, 2007/08 Survey of English Housing」（データ：2001年、2007年）  
<http://www.communities.gov.uk>  
 より国土交通省推計

そのことが市場を縮小に向かわせるとしている。

### 3) 既存住宅市場の情報の非対称性

既存住宅市場の情報の非対称性について山崎古都子（2003）は「中古住宅の不安要因は需要の阻害要因になる」とし、その原因について、日米の比較研究の中から日本人の方が米国人よりも中古住宅に対し不安を感じているとしながら、その不安要因は米国が「不動産業者への信頼」であるのに対し、日本では「建物そのものへの不安」であると指摘している。

竹内（2005）は阪神間における既存住宅の価格形成要因調査にて、建物構造の差違やメーカー住宅であることが決して有利に働かないことを実証している。調査地は阪神・淡路大震災で大きく被害を受けた地域であり、耐震性能のなかった木造住宅が数多く倒壊したこともあり、メーカー住宅や非木造住宅の構造計算された安心・安全性が流通価格にも反映されると予想していたが、分析結果はそうならなかった。当時は「住生活基本法」施行前でもあり、住宅市場はストック優先という発想は浸透していなかったこと、「性能表示制度」を利用した住宅が既存住宅市場に出回っていなかつ

たことも影響していると判断していた。価格的に有意だったのは、建物としては、延床面積や築年数であった。また、芦屋とか西宮といった地域ブランドや、阪急沿線といった沿線ブランド取引価格にも大きく影響していることが分かった。またリフォームも価格に影響されず、リフォームによって価値をアップさせるよりも粗隠し傾向を示した。

## 3. 新築注文住宅市場と価格形成分析

### 1) 新築住宅市場の概要

同じ情報の非対称性下でありながら新築住宅市場は2011年度で84.1万戸の市場規模を有している。新築住宅の着工数はバブル経済崩壊以前の1989年～1990年にかけては約160万戸の規模であった。その後減少傾向がみられるものの依然として大きな規模である。新築住宅市場の内訳を見ると、持家住宅が36.2%を占め最も多い（図5）。欧米では新築住宅は分譲が一般的であることを考えると、この持家市場は日本だけの特異な市場であるといえる。また新築戸建住宅だけに限ってみると、実にその72%を占めている。持家とは所有している土地に

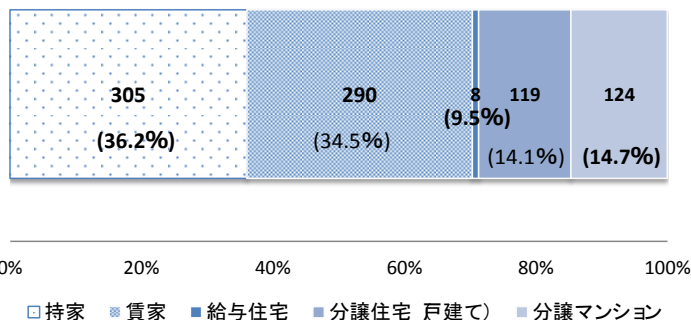


図5 利用別新築着工数  
平成23年度 (千戸)  
住宅着工統計 (国土交通省)

新しく建てる家のことであり、注文住宅とも呼ばれる。この注文住宅は購入の機会ごとに一邸一邸設計し、家ごとに間取りや設備・仕様・品質が異なる。購入者は実際には現物を見ないまま契約に至る。従って注文住宅の取引にも情報の非対称性が存在する。しかし、戸建注文住宅市場は現に日本の住宅市場の主流を占めており、「レモンの原理」が働いている状況にはない。

## 2) 戸建注文住宅購入者へのアンケート調査の概要

「レモンの原理」が働くには、良い住宅と悪い住宅の区別がつかないまま市場に混在しているからであるが、竹内 (2007) は戸建注文住宅を建築した施主アンケート結果の価格形成分析の中で、戸建注文住宅はその市場が分離的傾向にあり、「レモンの原理」が働きにくい状況にあると述べてい

る。具体的には2002年7月～2003年5月の間に大阪府で建築確認申請をした住宅購入者に対して実施したアンケートで、その回答者1027人の属性や購買行動の分析結果から導き出された。アンケートの調査項目としては、購入者の属性や資金計画、住宅の概況、敷地の概況、購入の経緯、建築業者への希望、購入住宅の満足度である。

そして、それらを用いた注文住宅の価格形成分析では、購入価格を被説明変数とし、説明変数には購入者の属性である年齢、年収、家族数、世帯数、資金計画など、あるいは敷地面積、延床面積、階数などの建物や敷地に関する項目、また契約業者の規模等を用いて回帰させている。以下、情報の非対称性の視点でその分析結果を要約する。

変数	非標準化係数	標準化係数	値	有意確率		
定数項	263.90		2.45	0.014		
購入者の属性に関する項目	年収 (万円)	0.51	0.15	6.53	0.000	
	自己資金額 (万円)	0.28	0.42	16.34	0.000	
	二世帯	157.42	0.06	2.86	0.013	
	年代	50才代	-253.38	-0.09	-3.64	0.000
		60才代	-213.50	-0.06	-2.60	0.009
建物の属性に関する項目	延床面積 (㎡)	9.00	0.37	14.03	0.000	
	工法	重量鉄骨	299.18	0.06	2.52	0.012
		RC	595.02	0.06	2.72	0.007
	階数	平屋	-487.01	-0.05	-2.11	0.036
		3階	241.02	0.08	2.95	0.003
敷地に関する項目	敷地面積 (㎡)	0.73	0.11	4.19	0.000	
	敷地購入	-179.79	-0.07	-3.11	0.002	
企業規模	大手	380.25	0.15	6.29	0.000	
	中堅	214.34	0.06	2.73	0.006	

表1 戸建注文住宅購入者アンケートからの価格形成項目と係数

非説明変数：取引価格 有意水準5%  
竹内 (2007) 戸建注文住宅アンケート分析より作成



### 3) 価格形成分析

購入価格への回帰分析の結果、購入者の属性や建物、敷地に関して有意な項目が多かったが、着目したのは企業規模に関する項目で、「大手」「中堅」に関する項目が有意であることを示している（表1）。この分析結果では大手住宅メーカー<sup>4)</sup>の住宅を購入すると約380万円アップすることを示している。一般に大手住宅メーカーの建物は地場工務店よりも高いと言われている。しかし既存住宅市場においては大手メーカー住宅といえども価格差が有意でないことから、将来資産を減じるかもしれない購買行動がはたして合理的かどうかを検証している。

大手メーカー住宅購入者は年収が高く自己資金額が大きいから金額が高い住宅が購入可能であるという視点に対して、確かに平均年収や自己資金は大手メーカー住宅購入者の方が高かったが、その偏差は大きく、必ずしも年収額の大小だけでは業者選択の要因とはなっていないことが判明した。

一方で契約に至った購入過程でどの規模の業者を検討したかについては、大手住宅メーカー購入者の64%が初めから大手住宅メーカーの中からしか検討していない。また、地場工務店も含めて検討したの

はわずか8.7%である。逆に地場工務店購入者はその66%が検討段階で地場工務店しか検討していない。地場工務店以外も検討したのは29%であった（図6、図7）。以上のことから新築注文住宅市場は大手住宅購入者層と地場工務店購入者層とが分離的傾向にあり、レモンの原理が働きにくい市場であると言える。

### 4) リスク回避とシグナリング効果

さらにそれぞれの層の購入に至る決定要因を比較すると、地場工務店住宅購入者は「価格」「紹介」を示している。一方、大手住宅メーカー購入者は「会社の総合力」「会社のイメージ」「住宅の構造・性能」など、「価格」よりも「会社の信用」や「建物の品質や安心・安全」への希求である項目に主眼を置いている（図8）。建物の性能や品質は実際の建物が建ってみないと分からない。つまり本来の品質差のコスト負担ではなく、推定品質差で判断している。すなわち「コストによる品質の判定」が行われていることになる。さらに言うならば大手住宅メーカー購入者と地場工務店購入者の価格差はリスクに対する態度の差であると言える。

リスクを回避する行動の一つとして情報収集行動があるが、マス媒体に関しては両

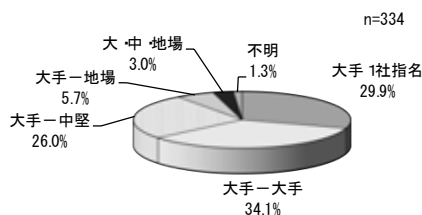


図6 大手メーカー住宅購入者の検討業者の内訳  
竹内（2007）戸建注文住宅購入者アンケートより作成

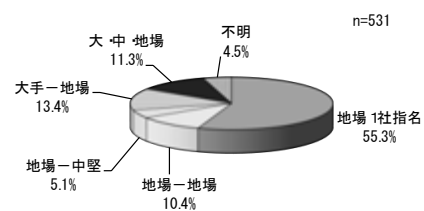


図7 地場工務店住宅購入者の検討業者の内訳  
竹内（2007）戸建注文住宅購入者アンケートより作成

者の差は小さい。マス媒体は情報の提供が限られており、企業イメージの構築には効果的かもしれないが、購買の直接的な要因にはなりにくいことを示している。地場工務店住宅購入者が重視したのは「チラシ」「口コミ」などの地域またはパーソナル情報で、契約要因の中で「紹介」が多いことも頷ける。一方大手住宅メーカー購入者は「住宅展示場」「ショールーム」「営業マン」

「現地見学会」などを評価しているが、大手メーカーは様々な情報提供手段（図9）により情報提供の機会を創出していることである。

結局、住宅の安全性は消費者自身では確認できないが、一部の購入者はリスク回避行動として、住宅メーカー側から発せられる会社の信用や住宅の性能や品質に関する情報に納得させられ、大手住宅メーカーを

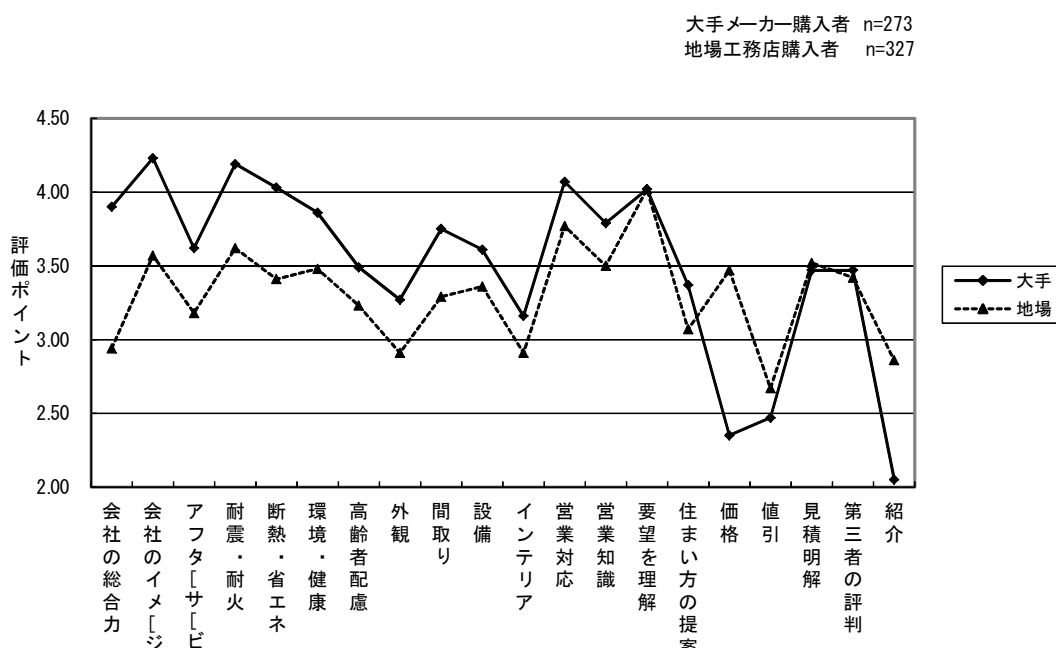


図8 住宅メーカー規模による業者決定要因

竹内（2007）戸建注文住宅購入者アンケートより作成

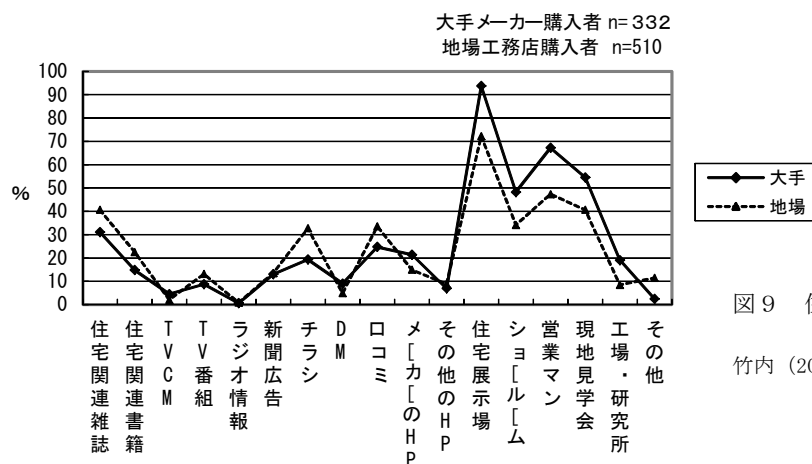


図9 住宅メーカー規模による役に立った情報源

竹内（2007）戸建注文住宅購入者アンケートより作成

選択したと判断できる。いわゆるシグナリング効果<sup>5)</sup>である。

#### 4. コンセプトタウンの価格形成

たとえ優良な建物であっても既存住宅市場では価格に反映される市場環境にない現状を実証してきたが。既存住宅の流通が活発でない理由の一つに優良なストックが少ないこともあげられている。一定のコンセプトに基づき景観に配慮された区画はどうだろうか。竹内（2009）は神戸市にある西神にニュータウンのコンセプト街区を調査した結果、路線価においても価格形成分析においても他の街区との間に価格の有意差はなかったと述べている。また新築では有意差が認められたメーカー住宅も有意差は認められなかった（表2）。一方で西神ニュータウンにある不動産業社への聞き取り調査の中で、「メーカー住宅の分譲地は景観にも配慮されているが、流通市場に出にくい傾向がある」「メーカー住宅は流通市場に出ると、比較的早く売買契約ができる」との証言を得ている。これは前述した新築住宅は住みきる方が合理的であることを示している。またメーカー住宅の優位性は価格に取引価格に反映されないが、取引コストの削減には寄与していると推察できる。

説明変数	非標準化係数	t 値	有意確率
定数	1292.3	2.57	0.012
敷地面積	3.8	2.25	0.027
建物面積	22.1	7.44	0
築年数	-48.1	-3.62	0
取引	-294	-2.5	0.014
テラスハウス	-824.6	-3.8	0

#### 5. 大阪府の初期の分譲地における価格形成

##### 1) 調査の目的

昭和 50 年代頃から盛んに開発された郊外の分譲地では、その購入者は既にリタイアする時期となっており、現在どう住み継ぐかが大きな課題となっている。住み継ぐためには、相続と売却、賃貸などの方法があるが、いずれにしてもその価値が正当に評価されることが必要である。特に開発時に人気の高かった分譲地は、およそ 30 年を経て、その現在価値が市場でどのように評価されているかを調査した。

本論では、それらの分譲団地を含めて関連する既存住宅市場についてレモンの原理が働かない状況があるかもしれないということも考慮して、住宅メーカーの価格への評価が有意かどうかにも着目する。

具体的には人気の高かった分譲地は、既存住宅市場でも価格的に有意かどうか。またメーカー住宅はその地域の市場にとって有意かどうかである。

##### 2) 調査地区の特徴

調査地は以下の 4 地区で、いずれも大阪府北東部の衛星都市での分譲地である。まず調査当時の各地区の特徴を整理してお

表2 コンセプトタウンの価格形成分析

非説明変数：価格（取引価格・売却価格、ダミー変数「取引の有=1」で判別）  
有意確率：5%  
竹内（2009）より作成

く。

#### ①茨木市 山手台

通称茨木サニータウン。1970年代から公団が開発。計画人口1万2000人、現在7000人。2400世帯。JR京都線茨木駅からバス30分の郊外にある。街内までバスが巡回している。戸建て、マンション、賃貸住宅ゾーンがある。高齢化率は22～27%。なだらかな高台。建築協定あり。

#### ②高槻市 高見台

1985年大手住宅メーカーの開発した分譲地、現在人口680人。230世帯。JR京都線高槻駅よりバス15分。バス停からは距離がある。景観をコンセプトに売り出し、現在も景観がコントロールされている戸建てゾーン。高齢化率17%。分譲地は高台にあり入口に急な坂あり。建築協定あり。

#### ③枚方市 山の上西町・北町

西町は京阪電鉄の開発した分譲地。北町は大手デベロッパーが開発。1970年に分譲。現在人口3400人。1590世帯。京阪本線枚方駅よりバス5分。坂道が多い。西町は大区画で高級住宅ゾーン。北町は比較的小区画ゾーン。高齢化率は西町29%、北町14%。坂のある高台の街。西町は建築協定あり。

#### ④交野市 星田西

通称コモンシティ星田、公団と大手住宅メーカーが開発・分譲した。1990年に分譲開始。現在人口2600人、810世帯、JR学研都市線星田駅よりバス12分。バスの本数は少ない。計画的にデザインコントロールされて供給された戸建てゾーンである。なだらかな丘陵地。高齢化率15%。建築協定

あり。

### 3) 調査概要

#### ①調査方法

大阪宅地建物取引協議会の協力を得て、各調査地における不動産業者<sup>6)</sup>をインタビューし、価格やその属性については近畿不動産流通機構のレイNZ<sup>7)</sup>を用いた。

#### ②調査期間

2011年5月～7月

#### ③調査項目

##### i) 価格に関する調査

##### i-1 被説明変数

- ・取引価格 ・売出価格  
(両項目を区別するために説明変数に  
売出価格=1のダミー変数を用いた)

##### i-2 説明変数

- ・敷地面積 ・前面道路幅
- ・隣接道路向き
- ・2台駐車スペースの有無
- ・建物の延床面積 ・新築・既存
- ・建物の築年数
- ・構造(木造・非木造)
- ・リフォームの有無
- ・最寄り駅からの時間・バス利用の有無
- ・用途地域
- ・大手住宅の建物
- ・調査該当地区であること

##### ii) 市場環境調査

##### 不動産業者へのヒアリング

- ・調査地のある周辺地域の住宅市場概況
- ・調査地の売出物件の特徴

- ・ 売り出し理由
- ・ 売り主の特徴
- ・ 買主の特徴と購買理由
- ・ 調査地の物件のセールスポイント
- ・ 調査地購入の阻害要因
- ・ 既存住宅地の価値をアップする要因に関して
- ・ その他

### ③収集データ

茨木市：JR 茨木駅を起点とした商圈（駅北側）サンプル数 102（茨木サニータウン 7）。

高槻市：JR 高槻駅を起点として商圈（駅北側）サンプル数 317（高見台 17）。

枚方市：京阪枚方駅を起点とした商圈（駅東側）サンプル数 150（山の上地区 3）。

交野市：JR 東寝屋川・星田駅を起点として（駅東側）サンプル数 111（星田西 9）。

### ④調査地の住宅の概要

各調査地とその商圈の住宅の延床面積と価格を整理しておく（表 3）。

総額は建物価格と敷地価格の合計、坪単価も総額を敷地面積、建物の延床面積で除したものである。いずれも周辺の商圈よりも調査地の方が高い。

## 4) 分析結果

それぞれの調査地商圈の取引価格を被説明変数とし、立地条件や敷地条件、建物条件や調査地であること、大手メーカー住宅であることなどを説明変数として回帰分析を行った。その結果、各地区において以下のような結果を得た。本論ではその 2 つの視点で分析をしておく。

### ①茨木市 山手台（茨木サニータウン）

茨木駅を中心とした既存住宅流通市場では、茨木サニータウンは他の地区との価格差が有意でなく、特別な存在ではない。またメーカー住宅いえども、価格差は有意でなかった。

しかし、非木造であることは価格差につながっている。さらにリフォームすることで住宅の価格がアップする傾向を示している。（表 4）

### ②高槻市 高見台

JR 高槻駅を中心とした商圈では、高見台も他の地域との価格的な有意差はなかった。

また、メーカー住宅は有意ではなかった。しかし構造が非木造であることは価格差につながっている。リフォームも価格のアップに有意である。（表 5）

### ③枚方市 山の上西町・北町

山の上町は枚方市を代表する高級住宅地のイメージがあるが、サンプル数が少なかったため、この地区の価格的な有意差はなかった。

一方、枚方では既存住宅であってもメーカー住宅であることが価格的に有意であるという結果であった。また、構造が非木造でも有意であることを示している。（表 6）

### ④交野市 星田

星田の調査地は住宅メーカーの分譲地であり一定のコンセプトのもとに街並みも統一されている。この地区が周辺に比べてその価格差が有意であった。（表 7）



### ⑤分析結果のまとめ

既存住宅の価格に関して、敷地面積、建物面積（延床面積）、築年数、駅からの距離に関してはほぼ共通的に有意である。このことは過去の調査結果からも証明されており、不動産の査定もこの項目に大きく依存してきた。本論で特に注視してきた情報の非対称下における状態で活性化を示す項目で、メーカー住宅であることが有意であ

った地域は枚方市と交野市であった。交野市の星田西地区は住宅メーカーが開発した団地であり、メーカー住宅であることが有意であるとも言える。この地区は景観的にも統一されており、一定のコンセプトで開発されたまちへの評価ともとれる。メーカー住宅に関しては高槻、高槻、枚方の各不動産業者から概ね次のような証言を得ている。

地区	標本	標本数	平均価格 (万円)	平均敷地面積 ( $a_i$ )	平均延床面積 ( $b_i$ )	坪単価 (万円)	坪単価 (万円)	平均築年数
茨木	全数	102	2590	141	103	61	83	26
	山手台	7	2670	254	126	35	70	29
高槻	全数	317	2854	134	106	71	89	23
	高見台	17	3054	160	111	63	91	25
枚方	全数	150	2407	227	138	35	57	21
	山の上	3	5520	406	190	45	96	26
交野市	全数	111	2435	141	103	57	78	21
	星田西	9	2779	216	108	43	85	31

表3 調査地とその商圏の敷地面積と販売価格

レイズデータより筆者作成

	係数	標準化係数	値	有意確率
定数	1741.52		11.72	0.00
敷地面積	9.12	0.50	11.09	0.00
建物面積	10.92	0.31	7.59	0.00
駅からの総時間	-39.36	-0.16	-6.20	0.00
バス利用	-387.46	-0.16	-5.06	0.00
低層地域	158.53	0.07	2.09	0.04
南側道路	163.51	0.06	2.33	0.02
道路 5 m	244.76	0.10	3.92	0.00
非木造	173.23	0.05	1.73	0.08
2台駐車	230.73	0.07	2.75	0.01
築年数	-36.17	-0.41	-14.30	0.00
リフォーム	164.97	0.05	2.06	0.04

表5 高槻市高見台の価格形成分析結果

非説明変数 取引価格  
有意水準 5%

	係数	標準化係数	値	有意確率
(定数)	1881.84		5.78	0.00
新築	573.08	0.24	2.04	0.04
敷地面積	8.41	0.45	6.67	0.00
バス利用	-515.68	-0.20	-3.21	0.00
駅からの総時間	-23.28	-0.29	-4.61	0.00
低層地域	891.53	0.36	4.95	0.00
非木造	-464.06	-0.12	-2.04	0.04
築年数	-24.05	-0.30	-2.74	0.01
リフォーム	689.09	0.12	2.31	0.02

表4 茨木サニータウンの価格形成分析結果

非説明変数 取引価格  
有意水準 5%

	係数	標準化係数	値	有意確率
(定数)	1159.62		5.42	0.00
新築	419.95	0.12	2.60	0.01
敷地面積	8.66	0.64	11.83	0.00
建物面積	4.97	0.13	2.67	0.01
バス利用	-210.72	-0.08	-2.01	0.05
低層地域	410.52	0.12	3.11	0.00
道路南	-298.77	-0.09	-2.56	0.01
道路5m以上	388.27	0.15	4.28	0.00
非木造	315.35	0.07	2.06	0.04
築年	-38.09	-0.38	-8.47	0.00
大手メーカー	729.84	0.09	2.45	0.02

表6 枚方市山之上町の価格形成分析結果

非説明変数 取引価格  
有意水準5%

	係数	標準化係数	t 値	有意確率
(定数)	1398.77		5.51	0.00
取引	-181.91	-0.09	-2.11	0.04
新築	323.17	0.14	2.08	0.04
敷地面積	7.85	0.79	14.96	0.00
建物面積	3.68	0.09	1.95	0.05
駅からの総時間	-15.46	-0.07	1.75	0.08
駐車2台以上	331.58	0.13	3.18	0.00
築年数	-46.75	-0.57	-7.16	0.00
調査地(分譲地)	386.64	0.10	2.15	0.03

表7 交野市星田町の価格形成分析結果

非説明変数 取引価格  
有意水準5%

- ハウスメーカーの住宅は概ね価格が若干高くなる傾向がある。
- ハウスメーカーの分譲地は良好なので、その分高くなる傾向。
- ハウスメーカーの建物は信用される傾向がある。
- 古くても構造的には安心ということで顧客の評価が高い。
- 価格差がなくても、取引がスムーズであり、売買までの期間が短い。

不動産業者によるメーカー住宅の評価は概ね高く、地域によるがメーカーであることがシグナリング効果となって価格差を生み始めている。また、メーカー住宅であることが有意でなかった地域でも、非木造であることが価格に対して有意であることから、建物の価格設定に関して従来の築年数

だけに頼らない、購入者側の構造や性能に関する意識の高まりに呼応して変わりつつあると推察できる。

## 6. まとめと課題

人口減少問題や少子高齢化、さらには環境負荷などを考えると今後我が国の住宅市場はストック市場への速やかな転換は避けて通れない。良質な住宅や住環境を維持し、その価値を維持し、正當に評価されることが重要である。特に良質な住宅の問題に関して、阪神・淡路大震災以降に推進してきた住宅の耐震化について、これは最低限の住宅性能ではあるが、平成20年度で約79%の耐震化率<sup>8)</sup>となっており若干進展しているものの、まだ1000万戸を超える耐震性を有しない住宅が存在する。質の高い住

宅供給を目的として制定された「品確法」の「住宅性能表示制度」の実施率も当初予定の半分である19%<sup>9)</sup>にしかすぎない。この制度の進まない理由として供給者側の負担が大きいことや、まだ既存住宅市場において正当の評価をされていないことが挙げられている。既存住宅市場においては、情報の非対称性の問題は依然大きな課題である。

一方で2011年に調査した大阪近郊の初期分譲地の調査結果の中で示されたように、地域にもよるがメーカー住宅の発するシグナリングが既存住宅活性化の兆しとなる可能性を示している。リフォーム市場の中でマンションリフォームでは開発業者による大規模なリフォームが行われた場合、価格差が有意になっているという報告(原野2012)もあり、情報の非対称下ではシグナリングが既存市場を活性化させる役割は大きいと考える。またメーカー主導ではあるが、コンセプトタウンも価格を差異化する要因となる可能性を持っていると言える。さらにリフォームすることで住宅の現在価値をアップさせる意識も働き始めている。

また同調査の中で、住宅地の抱える問題はさらに顕著になってきている。特に住民の高齢化と住み継ぎである。住民のほとんどが1980年代に購入し、リタイア層が分譲地の中核をなしている。しかも駅から比較的距離があり、坂道が多い。初期の分譲地は敷地面積が広く、建築協定により文筆不可となっているため、結果として流通性を阻害している。また敷地面積が広いことが既存住宅としては取引総額が上がる要因ともなっている。街区には空家も出始めてお

り、住宅そのものはもちろんではあるが、街としての効用について今後議論すべき課題も多い。

---

### 【注釈】

1) 中古住宅。近年国土交通省や業界団体などがイメージアップを図るために言い換えをしている。本論もそれに従う。アメリカで一般的に使われている「Exciting House」に相当する。アメリカでは「Second House」「Used House」という言葉は用いない。

2) 1986年：総合経済対策、1987年：緊急経済対策、1993年：新総合経済対策、1994年：総合経済対策、1995年：緊急円高・経済対策など。

3) レモンの原理はアメリカの経済学者アカロフが1970年にアメリカの季刊経済学雑誌「クォーターリー・ジャーナル・オブ・エコノミクス」に発表し、中古車市場で購入した中古車は故障しやすいと言われる社会現象のメカニズムを分析した際に用いた概念。整備不良の中古車(レモン)は外見から品質を見分けにくいことから、売り手は商品の品質をしっていていても情報をオープンにしなければ、買い手は市場で中身を確かめられないという情報の非対称性が存在する為、情報の非対称性が市場の質の低下させる場合に喩えられる。

4) 積水ハウス、大和ハウス、旭化成ホームズ、積水化学工業、ナショナル住宅、ミサワホーム、三井ホーム、住友林業

5) 情報の非対称下において情報を保有している者が情報を有しない側に情報を開示するような行動をとること。例えば将来働こうとする人が、自分が高い生産性を発揮することを雇い主に理解させるために大学の卒業証明書を得ようとする事など。

6) 高槻：(株)フルハウス 2011年5月9日、茨木市：FFハウジング 2011年5月10日、枚方市・交野市：枚方宅建協会 2011年10月6日

- 7) 不動産物件情報交換のためのコンピュータ・ネットワーク・システム「レインズ・Real Estate Information Network System」宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣の指定を受けた「指定流通機構」である全国で4つの社団／財団法人によって運営されている。
- 8) 総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計
- 9) 国土交通省調べ

東京大学出版

山田裕之編(2002)『地域経済学入門』有斐閣コンパクト

米山秀隆(2006)『制定・住生活基本法』B&T ブックス、日刊工業新聞

### 【参考文献】

- 国土交通省住宅局住宅政策課(2012)『住宅経済データ集』住宅産業新聞社
- 佐々木宏夫(1991)『情報の経済学—不確実性塗布完全情報』日本評論社
- 竹内正人(2005)「中古住宅の価格形成分析とその考察」『大阪府立大学経済研究』第50巻、pp299-330
- 竹内正人(2007)「大阪府戸建注文住宅における価格形成に関する研究」『都市研究』第7号、pp-27-41
- 竹内正人(2009)「コンセプトタウンにおける既存住宅の価格形成分析とその考察」『都市研究』第9号、pp-17-26
- 戸谷英世(1995)『アメリカの家・日本の家』井上書院
- 原野啓(2012)「中古住宅市場における情報の非対称性がリフォーム住宅価格に及ぼす影響」『日本経済研究』No.66、pp51-71
- 塩崎賢明(2006)『住宅政策の再生』日本経済評論社
- 松本光平(2001)「中古住宅市場の活性化に向けて」『住宅』Vol.50 No.8 pp6-10
- 山崎古都子(2003)「日米比較からみた日本の中古戸建住宅需要特性、住宅管理を促進する社会システムの整備に関する研究(その1)」都市住宅学41号 2003春号、pp54-65
- 山崎古都子(2012)『脱・住宅短命社会』サンライズ出版
- 山崎福寿(1999)『土地と住宅市場の経済分析』

# 順序ロジットモデルを活用した 有馬温泉における有料公衆トイレ整備の経済 分析

神戸夙川学院大学観光文化学部 教授 田邊 文彦

## 【目次】

1. はじめに
2. 研究対象地域の現況と課題
3. 研究の方法
4. 順序ロジットモデルによる計測結果
5. 支払意思額 WTP の計測結果
6. 結論

## 1. はじめに

本研究は、順序ロジットモデル (Ordinary Logit Model) を活用した便益分析による評価手法を利用し、温泉地における訪問客を取り巻く社会環境の中で、特に、トイレの利用環境改善に関して、経済的な評価を行うことを目的として実施したものである。

有馬温泉の地元、有馬温泉観光協会の金井啓修氏は、「これまで地元では温泉観光地としてトイレ整備の必要性が叫ばれる一方で、公衆トイレに関しては当初の設置経費の問題のみならず、メンテナンスに関する経費の継続的な負担の問題があり」、「地元での議論が長期に渡って継続してきたものの、合意に至っておらず」、「実態を踏まえた、定量的な議論ができていない。」との課題を指摘していた。しかも、この課題は、ひとり有馬温泉に限らず、全国の観光地に共通する課題でもあった。

本研究で取り上げた、この観光地におけるトイレ整備の問題については、過去、実態調査として

アンケート調査が実施された例が他地域にも存在するものの、それらは観光地への訪問客側のトイレ整備に関する一般的な要望や満足度の把握が目的であった。他に、トイレの設備内容に関する調査が施設整備者の側から行われてきたが、今回の調査のように、費用負担を含む経済的な問題に関する調査例はほとんどなかった。

このため、今回、温泉地の公的なサービス提供問題と一般に価格付けがなされていないトイレ整備の経済的な価値について、支払意思額 (willingness to pay、以下 WTP と記述) を計測した。その際、順序ロジットモデルを活用することで、訪問客の意思を反映させた推計を行うことにより、懸案であった地元の合意形成に資することを目的に実施したものである。

## 2. 研究対象地域の現況と課題

### 2.1 有馬温泉を取り巻く外部環境

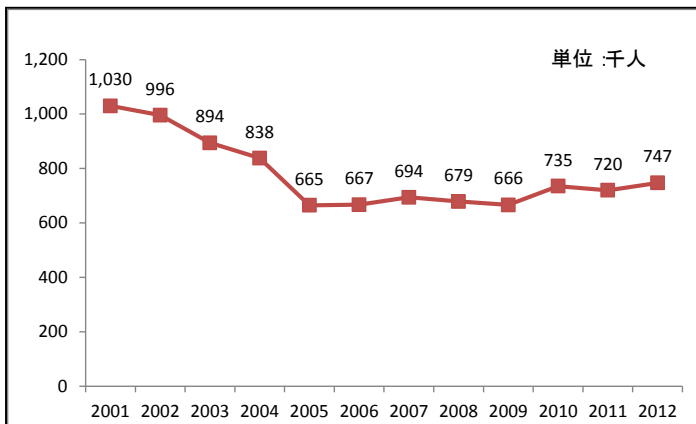
本研究の対象地域は、兵庫県神戸市東部、北区有馬町にある有馬温泉である。有馬温泉は東の草津、西の道後と並んで古い歴史を持つ温泉であり、日本書紀の舒明3年(631年)9月の条に天皇入湯の記事がある。12世紀末には吉野の僧仁西が湯治客のために12の宿坊を開いた。坊の名のつく旅館が多いのが特色であるが、その起りはこれに由来している。

その後、有馬温泉は、関西の奥座敷として知られ、多くの訪問客で賑わって来た。しかし、阪神淡路大震災や景気の低迷などの影響を受け、兵庫県の「観光客動態調査」によれば、有馬温泉の観

光入込客数は、近年では、2001年の103万人から2005年の67万人にまで減少している。

一方、これまで有馬温泉に限らず、日本の温泉地の問題点として、宿泊施設の側で宿泊客の需要を外に逃がさない「囲い込み」があると指摘されて来た。そのような温泉地の体質の中、景気動向の影響を受けやすい、従来型の団体宿泊客が減少すれば、温泉地全体の衰退に直結してしまう。有馬温泉でもこの問題が起り、観光入込客数の大幅な減少という厳しい状況に陥った。このような中で、有馬温泉では、2003年～2009年「泊食分離の実証実験事業の実施」など、街なかに宿泊客が出歩くように促す対策や、家族、グループ客が楽しめる施設整備やイベント開催に努めた。その結果、2009年のリーマン・ショック、2011年の東北大震災などの厳しい状況の中にありながら、観光入込客数は、2012年には75万人にまで回復して来ている。

図表 1 有馬温泉の観光入込客数の推移



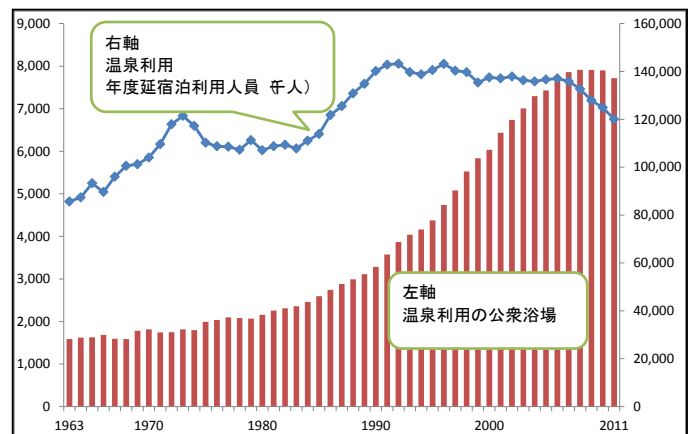
出典：兵庫県「観光客動態調査報告書」より作成

この「街の賑わいづくり」の推進は、一方で観光を目的とする「街歩き」の訪問客を増加させることとなり、結果、地域のトイレ需要を増加させてきた。「街の賑わいづくり」による、このトイレ需要の増加問題は、有馬温泉でも早い段階から認識されており、実際、観光協会でも協会会員に向けての実態調査が実施してきた。しかし、有馬温泉の訪問客を対象とした、トイレ利用に関するアンケート調査はこれまで実施されて来なかつ

た。

なお、今回の研究では有馬温泉を対象としたが、有馬温泉に限らず、全国的にもこのような問題は温泉地で起こっていると考えられる。実際、全国で温泉地における延宿泊利用人員（折れ線グラフ）は近年横ばいから減少に転じている。例えば2011年/1990年では0.857倍である。一方、温泉利用の公衆浴場数（棒グラフ）は増加の一途を辿り、同時期に2.350倍となった。この温泉利用の公衆浴場の増加は、全国の温泉地で、宿泊客以外の温泉需要、すなわち、「街歩きと温泉」需要が増加し、有馬温泉と同様の課題が全国で発生していることを示唆している。

図表 2 全国の温泉利用施設の推移



出典：環境省自然環境局「温泉利用状況経年変化表」より作成

## 2.2 研究対象であるトイレ施設の状況

今回の研究の対象は、前述のように、有馬温泉における公衆トイレ施設の利用状況である。その際、訪問客側からの目線で見ると、トイレ利用は、必ずしも公衆トイレだけでなく、バスターミナルや観光施設内のトイレ、飲食店、コンビニエンスストアやお土産店など民間施設内のトイレ、また宿泊客の場合は、宿泊施設内のトイレ利用など様々な選択肢がある。一方、経済的な便益と負担という視点に立つと、公衆トイレは「準公共財<sup>1</sup>」である一方、民間施設内のトイレは一般の「民間

<sup>1</sup> 公共財の特徴として、非排除性と非競争性があるが、公衆トイレは、この内、非競争性が当てはまらず、準公共財の位置づけとなる。



サービス」の提供であり、費用の負担構造が異なる。

しかし、訪問客にとっては、公衆トイレであろうが民間サービスであろうが、訪問地のトイレの快適な利用経験の有無が当該地域の評価、ひいては当該地域の再訪問意向＝リピート需要の有無に繋がる側面を有している。

更に、温泉地では、トイレ施設単独の便益と負担計測の問題のみならず、観光地特有の問題も存在する。すなわち、訪問客の多くが住民と異なりトイレの場所について十分な情報を持っていない（情報の非対称性）こと、特に個人グループの日帰り訪問客が多い有馬温泉の場合、彼らは募集型企画旅行のように予め添乗員やガイドがするように計画的にトイレ休憩を入れることが少ないこと、また、グループで同時に行動することが多いため一時期にトイレ需要が発生すること、日帰り客の場合は、宿泊客と異なり宿泊施設でのトイレ利用が難しいこと、など様々な問題が存在している。

特に、有馬温泉観光協会におけるトイレ整備問題に対するアプローチがユニークな点は、この公衆トイレの情報の問題にも焦点を当てていることが挙げられる。すなわち、トイレ問題が浮上すると、トイレ設備等のハードの整備問題に直結して考えてしまいがちであるが、トイレ利用のミスマッチ（いつも混雑するトイレがある一方で利用度の低いトイレが同時に存在）が現実化しており、その理由として、訪問客のトイレに関する情報の不足、特に立地場所に関する情報提供やサインの不足が当初から議論されてきたことがある。有馬温泉観光協会の金井氏へのインタビューによれば、地元ではこれを、「トイレ整備に関するソフト対策」として、当初より課題解決の大きな柱としてきている。

以上から、有馬温泉におけるこれらのトイレ需要の特殊性を考慮した調査設計を行うこととし

た<sup>2</sup>。

### 3. 研究の方法

#### 3.1 質問項目と分析データ

今回の公衆トイレのように、一般に値付けがなされていない財サービスについては、被験者に対してアンケート調査票を用いて、支払意思額 WTP に関する情報を得る研究がこれまで、特に環境経済や農業経済、土木などの分野で盛んに行われてきた。その際、Contingent Valuation Method（仮想市場法。以下 CVM と記述）が採用されることが多い。

アンケート調査の被験者の側には、当該地域や当該施設に関する知識や関心には個人差が見られると考えられる。そこで一般に CVM の調査票では、WTP を尋ねる質問の前に、対象となる施設やサービスに関する情報の提供や、関連質問を置くことで注意の喚起を図っている。

このため、本研究でも、注意を喚起するため、WTP に影響を与えると考えられる、被験者の属性や有馬温泉におけるトイレ利用実態に関する質問を行った。

質問票は、①被験者の基本属性（性、年齢、住所、職業等）、②観光行動（日帰り・宿泊の別、個人かグループか、訪問目的、飲食、買物の有無、金額等）、③トイレ利用実態と定性的な評価（トイレで困った経験の有無、困った場合の場所・施設種類、困った内容、トイレマークに対する評価）で構成されている。特に、トイレマークについては、前述の「トイレ整備に関するソフト対策」を意識した質問である。

一方、WTP に関する質問は、「清潔で利便性の高い有料の公衆トイレ」の利用意向の強度（①是非利用したい ②利用も考えてみる □分から

<sup>2</sup> 有馬温泉観光協会では、今回のアンケート調査実施の前に、観光協会が発行している案内図にトイレマークを入れ、トイレのサインも増やす対策を取っている。今回、このトイレマークに関する評価についても質問票で質問している。

ない □利用しないと思う □絶対利用しない)と、支払意思額を選択肢 (①100 円 ②200 円 ③300 円 ④400 円 ⑤500 円以上)の中から直接的に選ぶ方法で質問した。(モデル 1)

CVM による WTP の計測は、近年様々な分野で行われ、検討が加えられている。それらの検討を受け、国土交通省の「仮想的市場評価法 (CVM) 適用の指針」(平成 21 年 7 月)では、提示された金額の支払意思の有無を尋ねる二項選択方式 (dichotomous choice)の利用が推奨されている。

その理由として、「一般的に、人々は、あるものの購入を判断する際、一定の価格に対して購入するかどうかを決める行為にはなじみがあるが、あるものに自ら価格を設定する行為にはなじみがない。」ため、「支払う意思があるかどうかを回答する二項選択方式は、比較的回答の信頼性が高い」としている。

しかし、一方で、アンケート調査票で「仮想的な財に対して、「払う」「払わない」の二項の「意思決定」(decision making)を調査票でいきなり迫られても、被験者の支払う「意思」(willingness)が、明確な意識を持って決断されたかどうか、その強度が分からない。

一般に「どの程度選好するか？」(基数)を答えるのは難しいが、「どちらをより選好するか？」という選好順序(序数)を決めることは、比較的容易である。

また、量的調査を専門とする社会調査の分野では、被験者の意識を調査する場合、5段階など段階的な強度によって質問する方法が一般に行われている。

以上を勘案し、本研究における調査票では、当該施設である、有料トイレの利用意向の強度を5段階で質問をした後、支払意思額 WTP について選択肢の中から金額を選ぶ「支払いカード方式」をとった。

なお、CVM では、支払った額は、例えば公的な施設整備やサービス提供などに使われること

を想定していることが多く、しばしば仮想の税や仮想の基金を想定した質問票が作成される。これらの質問票には「仮に」と但し書きが記載されているが、回答者の中には、得られる効用の有無による支払意思の判断ではなく、調査票に提示される仮想的市場(負担額の徴収の仕方など)に抵抗を感じるために「支払わない」と回答するケースも見られる。この回答を抵抗回答<sup>3</sup>という。

ここでは、抵抗回答を調査後に除外するよりも、提示した仮想市場が被験者に理解されやすく抵抗回答の発生を当初から抑える目的で、モデル 1 では、簡潔に被験者が直接トイレ使用で負担する金額を質問している。

モデル 2 では、現実に存在している入湯税(150 円)の説明を行った上で、同様な方法で新たに宿泊の際に「入湯料」を設けた場合の支払い金額について質問を行った。この負担の仕組みは、あくまで、仮想ではあるが、現実に存在している入湯税と同様の徴収方法を前提としている説明を加えており、回答に対する抵抗を減らす工夫をしている。

### 3.2 分析モデル

ここでは、モデル 1, 2 共に、ランダム効用モデルを設定する。すると、被験者が「是非利用したい」、「利用したい」等の全体で  $M$  個の有料トイレに関する選択肢の中で、行動  $i$  を選ぶ確率は、行動  $i$  の効用を  $V_i$  とすると次の式で表される。

$$P_i = \frac{e^{V_i}}{\sum_{i=1}^M e^{V_i}} \quad (1)$$

$P_i$  : 行動  $i$  を選択する確率

$V_i$  : 行動  $i$  による効用

$M$  : 選択可能な行動の種類

$e$  : ネイピア数 (自然対数の底)

<sup>3</sup> 例えば、村中・中谷 (2009) の研究では、京都市における仮想の災害復旧基金に対する WTP を郵送調査とインターネット調査で質問しているが、全回答数 865 件のうち抵抗回答は 104 件、12.0%に上っている。

今回は、選択可能な選択肢（行動）の種類数が5種類（①是非利用したい ②利用も考えてみる ③分からない ④利用しないと思う ⑤絶対利用しない）あるため、例えば、「是非利用したい」（ $i=1$ ）確率は、次の式になる。

$$P_1 = \frac{e^{V_1}}{\sum_{i=1}^5 e^{V_i}} \quad (2)$$

今、行動  $i$  を選択した場合の効用を次のように線形で設定する。

$$V_i = \sum_{k=1}^K \beta_{ik} \cdot x_{ik} + \gamma \quad (3)$$

$\beta_{ik}$  : 行動  $i$  に関する  $k$  番目の説明変数の係数  
 $x_{ik}$  : 行動  $i$  に関する  $k$  番目の説明変数  
 $K$ : 説明変数の総数  
 $\gamma$  : 定数項

例えば、 $i=1$  の場合、(2) 式は、

$$\begin{aligned} P_1 &= \frac{e^{V_1}}{e^{V_1} + e^{V_2} + e^{V_3} + e^{V_4} + e^{V_5}} \\ &= \frac{1}{1 + \frac{e^{V_2}}{e^{V_1}} + \frac{e^{V_3}}{e^{V_1}} + \frac{e^{V_4}}{e^{V_1}} + \frac{e^{V_5}}{e^{V_1}}} \\ &= \frac{1}{1 + e^{V_2-V_1} + e^{V_3-V_1} + e^{V_4-V_1} + e^{V_5-V_1}} \quad (4) \end{aligned}$$

となる。

ここで、 $V_2 - V_1 = \Delta V_{2-1}$  で、これは、行動 2 と行動 1 の効用の差を表す。この場合、効用の差が大きくなるほど、すなわち、 $V_1$  が  $V_2$  に比較して大きい、 $V_1$  が  $V_3$  に比較して大きい・・・程、分母が小さくなるため、 $P_1$  の確率は大きくなる。

逆に、行動 1 と他の行動との効用の差がない場合は、 $V_2 - V_1 = 0$ 、 $V_3 - V_1 = 0$ 、・・・となり、

$$P_1 = \frac{1}{1+1+1+1+1} = \frac{1}{5} = 20\% \quad (5)$$

すなわち、行動 1 を選ぶ確率は丁度 20% となり、ランダムな選好と同じになる。

(3) 式で、効用  $V_i$  を説明する変数として、今回、実施した有馬温泉の訪問客に対するアンケート調査結果の中から、次の変数を使用した。

すなわち、説明変数としては、支払意思額 WTP、属性（年齢、性別、職業、住所）、情報（市民トイレマークの評価）、経験（トイレで困った経験）、所得の代替指標（有馬温泉での買物金額、飲食金額）である。

図表 3 モデル変数一覧

モデル 1 の変数

Y1	有料公衆トイレの利用意向	被説明変数
WTP1	有料公衆トイレ利用金額	説明変数
X1	年齢	
X2	性別	
X3	職業	
X4	住所	
X20	市民トイレマークの評価	
X21	トイレで困った経験の有無	
X41	有馬温泉での買物金額	
X43	有馬温泉での飲食金額	

モデル 2 の変数

Y2	入湯料の支払い意向	被説明変数
WTP2	入湯料の支払い金額	説明変数
X1	年齢	
X2	性別	
X3	職業	
X4	住所	
X20	市民トイレマークの評価	
X21	トイレで困った経験の有無	
X41	有馬温泉での買物金額	
X43	有馬温泉での飲食金額	

推計は、上記の変数を用いた(1)式、(3)式を、順序ロジットモデルとして推計した。

なお、順序ロジットモデルは、選択肢が3以上ある多項ロジットモデルの一種であるが、今回の選択肢の間には、①是非利用したい>②利用も考えてみる>③分からない>④利用しないと思う>⑤絶対利用しないと、序数的選好関係があるため、多項ロジットモデルの中でも順序ロジットモデルを採用し、最尤法により係数を推計した。演算は gretl 1.9.90 を用いた。

#### 4. 順序ロジットモデルによる計測結果

##### 4.1 計測結果：モデル1

モデル1の順序ロジットモデルによる計測では、*p-value* から、1%で有意になった係数は、WTP1（有料公衆トイレ利用金額）、X1（年齢）である。5%で有意になった係数は、X20（市民トイレマークの評価）である。

符号条件については、Y1（有料公衆トイレの利用意向）は、1が「最も選好する」、5が「最も選好しない」としている。このため、WTP1（有料公衆トイレ利用金額）、X1（年齢）は、共に値が高くなるほど係数にマイナスの符号が付いているため、Y1（有料公衆トイレの利用意向）は1の「最も選好する」に近づく。

逆に、X20（市民トイレマークの評価）は、1が「最も評価する」、4が「最も評価しない」順になっている。このため、値が低くなるほど係数にプラスの符号が付いているため、Y1（有料公衆トイレの利用意向）は1の「最も選好する」に近づく。

特に、興味深い結果は、X20（市民トイレマークの評価）である。有馬温泉観光協会が「ソフト対策」として打ち出している情報面での対策は、今回の「清潔で利便性の高い有料の公衆トイレ」利用意向の面で有効であると考えられる。

図表 4 モデル1の計測結果  
Y1（有料公衆トイレの利用）の推計

	<i>Coefficient</i>	<i>Std. Error</i>	<i>z</i>	<i>p-value</i>
WTP1	-2.72696	0.321651	-8.4780	<0.00001 ***
X1	-0.259938	0.0870664	-2.9855	0.00283 ***
X2	-0.296862	0.268388	-1.1061	0.26869
X3	-0.0681376	0.0466195	-1.4616	0.14386
X4	-0.012574	0.0496003	-0.2535	0.79988
X20	0.273566	0.136434	2.0051	0.04495 **
X21	0.0513272	0.110305	0.4653	0.64170
X41	3.4727e-05	4.15135e-05	0.8365	0.40286
X43	2.886e-05	5.37306e-05	0.5371	0.59118
Log-likelihood	-256.0120	Akaike criterion	538.0240	
Schwarz criterion	582.3754	Hannan-Quinn	555.9264	

##### 4.2 計測結果：モデル2

モデル2の順序ロジットモデルによる計測では、*p-value* から、1%で有意になった係数は、WTP1（有料公衆トイレ利用金額）、X1（年齢）であるが、モデル1では5%で有意になった係数 X20（市民トイレマークの評価）は、モデル2では有意ではなかった。符号条件は、モデル1と一致した。

図表 5 モデル2の計測結果  
Y2（入湯料の支払い）の推計

	<i>Coefficient</i>	<i>Std. Error</i>	<i>z</i>	<i>p-value</i>
WTP2	-2.12938	0.280983	-7.5783	<0.00001 ***
X1	-0.473719	0.119241	-3.9728	0.00007 ***
X2	0.577071	0.368117	1.5676	0.11697
X3	0.0489912	0.0626919	0.7815	0.43453
X4	0.030268	0.0673453	0.4494	0.65311
X20	0.212507	0.182236	1.1661	0.24357
X21	0.0697001	0.152365	0.4575	0.64734
X41	-6.14515e-05	6.0503e-05	-1.0157	0.30978
X43	0.000131204	7.68667e-05	1.7069	0.08784 *
Log-likelihood	-124.3757	Akaike criterion	270.7515	
Schwarz criterion	307.9809	Hannan-Quinn	285.7890	

## 5. 支払意思額 WTP の計測結果

### 5.1 計測結果

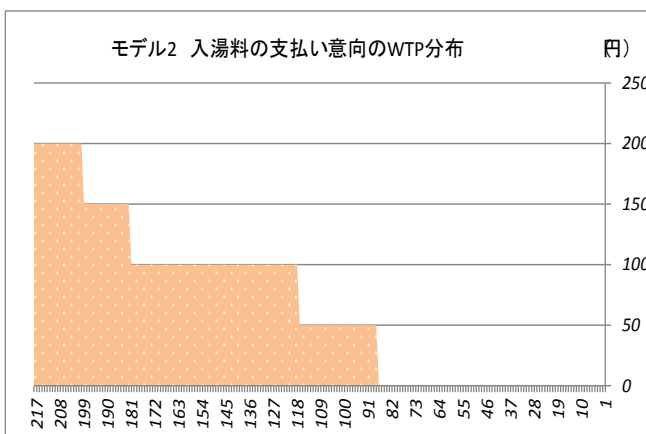
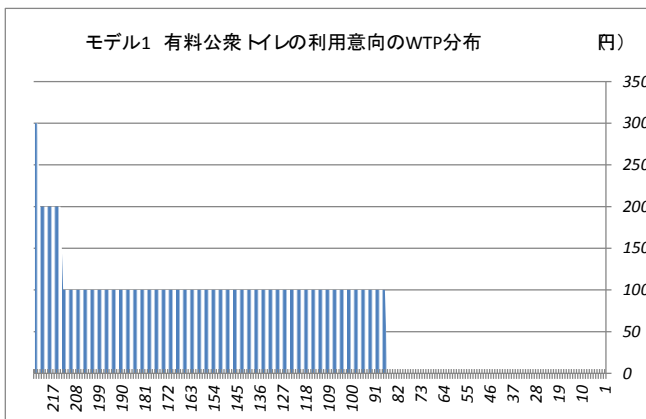
今回、支払意思額 WTP については、前述の利用意向の強度に関する質問とは別に選択肢の中から金額を選ぶ「支払いカード方式」として設定している。

この場合、平均の WTP は、アンケート調査の回答から加重平均で求めることができる。ここでは、モデル1の有料公衆トイレの利用については、平均値が 67.41 円、中央値が 100 円である。一方、モデル2の入湯料の支払いについては、平均値が 66.06 円、中央値が 50 円である。

また、WTP の分布グラフを X 軸に対して反転して表すと、それぞれの需要曲線となっている。

図表 6 支払意思額 WTP の計測結果

モデル 1		モデル 2	
有料公衆トイレの利用		入湯料の支払い	
平均	67.41 円	平均	66.06 円
中央	100 円	中央	50 円
N	224	N	218



## 6. 結論

本研究では、有馬温泉における有料公衆トイレ整備に関する経済評価を、アンケート調査結果を活用して WTP を調べる CVM の考え方によって行った。その際、順序ロジットモデルにより、訪問客の意思決定の要因分析を試みた。その結果、以下の点が明らかになった。

### (1) 結果について

「清潔で利便性の高い有料の公衆トイレ」については、有馬温泉で確かにその需要が存在することを確認し、その量を定量的に明らかにした。モデルの係数からみると、公共トイレの費用負担意向には、特に年齢が有意であり、その点での配慮が必要である。

### (2) 推計モデルについて

CVM 分野への順序ロジットモデルの活用を行った。CVM の標準的な手順では、二項選択による WTP の質問が推奨され、実際の調査でも多く使われているが、被験者の意識においては「払う」「払わない」の意識についても強度差が生じている。本研究では、支払いに対する意識の強度と絶対額の両者を質問する方法を取り、有意な結果を得た。以上から、意識の強度に配慮した順序ロジットモデルの活用の可能性が明らかになった。

### (3) 情報の重要性について

順序ロジットモデルのモデル1の結果にあるように、訪問客にとってマークやサインによってトイレの存在を示すことの重要性は大きい。実際に現地調査の段階でも「混んでいるトイレ」と「空いているトイレ」が混在していた。今回のアンケート調査でも明らかになったように、有馬温泉の訪問客は、日帰り客が 70% であり、その多くが「街歩き」を行っていることを勘案すれば、この層にトイレに関する適切な情報提供を行うことが必要である。この点、有馬温泉観光協会では、ガイドマップへのトイレ表示やサインの工夫を行っているが、この点について、その効果を定量的に図りながら、「ソフト対策」として一層の改良を図っていくことが望まれる。

#### (4) 推計結果の政策的含意について 1

前述のように温泉地における公衆トイレ需要は確かに存在するが、しかし、トイレが量的に非常に足りないという訳ではない。参考に巻末に掲げた今回のアンケート調査「有馬温泉訪問客意識調査」の結果によれば、「トイレが使用できず困った」と答えた訪問客は2回の調査とも15%程度である。1回目調査が5月の連休中、2回目調査は12月1日と紅葉がまだ見られる季節であったことを勘案すれば、公衆トイレ、特にあまり質の高くない公衆トイレが大量に必要であるかという点、そうではないと判断できる。「清潔で利便性の高い」トイレ需要の存在を考えると、今後のトイレ整備は量よりも質が大切であると考えられる。

#### (5) 推計結果の政策的含意について 2

これを補強する材料として、第1回調査で「トイレの印象」と「店の印象」が関係すると答えた被験者が74.2%、「トイレの印象が悪い」場合、「もう再訪問しない」と答えた被験者が実に85.4%に上ったことが挙げられる。これは、公衆トイレに対する質問ではないが、本文で述べたように、地域全体の評価＝訪問の満足度を考えると、民間のトイレでも公衆トイレでも、その印象、経験、満足度が地域への再訪問意向に大きな影響を与えることは十分に考えられる。

最後に、今後の課題としては、本研究では、WTPに関する質問項目について、本格的なCVMの調査票というよりも実態調査に付加した質問項目という制約もあって、十分な配慮ができなかった部分もあった。この点で、今後、同種の計測においては更なる改良を図っていく必要がある。

また、今回の有馬温泉のように地域の政策課題について丁寧に調査し、定量的な分析によって、合意形成に資する研究を継続して実施していくことが課題解決型の研究として重要であると考えられる。

本研究における実地調査は、有馬温泉観光協会

の金井啓修氏、神戸夙川学院大学田邊ゼミナールの履修生、非常勤を務める京都精華大学の社会調査技法履修生の協力の元を実現したものである。ここに改めて感謝の意を表したい。

#### 参考文献

1. 上田孝之、小森俊文、森杉壽芳「古典的消費行動理論の便益計測手法の比較研究」土木計画学論文集 No.17 (2000年) pp187-194
2. 大野栄治「ランダム効用理論による交通便益の定義とその計測に関する研究」(1992年) 京都大学博士論文
3. 環境省自然環境局「温泉利用状況経年変化表」 <https://www.env.go.jp/nature/onsen/data/> 2014年5月10日閲覧
4. 久保雅義「京都観光地のトイレに求められる要件の研究」京都精華大学紀要 第33号 (2007年)
5. 栗山浩一「公共事業と環境の価値—CVMガイドブック」(1997年) 菊池書館
6. 国土交通省「仮想的市場評価法(CVM)適用の指針」(2009年) <http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/090713/cvmshishin/cvmshishin090713.pdf> 2014年5月10日閲覧
7. 諏訪竜夫「自然環境の非利用価値推定と今後の研究展望」北海道大学経済学研究 63-2 (2014年) pp97-109
8. 新田耕作、鈴木久雄、矢部光保「CVMによるレクリエーション価値の経済評価」農業総合研究第54巻1号 (2000年) pp93-110, 112
9. 兵庫県「観光客動態調査報告書」平成17年～平成24年
10. 村中亮夫・中谷友樹「CVMによる災害発生後における歴史的景観復興の経済評価。一京都市における事例分析」歴史都市防災論文集 Vol. 3 (2009年6月) pp246-252
11. 山岸雅子・森郁恵「金沢市の観光地における公衆トイレの快適性評価」金沢大学教育学部紀要 第43号 (1994年) pp151-16



## (参考)有馬温泉訪問客意識調査の結果概要

### 1.調査仕様

#### 1.1 調査目的

本調査は、有馬温泉を訪問された訪問客の方々に、トイレの利用状況についてその現況と課題を、訪問客の立場から明らかにすることを目的に実施したもの。

#### 1.2 調査方法

有馬温泉外の野外で、面接依頼、自記入方式で実施

#### 1.3 調査対象

有馬温泉の訪問客

選び方：有馬温泉内で人通りに応じて調査ポイントを2か所（金の湯周辺、銀の湯周辺）決め、そこでランダムに抽出した番号に基づいて最初の依頼を行った後で、一定間隔で依頼を行ったもの。

#### 1.4 調査日

第1回 2013年5月4日と5月5日の2日間※

第2回 2013年12月1日の1日間

本推計には、第2回の調査結果のみ使用している。

第1回目調査は、プレ調査として、トイレ利用の実態について詳細に質問、分析することを目的として行った。

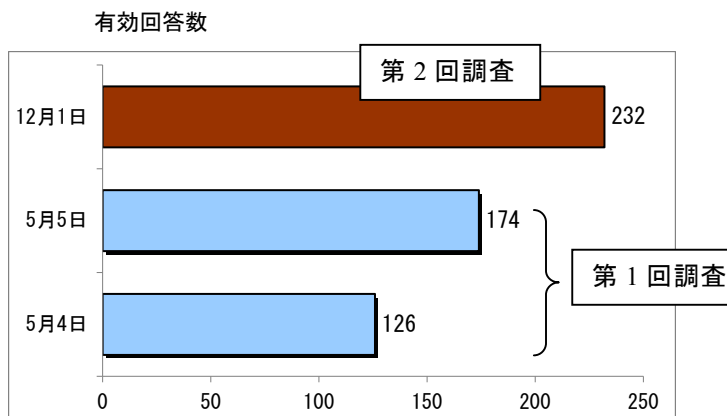
#### 1.5 回収数

第1回 300票

第2回 232票

#### 1.6 調査項目

基本属性 性・年齢、住所地、職業、同行人数  
 日帰り・宿泊  
 トイレ利用状況  
 場所別トイレに関する問題点の指摘事項  
 トイレの印象と買い物・飲食意向  
 買い物、飲食の有無と使った金額  
 自由回答



### 2.調査結果

以下、今回の有馬温泉訪問客アンケートの単純集計結果の概要について記述する。

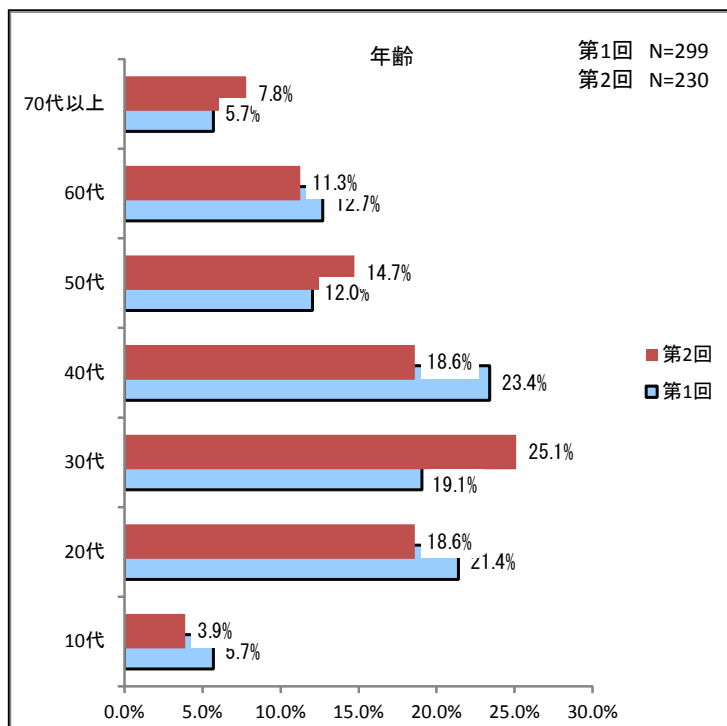
#### 2.1 有馬温泉訪問客の属性

調査日は

第1回調査は、5月4日と5日の2日間で、回収数は、4日が126票、5日が174票の計300票回収した。

第2回調査は、1日で232票回収した。

以下、構成比で表示する。なお、Nは有効回答数を表す。



まず、年齢構成では、2回の調査とも全体に似たような分布を示しているが、

第1回では40代が最も多く、次いで20代と分かれていたが、第2回では30代を中心で、ピラミッドの形になっている。

いずれにしても、温泉地＝高齢者という図式は、有馬温泉の場合成り立たず、比較的若い層も訪問していることが特徴的である。

性別では、「男性」「女性」が半数で、これは、第1回、第2回とも大きな変化はなかった。

以上から基本属性は、第1回、第2回で大きな変化はなかった。

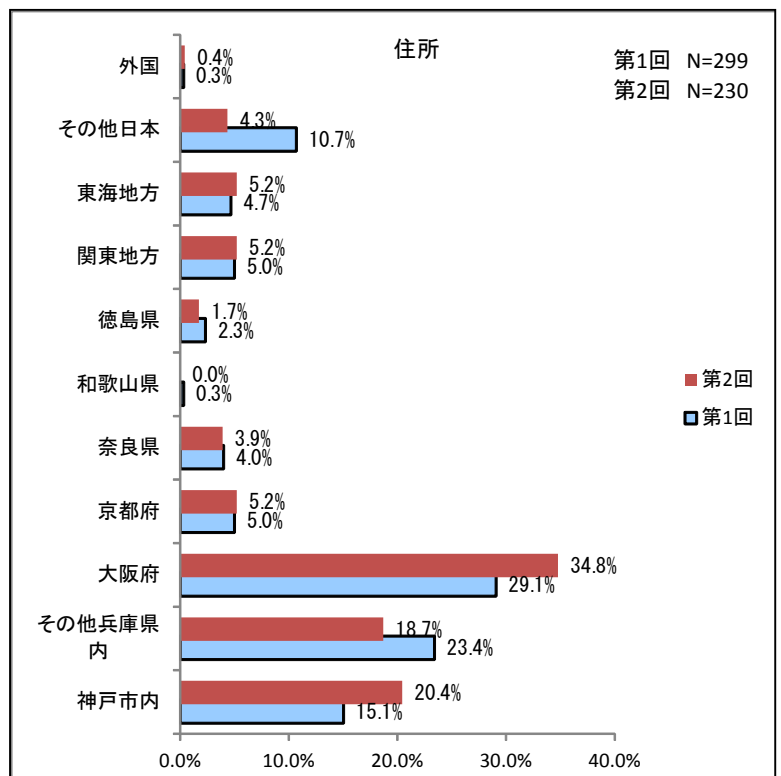
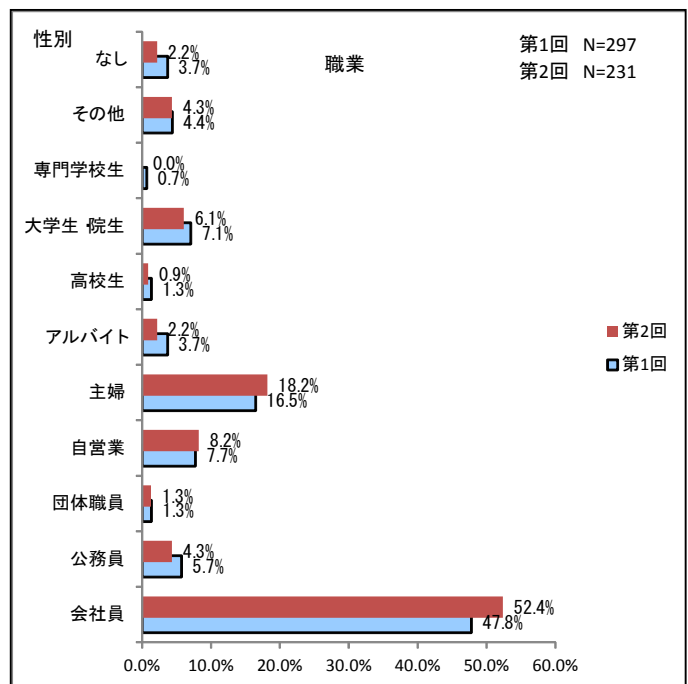
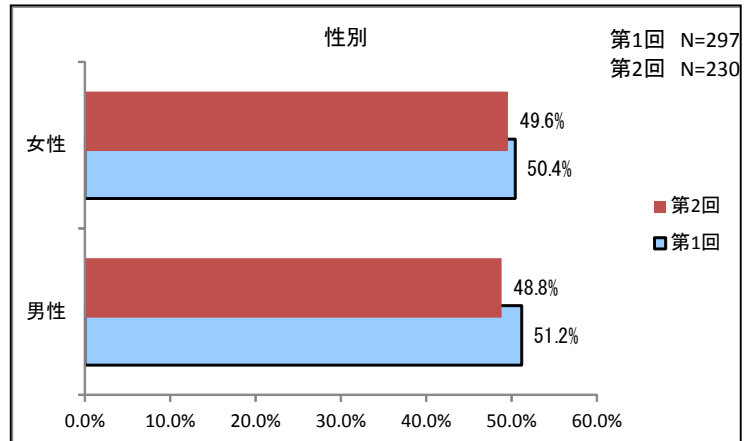
職業別では「会社員」が第1回、第2回とも半数近くであり、次いで「主婦」、「自営業」、「大学生」の順であり、これは、変わらなかった。

以上から、有馬温泉の訪問者のセグメンテーションは、性別、年齢別、職業を合わせてみても、安定しているということが言える。

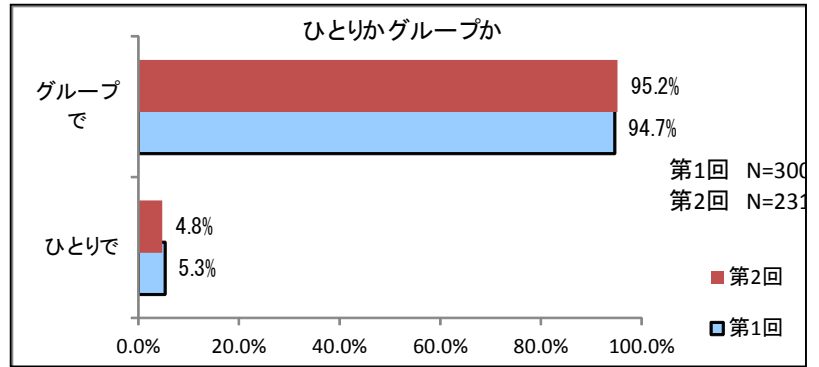
住所を見ると、第1回、第2回とも「大阪府」が最も多いが、特に第2回目は、第1回よりもさらに5%ポイント以上多かった。

一方、第1回では、「その他兵庫県内」「神戸市内」と続くが、第2回は「神戸市内」が5%ポイント以上多くなり、その分「その他兵庫県内」が減っている。

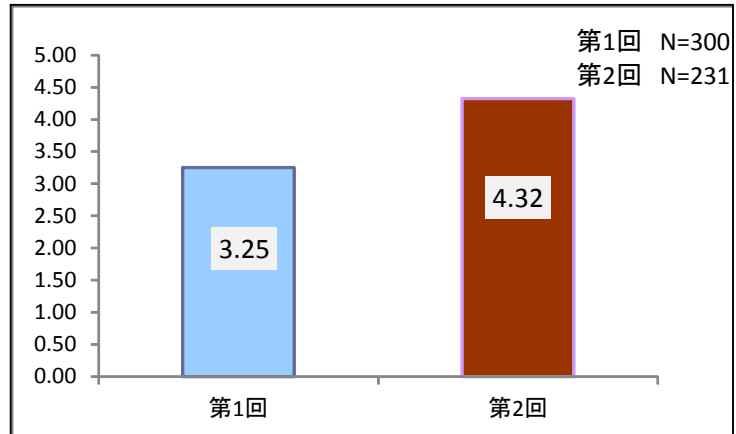
これ以外の地域では、ほぼ両調査とも変わらないが、遠方である「その他日本」が第2回では、第1回に比較して減少した。



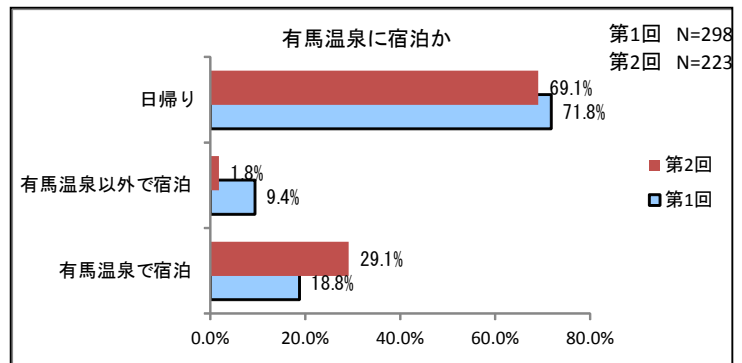
訪問形態として、「ひとり」か「グループ」かであるが、圧倒的に「グループ」での来訪が多く、これは両調査で変化はなかった。



グループの場合の平均人員は、第1回が3.25人、第2回が4.32人で、ややグループの規模が第2回の方が大きかった。



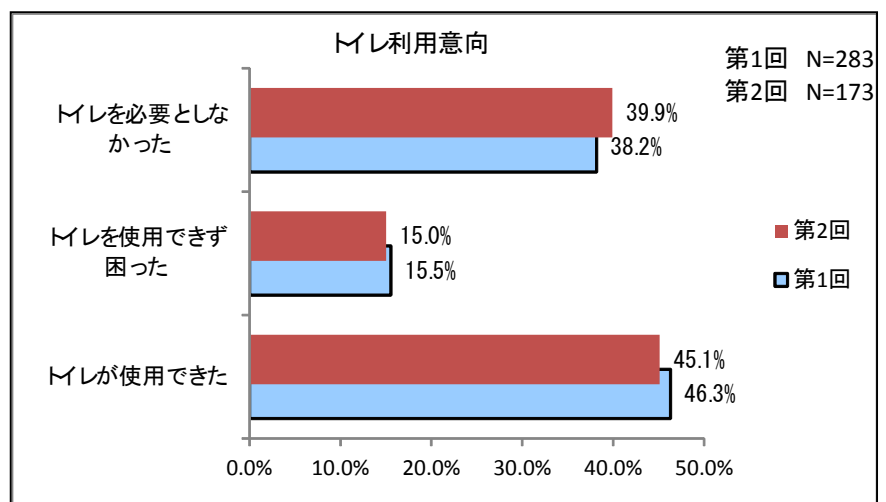
有馬温泉での宿泊の有無であるが、「有馬温泉で宿泊」した訪問者は、第1回に対して第2回は9%ポイントほど高かった。



一方、「有馬温泉以外での宿泊」は少なくなっており、結果、「日帰り」は70%程度と大きな変化はなかった。

## 2.2 有馬温泉内でのトイレ利用状況

有馬温泉内のトイレの利用状況は、(必要な時に)「トイレが使用できた」が第1回46.3%、第2回45.1%とほぼ同じ半数弱。



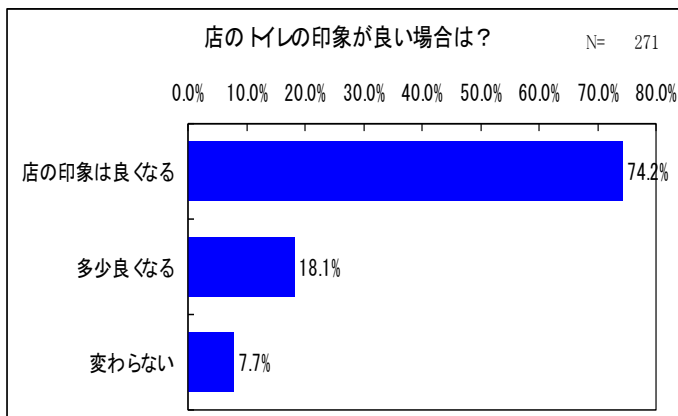
また、「トイレを必要としなかった」が第1回38.2%、第2回39.9%とほぼ同水準。

一方、「トイレが使用できず困った」は、第1回15.5%、第2回15.0%同水準で低い値に留まっている。

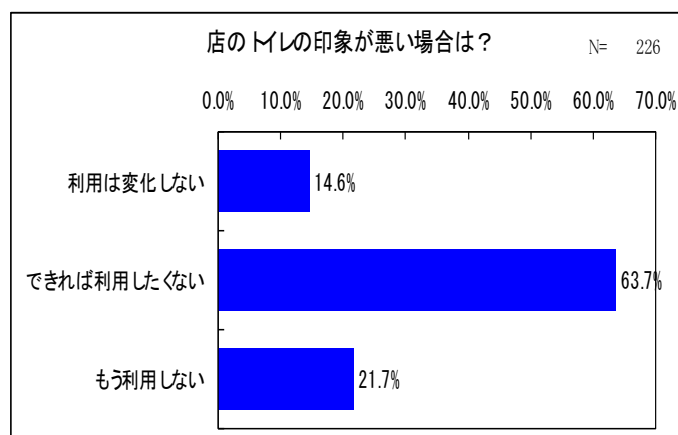
## 2.3 トイレと店舗に対する評価

この項目は第1回アンケートでのみ質問している項目である。ここでは、「店のトイレの印象が良い場合、訪問客の店に対する評価はどうか？」を質問した。

結果、「店の印象が良くなる」と答えた訪問客が74.2%、「多少良くなる」が18.1%と、合わせて事実上92.3%の訪問客が、店のトイレの印象と店の印象を重ねあわせている。



逆に、「店のトイレの印象が悪い場合」を尋ねた所、「できれば利用したくない」が63.7%、「もう利用しない」が21.7%と、合わせて85.4%の訪問客が、次回の店舗利用に消極的になっている。



以上から、特に、温泉地におけるトイレ整備は、リピーター確保のための基礎条件として重要であることが分かる。

## 2.4 トイレに対する利用者負担の意識

以上の結果から、有馬温泉におけるトイレ事情は、

「トイレに困っている人」は量的には多くはない。

しかしながら、必要な時に、質の高いトイレが利用可能かどうかは、温泉地のイメージや店舗のイメージに大きな影響を与える

ことが分かった。

要するに、量より質の問題である。

一方、質の高いトイレの整備は、初期費用はもちろん、メンテナンスが極めて重要であり、量的に少ないトイレ整備と言えど、継続的予算の確保が必要となる。

いわゆる有料トイレなど、トイレに対する整備費用負担を利用者が払うことは、日本の場合は一般に困難であると言われるが、実際の所どうなのか、今回は様々な質問でその可能性を探ってみた。

有料公衆トイレの利用意向

第2回調査では、問10で「(仮に)有馬温泉で、清潔で利便性の高い有料の公衆トイレを整備した場合、利用しますか？」という問いに対して、次の選択肢を用意した。

是非利用したい。

利用も考えてみる。

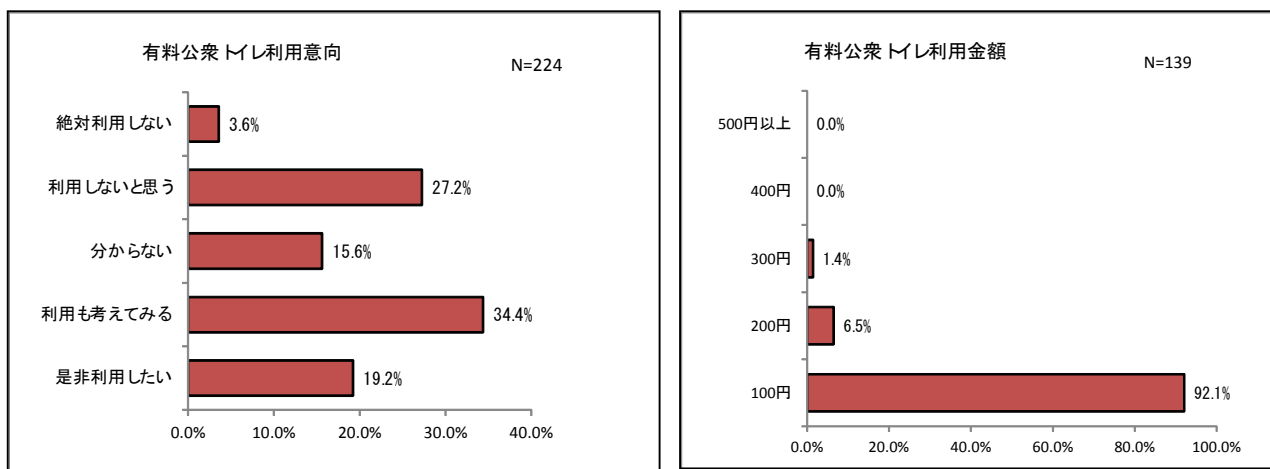
分からない

利用しないと思う

⑤絶対利用しない

結果、有料公衆トイレの利用意向は、「是非、利用したい」19.2%、「利用も考えてみる」34.4%、と53.6%の訪問者が有料公衆トイレの利用に肯定的な意思を表明している。

図表 有料公衆トイレの利用意向



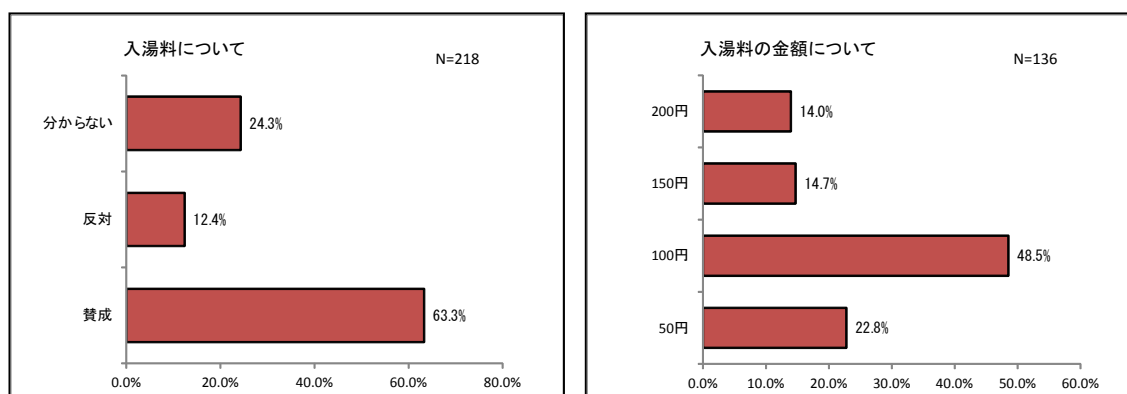
一方、「利用しないと思う」は27.2%、「絶対利用しないと思う」は3.6%に留まり、約3割が利用意向のないことが分かった。

「是非、利用したい」「利用も考えてみる」訪問者に利用金額を尋ねた所、92.1%の訪問者が「100円」と答え、「200円」が6.5%、「300円」は1.4%となった。

「入湯料」設定について

さらに、第2回調査では、問11で「現在、入湯税（150円）は市の衛生施設などに広く用いられています。そこで新たに宿泊の際に「入湯料」を設け、その費用で地元の環境整備を行うことにあなたは？」として、次の選択肢を用意した。

- 賛成
- 反対
- ③分からない



結果は、「賛成」63.3%、「反対」12.4%、「分からない」24.3%であり、約2/3の方が賛成意見を表明するなど、非常に高い結果となった。

ここでは、さらに、「賛成」の方には、入湯料の金額を尋ねた。

結果は、「50円」が22.8%、「100円」が48.5%、「150円」が14.7%、「200円」が14.0%と、比較的高い額の支払意思を示した。

# ディステーションイメージか？満足度か？

## 「誘致される側」からの日韓比較

神戸夙川学院大学観光文化学部准教授 戴 智軒

### 【目次】

1. はじめに
2. 中国人観光客の訪韓観光の現状
3. 中国人観光客訪韓ブームの要因分析
4. 中国人観光客誘致政策に対する評価
5. 結びに代えて

### 1. はじめに

2013 年年末、日本を訪れた外国人観光客数が初めて 1 千万人を超え、日本政府が 2003 年から掲げてきた「10 年に 1 千万人」の目標を 3 年遅れて達成した。一方、隣の韓国においては、日本と同じようにインバウンドを重視した観光産業先進化戦略が策定され、2010 年には「VISIT Korean1000 万人」計画が打ち出されたが、2 年後には早くも同計画の実現に至っている。

日本と韓国の国際観光政策及びその成果を比較すれば、両国ともにアジアからのインバウンド誘致に取り組み、それなりに成功を収めたことがわかる。中では、特に中国からの観光客が両国の目標達成に大きな貢献をしたことが共通の特徴として挙げられる。韓国観光公社によると、韓国を訪問した中国人観光客数は 2011 年に 222 万人、2012 年に 283 万 7000 人、2013 年に 432 万 7000 人と急増し、ついに長年不動の一位だった日本人観光客

を上回り、首位に躍り出た。

一方、日本では、2011 年の東日本大震災に続き、2012 年から尖閣諸島の国有化問題に起因する日中関係の急速な悪化によって、それまで順調に伸び続けていた訪日中国人観光客数が急減した。それでも 2013 年の統計をみると、年間では過去 3 番目の 131 万人となり、訪日外国人全体に占める割合は 12.7%に達している。数だけを比較すると、韓国、台湾について三位となっているが、台湾、香港、いわゆる中国語圏の諸地域を加算すると、中国語を母語とする観光客数が訪日外国人全体に占める割合は 4 割強となっている。<sup>1</sup>

日本と地理的に近く、気候、風土、文化、伝統などの面で比較的相似の特徴があるとされる韓国は、日本のインバウンド誘致の競争相手と位置づけられる傾向が強い。観光資源、観光競争力などの指標を並べてみると、韓国は決して日本より決定的な優位を保有しているわけではない。しかし、ここ数年の統計を概観すると、2009 年から日本のインバウンドが韓国に追い越され、年を追うごとに両者の差が開きつつある。

観光関連予算の対 GDP 比率や観光政策に携わる人員数などを比較すると、韓国の方が日本よりもインバウンド誘致に、より多くの資

<sup>1</sup>日本観光庁『平成 25 年度 観光の状況』、p11



源を投入し、政府もより積極的に取り組みをしていることが分かる。しかし、韓国側の最大の勝因はおそらくより多くの中国人観光客を誘致することに成功したところであり、これは、本来日本に来るはずだった中国人観光客が自然災害や政治外交などの国際観光における外部環境の変化から影響を受けて韓国に流れた結果だと指摘もみられる。

競合関係にあるからこそ、日本では韓国の外国人観光客誘致策に注目し、日韓間の比較をテーマとする観光研究は最近増えている。しかし、これらの研究は、「誘致側」の目線によって行われており、「誘致側同士」の比較にとどまるものがほとんどである、と指摘しなければならない。即ち、競合している日韓両国の誘致策が「誘致される側」によって果たしてどのように評価されているかは、必ずしも研究の俎上には載せられていない。

「誘致される側」からのフィードバックが不十分なままでは、有効な誘致策の策定はおそらく期待できない。中国人観光客が日韓両国の観光客誘致の重要施策対象となっていることから、本稿では、中国で発表された韓国の観光客誘致政策や手法についての研究を中心に考察を加え、どういう評価がなされているかを概観する上で、韓国の誘致策の成功要因を「誘致される側」の視点から改めて析出したいと思う。また、国際観光は自然災害や政治外交などの外部環境から大きく影響を受けるという通説の有効性を、日韓両国における中国人観光客誘致の現状に照らし合わせながら、再検証してみたい。

## 2. 中国人観光客訪韓観光の現状

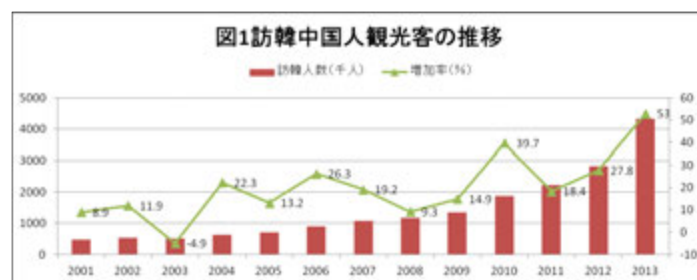
### 2.1 中国人観光客訪韓観光の概観

1992年8月24日に「大韓民国と中華人民

共和国間の外交関係樹立に関する共同声明」が発表され、中韓両国が国交を樹立することとなった。この「共同声明」の締結により、韓国は中華人民共和国の唯一合法性を認め、台湾（中華民国）との外交関係を断絶し、台湾とは経済的・文化的交流のみを行うこととなった。

もとより中韓の経済的交流は国交が樹立される前からすでに展開されており、韓国国内では中国への旅行が奨励されていた。しかし、中国政府は長期間にわたり国民に対して国内旅行のみを認め、海外旅行を不許可とする内向きの観光政策を採っていたために<sup>2</sup>、中国人観光客の訪韓は決して両国の国交樹立と同時にスタートしたものではない。

1998年5月に、中国政府が韓国を中国国民海外旅行目的地国家として指定し、8月に初の観光ツアーを韓国に送り込んだ。2000年6月に、韓国政府は中国人観光客を対象とする観光ビザ発行地域制限を撤廃し、観光ビザの取得可能地域をそれまでの北京、上海などの9地域から中国全土に広げた。中国国民にとっては、韓国が一気に「近くて手軽に観光に行ける」外国となった。2001年から2012年までの11年間、韓国を訪問する外国人観光客の中で、日本人には及ばないものの、中国人観光客は不動の二位となっていた。



### 1.2 満足度から見る中国人観光客の訪韓観光

<sup>2</sup>戴智軻「日本の観光立国戦略に対する中国側の評価」『神戸夙川学院大学紀要第四号』

一般的に、観光客の持続的増加は観光の満足度と深い関連があり、両者は正比例関係にあるといわれているが、訪韓観光に対する中国人観光客の満足度についての中国国内の研究結果を概観すると、両者の関連性が意外にも明確でないことが明らかになる。

まず全体の評価として観光客の満足度を見ると、中国人観光客の満足度（5点満点）が比較的安定しているものの、訪韓観光客全体の平均を下回る傾向が続いている。

表1 2004年-2010年訪韓観光に対する中国人観光客の満足度推移（5点満点）

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
訪韓観光客全体の平均	4.05	4.00	4.08	4.07	4.09	4.12	4.14
訪韓中国人観光客の平均	4.01	4.02	4.02	4.02	4.03	3.97	4.02

出所 李祇輝「中国訪韓出境旅遊市場及中国遊客韓国旅遊評價探析」より作者訳出再調整

次に、項目別の満足度推移を見ると、「出入国手続き」についての評価は比較的高い得点を維持していることがわかる。一方、「食べ物」や「観光地としての魅力」についての評価は4点を上回ることがなかった。

表2 2004-2010年訪韓観光に対する中国人観光客の項目別満足度推移

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
出入国手続き	3.99	3.97	4.17	4.25	4.18	4.20	4.12
交通	3.85	3.83	4.02	4.08	3.92	4.05	4.03
宿泊	3.74	3.78	3.90	4.01	4.00	3.99	3.99
食事	3.71	3.76	3.74	3.88	3.77	3.78	3.89
ショッピング	3.80	3.82	3.91	4.03	4.04	4.07	4.08
観光地としての魅力	3.83	3.84	3.81	3.92	3.87	3.79	3.84
観光情報及びガイドサービス	3.66	3.70	3.69	3.85	3.78	3.89	3.93

出所 同表1

また「三年以内に韓国を再訪する意向」、及び「周りの人に韓国を観光地として推薦する意欲」の有無を調査する項目を見てみると、比較的安定した数字で推移しているが、値としては決して高くないことがわかる。

表3 2004-2010年訪韓した中国人観光客の再訪意欲及び推薦意欲の推移（%）

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
再訪意欲	59.0	62.4	71.1	76.7	69.5	71.2	73.9
推薦意欲			76.1	78.0	73.3	75.4	76.3

出所 同表1

上述のデータから、訪韓中国人観光客の急増は必ずしも高い満足度を理由にみられるものではない、ことが分かる。では中国人観光客の訪韓ブームを引き起こした背景的要因はどのようなものがあるだろうか。次の節では主に中国人研究者の研究成果をもとに、その要因分析を試みたい。

### 3. 中国人観光客訪韓ブームの要因分析

#### 3.1 中国における韓国観光研究の現状

訪韓中国人観光客の急増とは反対に、韓国の観光業についての研究は中国国内では決してブームになっていない。中国における韓国観光研究を研究対象とする韓国人研究者らは、「(中国での韓国観光) 研究は、観光産業の発展スピードに追いついていないだけでなく、単調な研究手法や不足がちな研究資料や狭い研究視角などの制限によって、内容が薄く、理論と実践的価値ともに低いものといえよう」と酷評した。<sup>3</sup>

確かに中韓両国の相手国の観光産業についての研究を比較してみると、中国における韓国観光研究は質と量の両面においてかなり見劣りしている。「(中国側の) 文献の多くは、二次データについての質的分析や既存現象に対する描写的記述にとどまっており、細部についての実証的調査が不足しているし、先進的研究手法も活用されていない」との指摘は、中国人研究者自身も認めるものである。<sup>4</sup>

<sup>3</sup>徐璣昱、劉力、吳慧「中国的韓国旅遊研究進展與展望」、『地理科学進展』、Vol28、2009年1月

<sup>4</sup>李祇輝「中国訪韓出境旅遊市場及中国遊客韓国旅遊評價探析」、『江蘇商論』、2011年7月号

### 3.2 質的研究に基づく訪韓ブームの要因分析

訪韓中国人観光客が急増する理由についての中国人研究者の分析にも同じような特徴が見られる。全体的には、結論を裏付ける実証的データが少ない割には、漠然とした印象論に基づく主観的判断が多い。いわゆる質的研究の中で、一般論としてよく登場している言説を、歴史、経済、文化、政治に分類してみれば、主に次のようなものがある。

- (1) 歴史的理由：韓国では「民族文化の独立性」が常に強調されているが、その「独立が意識する対象」が変化している。終戦直後に唱えられていた「文化の独立」は中国色の払拭を強く意識していたが、今はむしろ西洋文化の浸食を回避するために、儒教文化のルーツを懸命に取り戻そうとしている。中韓両国の絆には歴史的な深みがあるために、両国の国民には「自然発生的な」親近感がある。
- (2) 経済的理由：地理的に近いため、移動などにかかるコストが低い。日本、ヨーロッパ、オーストラリアと比べると、多様な観光商品を開発し提供する韓国はコストパフォーマンスにおいて比較優位を持っている。初の海外旅行の目的地を観光コストのより低い東南アジアに選んだ中国人観光客は、韓国を二回目の海外旅行のファストチョイスとして考える人が多い。
- (3) 文化的理由：ともに東アジア漢字文化圏に属している中韓両国は文化的背景が近いため、観光客にとっては

異文化によるコミュニケーション障害や不適応が起こる確率が低く、滞在中のストレス感が少ない。中韓の経済交流の活性化に伴って、文化交流も盛に行われるようになり、特に「韓流」の影響を多分に受けた若年層には韓国の流行文化に強く憧れている人が多い。

- (4) 政治的理由：中韓の国交樹立が中日、中米の国交正常化より約20年間も遅れた。地理的に近いとはいえ、正常な交流が半世紀も断絶されたために、中国と社会体制が異なり、短期間で飛躍的な経済発展をなし遂げた韓国が多くの人々の目にむしろ「神秘的な隣国」として映っている。<sup>5</sup>

指摘しておきたいのは、訪韓観光ブームの発生原因を分析する際、日本がよく韓国の比較対象として引き出される、点である。例えば、江林氏は日本も中国人観光客にとっては「魅力的な存在」だと指摘するものの、「高額な費用は致命的な弱点」とコストの高さが日本のインバウンドに不利をもたらしているとコメントしている。<sup>6</sup>一方、韓国の観光イメージ認知について研究を行った程圩氏らも、中国人観光客から見ると、同じ地域に位置する日本と比べれば、観光設備や都市の近代化など多くの項目において韓国は決して優位に立っているわけではないと断言しながらも、「グルメや親近感の二項目だけに注目すると、韓国はその資源を上回るパフォーマンスを有している。これらは、日本との観光イメージ競争において韓国に優勢をもたらすものであり、今後のイメージ作りにも

<sup>5</sup>江林、李祇輝「中国公民赴韓国旅遊市場分析」、『旅遊学刊』、2004年第2号

<sup>6</sup>同上

ぜひ生かしていくべき」要素だと提言した。

7

## 4、中国人観光客誘致策に対する評価

### 4.1 ビザ緩和措置に対する評価

中国観光客誘致にかかわる具体的な施策の中で、特に評価されているのはビザ緩和の諸措置である。2003年12月、韓国文化観光部は外国人観光客の誘致と国内観光時代の実現を目標とする「参与政府の観光政策18大課題」を発表し、出入国手続きの簡素化を課題のひとつとして明確に掲げた。特に中国人観光客に対しては、「団体観光客に対する入国審査の緩和や一定条件を満たした中国人入国者への査証廃止、仁川チャイナタウンを地域特区に指定」をするなど、配慮を見せている。<sup>8</sup>

その後の状況を見ると、観光客誘致や個人旅行の誘致強化策として、2007年から中国人に対する数次ビザの発給条件が緩和され、2010年から数次ビザの発行対象者がさらに小中学校の教師や年金生活者などまで拡大された。また2012年には発給時間の短縮、提出書類の簡略化が行われると同時に、マルチビザの有効期限が1年から3年にまで延長された。そして、済州島への観光に限っては、2008年からビザ免除の措置も取り入れられた。さらに、2013年には「トランジットビザ」の免除措置も導入された。<sup>9</sup>中国人を対象に

<sup>7</sup>程圩、馬耀峰、隋麗娜「不同利益細分主体対韓国旅遊形象感知差異研究」、『社会科学家』、2007年7月号

<sup>8</sup>『韓国の観光政策』自治体国際化協会ソウル事務所、2008年9月

<sup>9</sup> 詳しい内容としては米国、日本、カナダ、オーストラリア及びヨーロッパ30カ国のうちの1つの査証（パーマネントビザ、再入国許可証）を持っており、韓国を経由する中国

上記の免除措置が講じられているのは、現在香港と韓国だけであるという状況を考えると、中国人観光客の誘致に対する韓国側の尋常ではない意気込みが感じられる。さらに中国の富裕層の誘致を強化するために、2014年5月から韓国政府はウリィ銀行と協力して「韓国訪問優待カード」の発給を開始した。カードの発給を受けた中国人観光客は有効期間最長5年のマルチビザを申請できるほか、さまざまなサービスも利用できると伝えられている。<sup>10</sup>

済州島でのビザ免除措置は中国人観光客の誘致において確実に効果を挙げている。2008年に済州島を訪れた中国人旅行者数が17万人であったのに対し、ビザ免除開始1年後の2009年には1.5倍の25万人にまで大幅に増加した。4年後の2012年には100万人を超え、ビザ免除開始時の6倍となり、訪韓外国観光客全体の一割を占める驚異的数字を叩き出した。

また2014年5月31日時点で同島を訪れた外国人観光客が100万人に達し、今まで100万人突破の最短を記録したが、そのうち、中国人観光客が全体の82%を占め、前年比79%の増加を見せた。<sup>11</sup>

以上の数値から分かるように、ビザ緩和ないしビザ免除措置は中国人観光客の急増につながる重要な要素と考えられる。注意すべきなのは、中国人観光客向けのビザ緩和措置

---

人、また米国、日本、カナダ、豪州及びヨーロッパ30カ国に住んでおり、これらの国々から出発し、韓国を経由して、中国或いは第三国に赴く中国人に適用される

<sup>10</sup> 「480万円預金すればマルチビザ申請も、韓国が中国人観光客取り込みに優待政策」  
<http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=88854>

<sup>11</sup> 「済州島への外国人観光客が最短で100万人突破＝8割が中国人」、  
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140604-00000001-rcdc-cn>

が導入されたタイミングは日本のとほぼ同じであるが、その後の歩幅は日本より確実に大きい、という点である。結果から見れば、「ビザ緩和措置をとる重要な目的のひとつは、中国のアウトバンドにおいて日本との競争力を高めようとするところにある」という指摘はほぼ的を射た議論であろう。<sup>12</sup>

## 4.2 韓流とディスティネーション・イメージの相互関係

ビザ緩和への取り組みに加えて、中国人観光客の誘致において有効だと認められているものは韓流ブームを有効に利用した韓国側の観光 PR 戦略である。改めて説明する必要もないが、韓国では 90 年代後期の金大中政権から、文化コンテンツ産業の振興と輸出を国策と位置づけ、その後テレビ番組や映画などを通して、東アジアや東南アジアで韓流ブームを巻き起こし、観光も含めて数多くの領域において多大な経済波及効果を生み出した。ディスティネーション・イメージは観光のための訪問地の選択に際して重要な決定要因の一つとなっていることが指摘されて久しい。また観光地のイメージ構築にはメディアから多大な影響を与えられるのも周知の事実である。同じく韓流の波に巻き込まれている中国では、韓流と、観光地としてのイメージ及び国家イメージの向上との相互関係はとりわけ注目され、研究者の関心を引き寄せている。

統計的手法を用いて、「韓流」が韓国の観光地としてのイメージに与える影響などを分析した研究者は、観光情報を取り上げるメディアが多岐に渡り、コンテンツや表現方式も多様化する中で、「韓流」が強力なオリジナルメッセージソースとして、中国人の韓国

に対するディスティネーション・イメージ形成プロセスにおいてきわめて大きな影響力を発揮している、と指摘している。また、韓流を好意的に受け止め、何かの形で受容した中国人は、そうでない人に比べて、韓国観光に対してより高い認知度と関心度を持っており、潜在的な観光者になる可能性もより高いと分析されている。特に韓流から強い影響を受ける集団が、観光意欲の喚起、ディスティネーション・チョイス、訪韓中の文化受容度、及び訪韓後の評価など、ほぼすべての項目において、いわゆる「弱影響しか受けていない」と分類される「比較対象集団」を遥かに上回る積極的肯定的な評価を見せている、と報告されている。<sup>13</sup>それを踏まえたうえで、たとえば、唐代剣と朴昌奎の両氏は、中国人観光客の誘致活動をより活性化させるためには、『韓流』をより広め、浸透させる必要がある。特に『強影響集団』をターゲット市場とし、それにあわせる観光商品の販売システムや販売戦略を構築していかなければならない」と提言した。<sup>14</sup>

## 4.3 観光 PR ビデオと国家イメージ

### 4.3.1 進化する韓国の観光 PR ビデオ

韓流から強い影響を受けた中国人観光客が、韓国への観光により積極的関与的態度を見せているという結論はメディアの「培養効果論」に通ずるものがあるとすれば、韓国政府が主導して作った観光プロモーションビデオはむしろより直感的強力な PR 効果を狙うものだといえよう。

韓国観光 PR ビデオに注目する中国人研究者は、テレビ番組、映画などを通して、オー

<sup>12</sup> 「韓国放寛対中国公民旅遊査証標準」『国際在線』、2010年7月2日

<sup>13</sup>程圩、隋麗娜「旅遊形象感知模型及応用研究」、『旅行科学』2007年2月号

<sup>14</sup>唐代剣、朴昌奎「韓流対韓国旅遊形象的影響」、『旅行科学』、2007年4月号

ディエンスにすでに受容され、馴染みのあるメディア表現手法をうまく取り入れた韓国の観光 PR ビデオは国家イメージの向上にも寄与している、と概ね評価している。

1999 年から製作されてきた韓国観光 PR ビデオを逐一点検し、詳細な内容分析をしたうえで、国家ブランディング理論などから考察を加えた周凱氏と方振武氏は、PR ビデオが取り扱うテーマの調整に注目すれば、韓国観光イメージ PR ビデオを①スタート段階、②第一次戦略調整段階、③差別化を意識する段階、④新しい国家イメージを強調する戦略段階、という四つの段階に区切ることができると主張する。<sup>15</sup>

上述の段階説を踏まえたうえで、それぞれの時期に強調されている韓国の国家イメージをめぐる中国人研究者の解釈を具体的にしてみると、①1999 年からの第一段階においては、閉鎖的保守的伝統的なイメージからの脱却を図ると同時に、西側の近代的物質的文明への追求、実現を目指すという国家イメージが強調されている。②2002 年からの第二段階においては、それまでの近代的、物質的文明への追求と距離を置きながら、韓国ならではのオリジナリティを顕在化させようとしている。<sup>16</sup>③2004 年からの第三段階においては、地域差を強く意識する広報戦略が用いられ、中国、日本および東南アジアにそれぞれ異なる PR ビデオが投入されている。<sup>17</sup>地域別

に伝統、ロマン、活気などの要素を使い分けることによって、多様な側面を有する国家イメージが作りだされている。④2007 年以降の第四段階においては、PR の対象範囲をさらに欧米まで広げ、アジア、欧米などの地域差を意識すると同時に、すべての地域に対応できる国際版も登場させた。これまでの地域差を意識する手法を取り入れると同時に、それぞれのバージョンに統一感を演出させるために、「Korea, Sparkling!」などのキーワードでまとめようとする努力もなされている。全体の印象としては、今まで「歴史」と「今日」などの対比を通して強調してきた自民族の「伝統的要素」がむしろ映像から徐々にフェードアウトになり、伝統と近代、「西洋と東洋」の有機的融合を国家イメージの新たな核心として強調しようとする。

#### 4.3.2 韓国観光 PR ビデオの効果

韓国観光 PR ビデオが伝えようとするメッセージ及びその効果については「韓国国民の核心的スプリットとして強調されている、進取心、タフさ、やさしさが終始一貫、観光 PR ビデオから読み取ることができる」として、中国人研究者から高い評価を受けている。<sup>18</sup>

特に効果的だと指摘されているのは、PR ビデオの内容や演出を地域ごとに調整設定する差別化戦略である。それを担保するのは、対象国または地域の国民感情やライフスタイルなどに細かく配慮し、潜在的な観光客の不快感を呼び起こす可能性があると考えられるすべての要素をなるべく排除する、いわゆる「非政治化」の製作手法である。例えば日本向けの観光 PR ビデオについては、「韓国の近代的、民族的要素を連想させる映像が意識的に回避され、『恋愛』だけを浮かび上が

<sup>15</sup> 周凱、方振武「韓国旅遊形象電視廣告傳播策略研究」、『環球視野』、2010 年 5 月号

<sup>16</sup> 湯孝錦「韓国旅遊電視廣告中国国家形象の変遷与原因」『当代經理人』、2006 年 8 月号

<sup>17</sup> 例えば、両国の歴史的な絆やつながりが強調されている中国向けの PR ビデオに対して、日本向けの PR ビデオではロマンチックな雰囲気の演出が何よりも重視されている。一方、東南アジア向けの PR ビデオでは、韓国観光がもたらすリスク、ドキドキ感が強調されていた。

<sup>18</sup> 前掲、湯孝錦「韓国旅遊電視廣告中国国家形象の変遷与原因」



らせる手法がとられている」と分析され、視聴者の感情的な受容を重要視する製作手法から、「対日関係への配慮も読み取れる」と解説されている。一方、東南アジアに投入された観光 PR ビデオの製作も「細心の注意が払われているもの」とされ、「そこからは政治的、経済的メッセージが丁寧に取り除かれ、『楽しさ』だけが強調されている」と評価されている。

PR ビデオにおける自国のオリジナリティ、即ち文化の独自性についての演出も中国側の注目点の一つである。研究者の多くは、韓国の PR ビデオはバージョンアップするたびに、訴求力や完成度や精緻さがともに高まっていくと評価し、差別化を図るなどの点において中国は韓国の能動的なメディア戦略に学ぶことが多いと提言する。一方、韓国の文化の独自性及び伝統に対する再認識は、経済発展の頓挫に一時揺れ動き、またその回復に取り戻された「国家の自信」に由来する部分が多い、と分析し、文化の独自性を強調することは、他国との差別化を図るものだけでなく、「西側が唱導する近代化」の実現を誇らしげに宣揚してきた過去への反省も含まれていると理解する必要がある、とする意見も見られる。

#### 4.3.3 「国家イメージ」の視点からの評価

韓国の観光 PR ビデオが洗練を極める手法で集客効果を挙げつつあると評価する同時に、文化の独自性を強調する点において、中国は手を拱いて遅れをとってはいけなく、と注意喚起を呼びかける中国人研究者もいる。なぜなら、「同じアジア儒教文化圏に属する中韓両国は、国家イメージの造成、特に自国文化を PR することにおいては、オーバーラップする部分が」多い、からである。したが

って、「韓国が中国よりも先に五千年の歴史を有する国家のイメージ作りにも乗り出し」、オーディエンスに先入観を植え付けることに成功したら、「(中国と韓国が) どちらが本物なのかは、(海外の観光客が) 判別できない状況」が作り出されてしまう可能性がある。そのために、中国はより精緻なメディア戦略を繰り出し、「自国の悠久なる歴史や文化をアピールする別の方策を講じないと、不利な局面に立たされる可能性がある」と危惧されている。<sup>19</sup>

近年、国家ブランドや国家イメージの構築という考え方をを用いて、その理論を参考にして国づくりまたは観光客の誘致に取り組んでいる国が多い。そうした中で、中国人研究者が韓国の観光 PR ビデオに注目し、その効果を国家イメージ作りという視点から分析を加えようとする発想は決して新しいものではない。しかし、まさに Mercer が指摘したように、国家イメージの造成においては特に次の二点に留意しなければならない。まず、国家イメージは「見る側」によって違うものであり、決してその国が所有する普遍的、または公認された財産ではない。それゆえに、見る側の持つイメージをコントロールすることが難しい。第二に、同じ行為でも、見る側によってしばしば解釈が違ってくるので、国家が意図するものと違って、見る側によって無数の「意図せぬイメージ」が形成される可能性がある。<sup>20</sup>したがって、「友人が友好的に見え、敵が敵意に満ちた存在に見えるのは、観察者が自らの期待に基づいて他者を観察する傾向があるから」である。<sup>21</sup>

<sup>19</sup>前掲周凱、方振武「韓国旅遊形象電視広告伝播策略研究」p 65

<sup>20</sup> Mercer J (1996) *Reputation and International Politics*. Ithaca: Cornell University Press.

<sup>21</sup> Finlay DJ, Holsti OR and Fagen RR (1967) *Enemies in Politics*. Chicago: Rand McNally & Company.p26

「五千年の文明や伝統を持つ国」だというイメージ造成において、韓国に先に越されてはいけないという「警戒」とも取れる「焦燥感」は、少なくとも外国人観光客の誘致においては、中韓両国が競合関係にあるという現実に対するリアリズム的な認識が根強く存在しているところから由来するものだと推察される。しかし、Merser らの議論に基づいて考えると、韓国の観光 PR ビデオに対する中国人研究者の概ね好意的な解釈は、韓国に対して「善隣」という先入観を持つことによって左右される部分が多いとはいえ、「見る側＝誘致される側」を強く意識する韓国側の広報戦略も功を奏しているといわざるを得ない。

## 5. 結びに代えて

### 5.1 満足度か？それともディステーション・イメージか？

「旅客機の墜落といった大きな交通災害は観光に深刻な影響を与える可能性がある」。また、「一般的にテロリズム、戦争、社会的不安定、長期的衝突などを含む政治的脅威は、その他の危機よりも持続的で深刻な影響を観光産業に与える」、という指摘はすでに教科書に登場するほど通説化している。

確かに日本政府による尖閣諸島の国有化に起因する日中関係の急速な悪化は中国人観光客の誘致に大きな陰りを落とす結果となった。これまで好調に推移してきた中国人訪日観光客が 12 年 9 月を境目に大幅に急落した状況も、領土紛争による中国国内のナショナリズムの高揚、日本に対する国民感情の悪化に起因する側面があるとは否めず、上述の指摘を裏付ける格好な材料となったといえよう。

しかし、東シナ海における日中両国の対峙が続き、「一触即発」ともいわれる緊張が収まる気配が見られない中で、昨年 9 月から中国人訪日観光客数は 9 ヶ月連続で過去最高を記録し、「日中関係が劇的に好転しない限り、大きな現状改善が望めないだろう」というそれまでの予測を見事に覆した。

一方、今年 4 月 16 日に韓国旅客船が転覆し、300 人を超す死傷者や行方不明者を出した大惨事となり、公共交通の安全性が問題視される韓国では、その直後のゴールデンウィーク期間中 7 万人を超える中国人観光客を迎えた。「沈没事故で低迷する観光市場に活力が注がれた」とされる韓国のインバウンド現状をみると、こちらも通説とかけ離れた状況を呈している。さらに、2014 年人気となる中国人観光客の海外旅行目的地的についての調査を見てみると、個人旅行と団体旅行ともに韓国が一位となる予測が出ており、四位の日本を上回る結果となった。<sup>22</sup>

しかし、満足度に目を転じてみると、これもまた奇妙とも言うべき現象がある。中国観光研究院が発表した 2013 年中国人観光客アウトバンド観光国別満足度調査によると、日本は前年比順位が下がったものの、9 位にランクインされている。対して中国人観光客が大量に流れた韓国は 13 位にとどまっている。

中国人観光客の誘致における日韓の現状を比較すると、少なくとも中国人のディステーション・チョイスに、ディステーション・イメージが満足度よりも有効に働きかけている、という仮説が成立するかもしれない。しかし、両国関係がこれだけ悪化している中で、日本に対する中国人観光客の（訪問前の）ディステーション・イメージが飛躍的に好転したとはとても考えられない。そうだとすると、昨年 9 月から訪日中国人観

---

<sup>22</sup> 同上

光客が急増した現象は、やはり観光先進諸国ですでに伝統とされているDESTINATION・チョイス・モデル理論では説明しきれないものがある。

中国人訪日観光客の増加につながると考えられるプラス要因を点検すると、①訪日旅行の高い満足度に伴うリピーター化の進展、②可処分所得の増加に伴う出国旅行の増加、③訪日個人旅行の増加、④円高の是正による割安感、⑤旅行会社チャーターによる日本寄港クルーズの増加、⑥新規就航路線等日中間航空路線の増大⑦東日本大震災の影響の減少、などがあげられている。<sup>23</sup>中国政府による意図的なコントロールが緩やかになったのではないかという詮索めいた解釈もあるが、日中関係の持続的悪化はもはや中国人訪日観光客の足を食い止めるバリアではなくなったのは事実のようである。

一方、韓国については、中国各地からのチャーター便を含むLCCやクルーズ船を利用した廉価な団体旅行商品の存在、大ヒットでロケ地ツアーも多数催行されている韓国ドラマ『来自星星的你（星から来たあなた）』人気、査証取得の容易さ（或いは済州島等への査証免除）等が、団体・個人共に最も人気となる理由として挙げられている。<sup>24</sup>

このような事実をあわせて考えると、少なくとも中国人観光客の観光行動を解釈する際、国際観光は自然災害や政治外交などの外部環境から大きく影響を受けるという通説の有効性に改めて疑問のまなざしを投じなければならないだろう。

## 5.2 古き良きDESTINATION・イ

<sup>23</sup> 日本観光庁プレスリリース、2014年5月23日、  
[http://www.jnto.go.jp/jpn/news/press\\_releases/pdf/20140523.pdf](http://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/pdf/20140523.pdf)

<sup>24</sup> 同上

## メージの再生が鍵か？

韓国の外国人観光客誘致策をめぐる評価と比べれば、日本の観光立国戦略に対する中国人識者の評価にはネガティブなものが多いことが、特徴として挙げられる。<sup>25</sup>その一部は確かに感情的要素が必要以上に働いている結果だ、といえなくもない。

しかし、日本の観光PRビデオをめぐる「誘致される側」の評価にだけ注目すると、中国人以外の外国人識者からの酷評もかなり目立つことが看過できない。例えば、2011年の日本観光PRビデオには「招き猫」を扮する人気グループ「嵐」がイメージキャラクターとして起用されたが、「嵐がニャーと鳴く国に外国人は来たがらない」と外国人記者からバツサリと切り捨てられた。<sup>26</sup>なぜかというところ、「『人間ゆるキャラ』とでも言うべき演出が、全くドメスティック（国内限定）」であり、「国内向けの表現技法を海外向けに使ってしまったという、異文化コミュニケーションにおける凡ミス」<sup>27</sup>だからである。皮肉を極める上述の評価は必ずしも反日嫌日感情から派生したものではない。しかし、韓国の観光PRビデオと比べると、「日本人の受けがよいから、海外でも歓迎されるだろう」という安易な発想に基づく日本の観光PRビデオ制作プロセスには、異なる文化的社会的環境に取り囲まれ、生きている「誘致される側」に対する配慮がいささか足りないといわざるを得

<sup>25</sup> 日本の観光立国戦略に対する中国人識者の評価については、戴智軻「日本の観光立国戦略に対する中国側の評価」『神戸夙川学院大学紀要第四号』を参照されたい。

<sup>26</sup> 「嵐がニャーと鳴く国に外国人は来たがらない」『ニューズウィーク』2011年8月29日

<sup>27</sup> 冷泉彰彦「観光庁CFのミスは極めて初歩的だという理由」、『ニューズウィーク』2011年8月22日

ない。

メディア論的な分析では、どの特定のコードないしは意味体系を活用するかがメディアの効果を左右する、とされている。つまり、コードや意味体系は、意味に関するなんらかの合意を活用することが重要である。その合意はある文化におけるコード利用者（コード化する者、ないしコード解読者）の間に存在する場合、コード化とコード解読が接近し、その結果、意味も比較的明確に伝わる。逆に言うと、「誘致しようとする側」のコード化と「誘致される側」のコード解読がミスマッチすれば、伝えようとするメッセージ自体が歪み、その結果、本来の意図とはまったく異なる意味不明の符号として解読され、または解読不能となってしまうことも考えられる。

90年代中期から2000年前後まで、即ち韓流が現れるまでの中国では、「東京ラブストーリー」などを代表とする日本のドラマや映画や音楽が中国民衆に熱狂的に支持され、いわゆる「日流」が闊歩する時期があった。韓流に覆いかぶされたいまでは、「日流」はかつての勢いを失ったものの、その影響を受けた人々には日本に対する「昔日の憧れ」が残っている。尖閣諸島国有化以降に見られた中国人観光客の急減が現在の日本政府の施策に対する不満や反発によるものだとすれば、昨年9月からの急増は今までの「日本に対する憧れ」の押さえ込みによる反動だとの解釈もできなくはないだろう。即ち、中国人観光客が日本をディスティネーションとしてチョイスする際、今まで日本に対して蓄積してきた古き良きディスティネーション・イメージを消費しているのではないかと推察する。

言い換えれば、日本に対する中国人観光客のディスティネーション・イメージには急激な外部環境の変化に左右されない、長期安定的な部分があり、また日本での観光から得ら

れる満足によって、それがさらに拡大する可能性も秘められている。しかし、尖閣諸島問題などでエスカレートした両国政府の「批判の応酬」、また日を追うごとに高まる中国国内の「嫌日報道」によって、このような「イメージ貯金」は徐々に食いつぶされることも充分考えられる。

6月27日に、尖閣諸島の国有化以降、初めて中国の副首相との会談を実現した太田国土交通大臣は「観光は経済効果もあるうえ、両国民が直接触れ合い、相互理解を深めることになるので、極めて重要で意義のあることだと思う」と述べ、今後、観光を通じた日中間の交流拡大に力を注ぐ考えを示した。<sup>28</sup>

ナショナリズム的国民感情を刺激する材料が飛び交う日中両国のメディア環境の中で、観光PR活動が両国の関係改善に資する有意義な非政治的メッセージを相手国に伝える上で極めて貴重な存在となっているといえよう。その視点からいうと、「平和、友好、ともに発展する」という意味の共有が、今後の観光PR活動のコード化が目指すべき目標であり、「平和国家」、「東アジアにおける最先進国日本」に対する古き良きイメージの再生と拡大につながるPR戦略を改めて練ることこそ、今後中国人観光客を誘致する上でもっとも要の部分となるであろう。

---

<sup>28</sup> 「太田国交相 中国副首相と初会談」NHK、2014年6月27日  
<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20140627/k10015553331000.html>



# 「都市農村交流」を中心としてきた日本のグリーンツーリズムの課題とあり方

## 農村地域の未来可能性を高めるために

神戸夙川学院大学 観光文化学部 准教授 河本 大地

### 【目次】

1. はじめに
2. 「都市農村交流」に関する政策展開の経緯と日本のグリーンツーリズムの概要
3. 「都市農村交流」の抱える問題点
4. 持続可能な地域をどう創りあげていくか —「地域多様性」の発想から—
5. 「地域多様性」の発現形態と農村地域
6. 農村地域の未来可能性をどう構築するか



第1図 耕作放棄された棚田（岡山市北区建部町角石畝にて、2010年7月に筆者撮影。）

### 1. はじめに

日本の農村地域、とりわけ中山間地域は今、さまざまな課題を抱えている。耕作放棄地の増加（第1図）、森林管理放棄地の増加、いわゆる「限界集落」問題（第2図）、医療・福祉にかかわる事情、高齢化、結婚難、少子化など、枚挙にいとまがない。これらは、「限界集落」といわれてしまう地域に限った問題ではない。それらをさまざまな面で支えてきた中心的集落の機能低下も顕著である。役場、農協、郵便局、学校、NTTの支所などがなくなり、また商店街がその体をなさなくなっている例は、日本の各地に見られる。国および地方自治体の財政逼迫化に伴う市町村合併、公設・公営のハコモノの閉鎖や計画中止は、こうした流れを加速させている。

2014年5月には、日本創成会議の人口減少問題検討分科会（座長・増田寛也元総務相）が、地方



第2図 「限界集落」と呼ばれてしまう集落の一例（上方が岡山市北区建部町三明寺の三西集落、2009年5月に筆者撮影。）

から大都市圏への人口流入や少子化が止まらなければ、約 1800 の市区町村のうち 896 自治体が将来なくなるとの推計を発表し、波紋を呼んだ。

さらに、児童数・生徒数減に伴う公立の小中学校の統合再編は、地域社会の精神的中心でありかつ地域の次世代を育む場を失う意味で、地域にとって大きな問題である。これは、学校の開放度低下、ゆとり教育見直しや、子どもの余暇の過ごし方の変化とあいまって、地域理解や郷土愛育成、そこでつちかわれてきた知恵と技を獲得する機会の縮小につながる可能性がある。

一方で、こうした負の流れに対抗し、農村地域の未来を創り出すべく各地で取り組まれてきた「都市農村交流」と呼ばれる動きにも、無理と限界が目立つ。そこでのもっとも大きな課題は、都市部をはじめとする当該地域外からの者に対する、農村地域住民の「もてなし疲れ」と言ってよかろう。筆者はこうした交流の受け入れ側の一員となったことがあるが、そこでは「よそ者」が帰った後に「あー、くたびれた。1杯飲もうで。」という言葉がよく聞かれた。1杯飲むことも悪くはないが、こうした「くたびれ」が蓄積されていくと、体力的にも精神的にも持続は難しくなっていく。また、交流受け入れ組織の経営が持続的でない事例も各所に見られる。

本稿ではこうした状況をふまえ、農村地域の振興策として取り組まれることの多い「都市農村交流」の経緯と現状を批判的に検討したうえで、農村地域の未来を描いていくためのアイデアの提示を試みる。なお、本稿では農山漁村地域、あるいは多自然地域全般を、「農村地域」と表現することとする。

## 2. 「都市農村交流」に関する政策展開の経緯と日本のグリーンツーリズムの概要

日本では、1992年から農林水産省が中心となって「グリーンツーリズム」が推進されている。これは、同年に公表された「新しい食料・農業・農

村政策」(新政策)に政策課題として取り上げられたもので、1980年代から進められてきた「都市農村交流」を基軸に据えている。

「都市農村交流」が中心となっている背景には、資本主義が発達したことにより生じてきた「都市・農村問題」がある。これについて大浦(2013)は、イギリスを例に、都市の「過密」と農村の「過疎」の問題顕在化、都市人口の増加に伴う都市の膨張、「社会的分業の進展に伴う労働者の部分労働化」が「労働疎外と抑圧をもたらし、ストレスにさらされた社会」を形作っていること、「食糧や農産物供給のグローバル化が進行」することで『食』と『農』との時間的・空間的・社会的乖離がすすみ、安全かつ安定的な食糧の確保という面でリスクを負うことになる」ことなどを挙げている。また、多方(2013)は、「農山漁村の厳しい状況を打開する政策として、何んとか農山漁村と都市との共存・共生関係を生み出す方策はないかとの模索の中で、『農山漁村での滞在型の余暇活動＝グリーン・ツーリズム』への展開・推進が今日までなされている」と述べている。

グリーンツーリズムという用語は、多方(2000)によると、「ヨーロッパ諸国において広く普及、定着している概念である」。アグリツーリズム(agritourism)や農村ツーリズム(rural tourism)ではなくグリーンツーリズム(green tourism)が採用されているのは、「greenという言葉には、農山漁村の持続可能性や環境保全という意味合いも含まれており、農業、林業、漁業が営まれている場所、まさしく農山漁村を対象としている面」が重視されているためである。

日本のグリーンツーリズム政策は、「西欧諸国の都市住民の間で広がり、定着したグリーン・ツーリズム」がモデルとなっている(井上、2011)。当初は、ヨーロッパの農家民宿をモデルに、都市住民による農村での滞在的余暇活動が主に推進されていた。そこには、農村地域振興策としてのリゾート開発への問題意識や、農家経営の多角化への期



待があった（佐藤、1990；山崎・大島・小山、1993など）。しかしこれには、週単位の長期休暇制度の未確立、農家の家屋構造や兼業中心の就業構造など、需要と供給の両面において困難もあった（宮崎、2006b）。

その後、2000年代に入ると、「都市と農山漁村の共生・対流」をキャッチフレーズとした各種施策が講じられるようになった。その目的は、①農林漁業・農山漁村の活性化、②豊かな自然、美しい景観、伝統的文化などの農業・農村の多面的機能の保全、③都市住民における農のあるライフスタイルの普及である（宮崎、2006b）。2001年には、3法人統合により、農林水産省の外郭団体である財団法人「都市農山漁村交流活性化機構」（愛称：まちむら交流きこう）が設置され、ここが市民農園や農産物直売所の支援、廃校活用、インストラクター育成など施策の多くを担っている。2003年にはその中に「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」（愛称：オーライ！ニッポン会議）が設けられ、交流の活発化に向けた取り組みをおこなっている。

日本のグリーンツーリズムの特徴は、ヨーロッパと比較すると「日帰り型が多く、リピーターやサポーターの参加割合が高く、農林漁業・農山漁村体験を重視して、受入農村側が組織的に対応するなど」である（宮崎、2006a）。一方、青木（2010）は、「日本型グリーン・ツーリズム」を6類型に整理している。第一は、社会的自己実現型グリーン・ツーリズム（農家民宿、農村民泊、農家レストランなど）である。「収益性の追及というよりは、地域における住民との連携を重視しながら、『身の丈』の交流を積み上げ、農家あるいは農村住民ならではの『生きがい』を見出している」。第二は、労働貢献型グリーン・ツーリズムで、「農山漁村型ワーキングホリデー」等が含まれる。第三は、学習型グリーン・ツーリズムで、実践学習の場として「ツーリズム大学」などが取り上げられている。第四は、教育体験型グリーン・ツーリズムである。

教育体験旅行、修学旅行が挙げられている。第五は、資源活用型グリーン・ツーリズムで、滞在型市民農園、ホテル・学校施設、空き屋・古民家活用などの例が示されている。第六は、人間福祉型グリーン・ツーリズムである。これは、『心や体の安寧』を目的とした『非日常的な交流活動』として、新たな需要が期待され」ている分野で、癒やしやヘルスツーリズムがキーワードとなっている。

岡橋（2007）はこうした産業融合を核とした新たな経済の展開を「都市農村交流型農村複合化」と捉え、今後の中山間地域における農業振興・地域振興の一つの方向性を示すものとして評価している。多方（2006）は、グリーンツーリズムによるアグリビジネスの展開として、農産物直売所、農産加工品製造・販売、農村・農業体験、農家レストラン、農家民宿（ファームイン）などを取り上げ、法律の壁は大きいものの可能性が大きいことを示している。また、佐藤（2010）が研究動向をまとめているように、「都市農村交流」については、経済、環境、社会・生活の各側面からみた効果や、農村地域振興策としての理想的なあり方や推進方策が議論されてきた。たとえば青木（2004）や荒樋（2008）は、グリーンツーリズムは農村の観光開発ではなく、あくまでも住民による都市農村交流活動を内実とした持続可能な農村地域づくりであるべきことを強調している。

### 3. 「都市農村交流」の抱える問題点

前章のような経緯で推進されてきた「都市農村交流」には、批判や省察も多くなされている。たとえば、地域生活者の視点が欠落しており「都市住民を中心とする大多数の国民に緑と憩いの場を提供する」形になっている（古川・松田、2003）、「行政のバブル的政策展開とやる気のある人達の実践事例の紹介だけの時期は過ぎた」（徳野、2008）、「旅行エージェント支配の強化が進みつつある」（青木、2008）、国の省庁の「縦割りの政策展開に留まって」おり「政策立案が十分な政策

検討の下になされていないことの限界がある」(青木、2008)など、枚挙にいとまがない。

筆者はこれらに加え、地域振興策としては下記の点も問題と考えている。

第一に、「都市農村交流」は、「都市」と「農村」を明確に区分した二元論的性格を帯びている。「都市農村交流」という形は、都市住民らしさと農村住民らしさ、都市的地域と農村地域の性格を誇張せざるを得ない。現実の地域は、たとえば下町の商店街、オフィス街、高級住宅地、在日コリアンの方々の多い地域、新興住宅地、高度経済成長期につくられたニュータウン、スプロール化(虫食的な市街化)によっていわゆる新住民と旧住民が混在している地域、ロードサイド型大型店舗の多い都市郊外のバイパス道路沿線、一定のサービス機能が集積している「町場」(旧来の役場集落など)、漁村集落、戦後の開拓集落、門前町などの宗教集落、いわゆる「限界集落」、人工林の卓越する地域、原生林の卓越する地域など、きわめて多様であり、「都市」と「農村」の二元論で片づけることは本来困難である。

「都市」と「農村」の二元論は、日本の都市と農村をそれぞれ十把一絡げにしてしまう。結果として、「農村」には「日本の農村」らしさが求められ、その多様性への注目をそぐことがままある。「里山」が好例かもしれない。里山活動が早くから盛んに行われてきた東京近郊の谷津田を有する丘陵地域の様相(映画「となりのトトロ」の世界)を、戦後のスギ・ヒノキの植林地が卓越する地域や、はげ山の多かった瀬戸内海沿岸地域、たたら製鉄が盛んに行われていた中国山地、亜熱帯性気候の沖縄、アイヌ民族によって独特な資源利用がなされてきた北海道などに、そのままモデルとして当てはめることはできない。にもかかわらず、東京近郊の里山の様相を「日本の原風景」と呼び、日本の農村地域のイメージを形づくり、「都市」住民はそれを消費する形がまかり通っている。

都市住民という「お客様」を、農村住民側がも

てなす構造からも、さまざまな歪みが生じている。たとえば、農村地域側の「暮らし」の視点を欠いたままに、日本の農村らしさが都市住民に対して商品化され、全国各地で似たような体験メニュー、体験プログラム、体験施設、特産品が生まれ、競合関係にある。これには、行政からの画一的な補助金メニューも影響していると考えられよう。

第二に、世代間交流の視点が不足していることがある。2008年から本格実施されていた「子ども農山漁村交流プロジェクト」(その後、事業仕分けにより規模縮小されたものの継続している)で重視されたのは、基本的に「自然豊かな農山漁村」でのさまざまな経験の積み重ねである。これは、都市的地域の子どもたちが農山漁村で「長期宿泊体験活動」をすることが前提として考えられている。「農山漁村」の子どもたちが自分の生まれ育った地域の異なる世代から学びを受け、地域での経験を深め、地域を誇りに思えるような施策はほとんどとられていない。さらに問題なのはその親世代である。団塊の世代より上には、地域の自然・人文・社会資源を五感でフル活用しながら「遊び」や「仕事」をしてきた方々が多い。しかしその下の世代はどうか。自分の生まれ育った地域について、他者に満足に伝えられるだけの知識や経験もっているだろうか。現在の「都市農村交流」における「農村」側の担い手の多くは高齢者であるが、はたしてバトンタッチは可能だろうか。バトンタッチ後の担い手は、地域の魅力を十分に引き出し、伝えることができるだろうか。「農村」地域内部の世代間交流が積極的に行われないと、都市農村交流の持続性も、地域自体の持続性も、十分に確保できない可能性がある。

第三に、国際的視点も欠如していることが多い。グローバル化、ボーダーレス化が進んでいるにもかかわらず、「都市農村交流」は基本的に日本国内しか念頭に置いていない。ただし、萌芽的事例は各所に見られる。筒井・澤端(2010)は、グリーンツーリズムにおける外国人市場について、マー

ケティング分析の視点から富山県立山町と青森県十和田市の事例分析等をおこなっている。

第四に、農林水産省以外の省庁との連携が十分にできていないことがある。たとえば、「都市農村交流」を基軸に据えた「グリーンツーリズム」と、環境省が中心となって推進している「エコツーリズム」との連携はどうであろうか。比較的取り組みの新しい後者は、2008年4月に施行されたエコツーリズム推進法において「自然環境」や「伝統的な生活文化」を重視している。しかし両ツーリズムは、現実の地域ではそれぞれ別個に展開しているわけではなく、境界線のあいまいな連続した形で展開している。また、両ツーリズムの資源には、重複するものが多々ある。したがって、エコツーリズムやグリーンツーリズムを地域振興や環境保全に真に役立つツーリズムにしていくためには、両者の「ずれ」と「重なり」を見極め、行政の縦割りの論理から脱し、地域にとってのツーリズムという視点から再検討を行う必要がある。この点に関して、筆者は2008年にシンポジウム「地域にとってのエコ／グリーン・ツーリズム～2つの政策のずれと重なり～」を、人文地理学会例会として開催した（地域地理科学会・兵庫地理学協会が共催）。その詳細については『人文地理』61-2の記事を参照されたい。

このほか、補助金に依存した体験交流施設（ハコモノ）偏重となっており、その維持管理、とりわけ経営面の持続性確保ができていない場合が多いこと、トータルな自然環境保全の発想が欠けている場合の多いことなど、残念ながら現状では「都市農村交流」の問題点は枚挙にいとまがない。

「都市農村交流」を主軸とするグリーンツーリズムの展開が農村地域振興に果たしてきた役割は大きい、「都市」と「農村」の「交流」というこれまでの発想と施策だけに固執しては、持続可能な地域づくりの展開は望みにくいのではなかろうか。

#### 4. 持続可能な地域をどう創りあげていくか — 「地域多様性」の発想から—

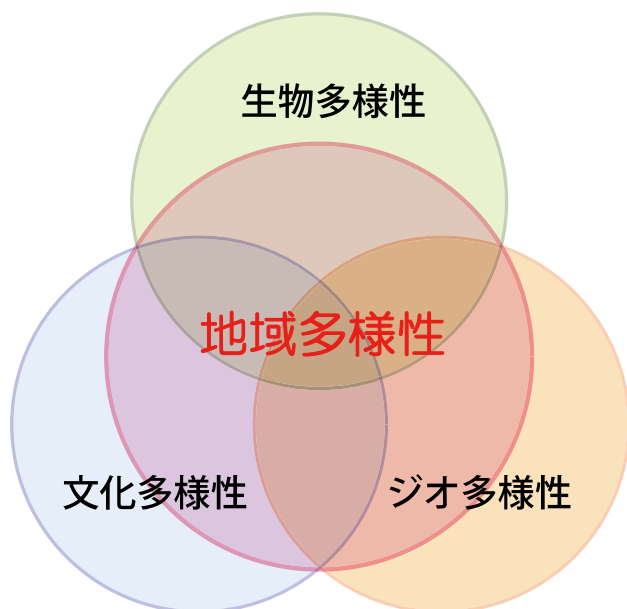
ここで地理学の立場から、「地域多様性」という考え方を提示し、「都市農村交流」をより地域の持続可能性確立につなげていく方策を検討したい。なお、「地域多様性」概念については、河本（2010、2011）でも、それぞれ主として生物多様性およびジオツーリズムとの関連で考察している。それらと重複することになるので、ここでは最小限の記載にとどめる。詳細は上記の拙稿を参照されたい。

「地域多様性」は、日本の地理関連学会連合が地理学の核となる概念として提唱したもので、2006年3月には「地域多様性と共生社会—世界の持続的発展のために—」と題するシンポジウムが開催された。その「趣旨」は以下のとおりであった。

“科学技術の進歩、人間活動の拡大、そしてグローバル化は、地球的規模で社会経済活動の均質・画一化をもたらし、地域の個性（地縁やコミュニティ）を急速に喪失させています。また、温暖化、地形改変、大気・海洋汚染、砂漠化、森林伐採、異常災害の発生などを通じて、長い年月をかけて人類が作り上げてきた地域生態システムが崩壊の危機に直面しています。このような状況をふまえ、このシンポジウムでは、地理学の視点から地域生態システムの維持・管理に関する知識・知見を集約するとともに、『地域多様性』概念の重要性を広く社会に啓蒙することをねらっています。”

この「地域多様性」という概念は、「都市農村交流」を超えて持続可能な地域づくりを創成していくのに有用であろう。「都市」と「農村」の二元論に陥ることがなく、またグローバルな視点からローカルな視点までマルチスケールで地域を捉えることができる。むろん農林水産省という枠のみに固執する必要はない。地域を自然環境、社会経済、文化など多くの側面から総合的に捉えることもできる。

とはいえ、上記シンポジウム後も「地域の個性」や「地域生態システム」の弱体化・崩壊に十分ブレーキはかかっていないし、「地域多様性」概念が地理学内外において浸透したとも言いがたい。筆者は河本（2010, 2011）において、「地域多様性」は生物多様性、文化多様性、ジオ多様性という3種の多様性にまたがる位置にあると考えた（第3図）。人間の暮らしが織りなしてきた文化多様性は、自然基盤の上に成り立っている。自然基盤は、人間に対する生態系サービスの恵みをもつ生物多様性、およびその維持を支える土台となる地学的基盤（地形、地質、気候、土壌、水文など）の多様性（ジオ多様性）に分けられる。「地域多様性」は、これら3種の多様性が影響し合って地表圏に表出した現実のもつ多様性である。「地域多様性」をみる目を養うことは、地表圏に存在するさまざまなタイプの自然の中で人間がどう生きているか、生かされてきたのか、今後の可能性を含めて追究することにつながる。なお、「地域多様性」における「地域」はマルチスケールで考えるのが適当であろう。



第3図 「地域多様性」と3つの多様性（河本，2011 をカラーにして転載。）

## 5. 「地域多様性」の発現形態と農村地域

「地域多様性」はさまざまな形で地表圏に発現している。それらは3類型に大別できると考えられる。

第一の類型は、「どちらかという一般に理解されやすいもの、またはそれをねらっているもの」である。特産品、地域づくりのテーマ・シンボル・ブランド、イメージキャラクター、博物館・鉄道駅・道の駅などの観光交流施設、名所・旧跡、世界遺産などが、これに含まれる（第4図）。

第二・第三の類型はそれに対し、「見る目を養うことで徐々に理解されるもの」である。第二類型は、そのうち有形のものを指す。土地利用の用途・形態、集落形態、家屋様式、地名とその由来・使われ方、地割、地形、地質、水文、植生などがこれに含まれる（第5図）。

第三類型は、「見る目を養うことで徐々に理解されるもの」のうち無形のものである。伝統的行事、宗教・思想、伝承・物語、言語・方言、地域特有の音楽、つちかわれてきた知恵と技、人々の気質・思い・情念、産業構造、ヒト・モノ・カネ・情報の流れなどがこれに該当する。

農村地域、とりわけ山村とその周辺は、自然基盤に基礎づけられた形の「地域多様性」が、比較



第4図 地域のシンボルやブランドを表現している例（群馬県下仁田町の上信電鉄下仁田駅にて、2012年3月に筆者撮影。）



第5図 山村集落の景観（兵庫県美方郡香美町小代区平野にて、2008年8月に筆者撮影。）

的によく表れている地域である。土地利用・水資源利用とその変化、小字などの小地名や、住民の育んできた空間分類とその地に根付いた知識・経験のかかわりなど、「大地に根ざした暮らしの営み」は、その表れである。それらは、前項でみた「地域多様性」の発現形態の第二・第三類型、つまり「見る目を養うことで徐々に理解される」有形・無形のものに属する。

これらの中には、先に挙げた「地域の個性」や「地域生態システム」の弱体化・喪失・崩壊の過程で、もはや忘れ去られようとしているものも多いが、そこへの地域外からの尊敬（リスペクト）のまなざしは、残念ながら足りていないと言ってよい。その最大の理由として、「わかりにくさ」が挙げられよう。「大地に根ざした暮らしの営み」から縁遠い生活を送っている人々は、こうした地域の現実に触れながら、地域を見る目を養う機会に乏しい。こうした地域で生まれ育った人々にとっても、「大地に根ざした暮らしの営み」をあまり経験しないままに大人になる場合が増えている。また、自分の地域のこうした営みを価値化し、それを地域外の人々や地域内の若年層に伝える機会に乏しい。さらに、「何もない田舎」という言葉に象徴されるように、「大地に根ざした暮らしの営み」とそれによって創り出された景観が、地域内外の

人々の目に魅力的と映っていないことも多い。

人々の価値観やものの見方は多様だが、「大地に根ざした暮らしの営み」の喪失・崩壊は、自然環境、および自然の中で生きてきた人間の在り方の喪失・崩壊を意味している。それは、人類の「未来可能性」の喪失・崩壊につながるものである。そこにおけるキーワードは、「生存」と言ってもよい。日本を、あるいは世界を都市型社会一辺倒にしてはならない理由はそこにある。農村地域の「大地に根ざした暮らしの営み」に対する敬意に欠ける場面が増えたり、農村地域に無住の空間が増えたりしていくことは、表現が大仰になるが、長期的に見て日本人、あるいは人類の、自然からの「撤退」と言えるのではなかろうか。

## 6. 農村地域の未来可能性をどう構築するか

前章までの議論をふまえて、「地域多様性」の考え方から持続可能な地域をつくっていくためには、「地域への根っこづくり」と、そのうえでの「地域間の相互承認・助け合い」の2点が重要と考える。

「地域への根っこづくり」は、特定の地域を深く理解し、そこで十分な経験を積むことである。これは、身近な地域、あるいは縁のある地域を対象にすると取り組みやすい。農村地域の場合は、先に述べたように、自然基盤に基礎づけられた形の「地域多様性」を理解しやすいという、都市的地域と比較した際の優位性がある。その生かし方はさまざまに考えられよう。喪失・崩壊の危惧される「大地に根ざした暮らし」、「地に足の着いた暮らし」の営みに触れ、各自のものしていくプロセスは、地域への根っこづくりとして確かなものになると考えられる。その際に、地元の（あるいは日本の）森林や第一次産業を環境問題や生き方の問題としてとらえられるようにすると、こうした暮らしへの価値付与につながる。

農村地域における「観光」は、第一義的には地



域が「光」を「観」するための手段である。農村地域の価値は、暮らしの営みがあってこそのものである。そのうえで、来訪者がおすそわけにあずかって、自分の人生に「光」を「観」られるようにする仕組み・仕掛けがあるとなおよい。つまり、いきなり誘客に走るのではなく、地域で生まれ育つ子どもたちや若者が郷土学習（ふるさと学習）や地元学などの取り組みによって、ここで暮らすことの意味や価値に納得感を抱けるようにすることが大切である。それができていれば、いったん地域外に転出しても、学び取った専門的な知識や技術、ビジネススキル等や、築いた人脈を活かした地域づくりを、人生の重要な位置に置くことができる。「根っこ」があれば、地域外で暮らしていても、地域に関わりたくなる。

「地域間の相互承認・助け合い」は、生存のための地域間の支え合いのシステム化を考えるとよい。従来の「都市農村交流」の多くは、ある「都市」と「農村」との交流に必然性のない場合も多くみられた。しかもその「交流」の中身は、自治体の幹部同士の行き来だったり、観光交流施設でカウンター越しに来訪者がお金を落とすことであったり、受け入れる農村地域の暮らしにさほど関係ない内容の体験プログラムであったりした。そうではなく、地域の持続やマネジメントに資する交流を考えるならば、また訪れる側の地域のメリットも考えるならば、たとえば被災時に食料供給をおこなうための協定を結ぶとか、両地域でつちかわれてきた教育手法を共有するとか、互いの地域を支え合うためのファンドを造成するなど、より実質的に意味のある「助け合い」にしていたほうがよいのではなからうか。

もちろんこの場合の「地域」は、必ずしも都市と農村である必要はない。農村地域は多様である。異なる農村地域どうして違いと共通点を整理し学び合うこともできるし、同じ自治体の中で地域多様性を実感し、人的交流を密にすることも大切である。小中学校の統廃合などを契機に、新学区全

体を学びの宝庫として学区内の地域間で資源を紹介し合うことも、地域の持続やマネジメントに資するだろう。

これらを実現するためには、地域を見る目を養う必要がある。リテラシーとして地理的なものの見方、考え方を普及することは、地域への関心を強め、地域の持続可能性を確立することにつながる。

あわせて、地域の魅せ方を磨くことも大切である。この点は、従来の地理教育や郷土学習では十分でない場合が多かった。そこには、各地域での自然基盤を活かした暮らしの工夫にあこがれを感じてもらおうための仕掛けも含まれる。

「地域多様性」は、農村地域においては、特に我々人類の生存基盤である自然との関わりで顕著に表れる。地域の未来可能性は、これを我々の生存や幸福に欠かせないものとして理解し、地域間で連携し合いながら活用していくことで拓かれていく。このことは、「観光文化」を創成するうえで重要である。

なお、本稿では具体的な事例やデータにもとづく精緻な議論はできていない。参照すべき文献も他に数多い。今後、研究や議論をより深めていきたい。

#### 引用文献

- 青木辰司 (2004) : 『グリーン・ツーリズム実践の社会学』丸善。
- 青木辰司 (2010) : 『転換するグリーン・ツーリズム—広域連携と自立をめざして—』学芸出版社。
- 荒樋 豊 (2008) : 日本農村におけるグリーン・ツーリズムの展開。日本村落研究学会編『グリーン・ツーリズムの新展開—農村再生戦略としての都市・農村交流の課題—』農山漁村文化協会, pp. 7-42.
- 井上和衛 (2011) : 『グリーン・ツーリズム—軌跡と



- 課題一』筑波書房.
- 大浦由美 (2013) : 農村と観光. 大橋昭一編『現代の観光とブランド』同文館出版, pp. 51-58.
- 岡橋秀典 (2007) : グローバル化時代における中山間地域農業の特性と振興への課題. 経済地理学年報, 53 (1), pp. 26-40.
- 河本大地 (2010) : 「地域多様性」と生物多様性—地理的なものの見方・考え方はここでも役立つ—. 地理, 55 (10), pp. 55-61.
- 河本大地 (2011) : ジオツーリズムと地理学発「地域多様性」概念—「ジオ」の視点を持続的地域社会づくりに生かすために—. 地学雑誌, 120 (5) pp. 775-785.
- 佐藤 誠 (1990) : 『リゾート列島』岩波書店.
- 佐藤真弓 (2010) : 『都市農村交流と学校教育』農林統計出版.
- 多方一成 (2006) : 『スローライフ、スローフードとグリーン・ツーリズム』東海大学出版会.
- 多方一成 (2010) : 日本におけるグリーン・ツーリズムの展開—農林水産省の動向など—. 多方一成・田淵幸親・成沢広幸『グリーン・ツーリズムの潮流』東海大学出版会, pp. 73-90.
- 多方一成 (2013) : 『グリーンライフ・ツーリズムへの創造—ニューツーリズムと着地型ツーリズム—』芙蓉書房出版.
- 筒井一伸・澤端智良 (2010) : 外国人観光客を対象としたグリーン・ツーリズムの可能性と課題—マーケティング分析の視点から—. E-journal GEO, 5(1), pp. 35-49.
- 徳野貞雄 (2008) : 農山村振興と都市農村交流活動の類型化. 文学部論叢, pp. 67-79.
- 古川 彰・松田素二 (2003) : 観光という選択—観光・環境・地域おこし—. 古川 彰・松田素二編『観光と環境の社会学』新曜社, pp. 1-30.
- 宮崎 猛 (2006a) : 日本とアジアの気候風土とグリーン・ツーリズム. 宮崎 猛編『日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム—地域経営/体験重視/都市農村交流—』昭和堂, pp. 1-8.
- 宮崎 猛 (2006b) : グリーン・ツーリズムによる農村の地域経営とライフスタイルの転換. 宮崎 猛編『日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム—地域経営/体験重視/都市農村交流—』昭和堂, pp. 10-30.
- 山崎光博・大島順子・小山善彦 (1993) 『グリーン・ツーリズム』. 家の光協会.

# 航空会社の路線撤退と乗継割引制度導入が社会に与える影響

神戸夙川学院大学観光文化学部 講師 萬谷和歌子

## 【目次】

1. はじめに
2. 問題意識および先行研究
3. モデル設定
  - 3.1. 路線撤退前
  - 3.2. 路線撤退後
  - 3.3. 撤退後、乗継割引制度を導入した場合
4. 分析結果
  - 4.1. 路線撤退前後の比較
  - 4.2. 撤退後、乗継割引制度を導入した場合
5. まとめと課題

## 1. はじめに

近年の航空産業は、世界的な規制緩和と自由化の流れの中、航空会社間の競争激化と国境を越えた合併・再編成が進んでいる。80年代後半の段階的な需給調整規制廃止により始まった日本の規制緩和は路線の参入・退出の自由化をもたらし、航空運賃は認可制から事前届出制へ移行された。国土交通省発行「政策レビュー『国内航空における規制緩和』」によると、1997年から2003年までの小規模路線(1日1~3便)は228から177路線へと約22%減少しており、便数に関しては332便から267便へと約20%減少している。一方運航は高需要路線に集中するようになり、1日10便以上の路線は13路線から24路線と約2倍に増加、企業努力によっても採算性が確保できない地方路線については各社撤退を決定する傾向にある。

日本航空では経営破綻後の2010年10月以降、

国内線50路線の運航を廃止した。現在、各種補助制度を活用した路線の採算性を検討、「代替手段がない路線」は運航を再開する予定だが、地方の不採算路線に関しての運航再開はしない方針である。

通常海外の国内線は乗り継ぎがある場合、直行便よりも運賃が安くなる。しかし日本国内では直行便よりも乗り継ぎ便のほうが高い。図1でA-Bを直行便とし、A-Bの直行便が撤退した場合、AからBへ移動するのにHを経由すると旅客はA-H、H-Bの運賃を払う必要がある。この場合、運賃は片道で二路線分となり、また時間費用を考慮すると、乗り継ぎ旅客の利便性は損なわれる。これは日本特有の問題であるといえる。

現在全日空は「乗り継ぎ特割」を導入しているが、この制度は指定された同一日中の便の組み合わせを搭乗28日前までに一括で予約・購入する場合にのみ利用可能であり、運賃は二路線分よりは安くなるものの、依然として片道分よりは3割程高い運賃設定である。

以上の背景に基づき、本研究では国内航空会社が地方を結ぶ独占路線から撤退し、地方在住者にとって直行便という選択がなくなり乗り継ぎを余技なくされた場合、撤退がどのように消費者余剰、企業利潤、社会厚生に影響を与えるか、また航空会社の撤退が不利便性を生む場合、どう消費者に補償をすればよいかを検証する。以下、2章では、既存の研究概要をレビューし、問題意識を整理する。3章では、独占の航空会社が路線を撤退した場合と、乗継割引制度を導入するモデルを定式化する。4章では結果を提示し、5章では本研究をとりまとめ、今後の課題について示す。

## 2. 問題意識および先行研究

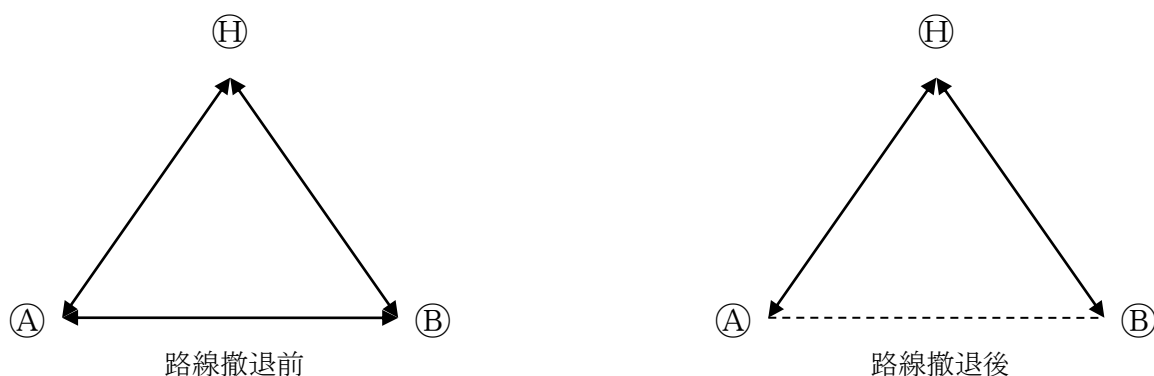
公共交通機関であるバス、鉄道や新幹線の乗継割引制度に関しては、すでに膨大な研究が蓄積されている一方で、全日空が導入しているような航空における乗継便割引制度に関する分析がなく、また日本国内の現状に合わせた研究および政策提言がなされていない。

Brueckner and Spiller (1990) は、航空輸送で密度の経済性が働くと設定し、需要関数に線形需要関数を用いてハブアンドスポーク型のネットワークにおける競争を分析。都市間の競争が他市場における独占のハブアンドスポーク型ネットワークによってもたらされている場合、競争は運賃を上昇させる効果があり、この場合航空会社のネットワークにおける合併は社会厚生を改善させる可能性があるため、合併が必ずしも社会厚生を悪化させるとは言えず、反トラスト法上の方法論を適用するのは誤りであると指摘。Zhang and Xin (1993) は需要の価格弾力性を用いた分析で、一市場での競争がネットワーク外部性に負または正の影響を与えるかは需要の価格弾力性に依存、価格弾力性が  $1 < \epsilon < 2.73$  であれば正の影響を与えるとした。一市場の競争が外部性にどう影響を与えるかは、需要をどう定義するかによるとしている。Kawasaki (2006) は一般

財を供給する市場では総供給量の増加に伴い価格が低下するものの、航空産業においては運航頻度が増加しても価格が低下しないことに注目し、製品差別化の価格競争理論を用いて路線参入が社会的に最適かどうかを分析した。その結果、過度な路線参入は、差別化の度合い(距離)が小さい場合に起こり、距離が適切な場合には過度な路線参入は旅客数とセットアップ費用に依存、また差別化の度合いが大きい場合にはセットアップ費用にのみ依存することを証明した。

本稿では、Brueckner and Spiller (1990) と同様、ネットワークにおける航空会社の運航形態に線形の需要関数を用い、Kawasaki 同様に直行便が廃止された場合の消費者に与える不利益性 ( $\delta$ ) を加え、費用はネットワークの経済性が働くと仮定した Shy (2000) *The Economics of Network Industries*, pp216-217 の費用関数を用いた。

今回の分析ではある独占の航空会社が地方路線を撤退した場合の路線撤退前後の消費者余剰、企業の利潤及び消費者余剰の変化を検証し、乗り継ぎ便割引制度の導入と割引率がどのように消費者余剰、企業利潤及び社会厚生に影響を与えるかを分析する。また分析結果より、航空会社の撤退が不利益性を生む場合、どのように消費者に補償をすればよいかを検証する。



### 3. モデル設定

図1より、撤退前には①-②の直行便が存在、①-③、③-②にも便が存在するとする。ただし、①-③、③-②には①-②旅客は搭乗しない。撤退後は①-②の直行便はなくなり、①-②旅客は、①-③、③-②と移動（③で乗り換え）するとする。

以上より、需要関数は A-H 間を  $qa = a - Pa$ 、H-B 間を  $qb = a - Pb$ 、A-B 間  $qc = b - hPc$  とする。a は、①-③、③-②間の定数であり、a=1（基準化）とし、A-H、H-B は対称、b は①-②間の定数とする。p は運賃、φ は固定費用、η は所与の人口規模を表す。

企業が運航に要する総費用は、

$$TC(AH, BH, AB) = c(\eta_1) + c(\eta_2) + c(\eta_3) \quad (1)$$

$$c(\eta) = \phi + \eta^2 \quad (2)$$

とする。

撤退前の総費用 TCB は、

$$TCB = 3\phi + (\eta_1)^2 + (\eta_2)^2 + (\eta_3)^2 = 3\phi + 3\eta^2 \quad (3)$$

とし、撤退後の総費用 TCA は

$$TCA = 2\phi + (\eta_1 + \eta_3)^2 + (\eta_1 + \eta_3)^2 = 2\phi + 2\eta^2 \quad (4)$$

とする。ただし、 $\eta_1 = \eta_2 = \eta_3 = \eta$ 、

$TCB > TCA$  if and only  $\phi > 5\eta^2$  を満たす。

この分析ではネットワークの経済性が働くと仮定、撤退により運航コストが下がるため、総費用は撤退前の方が高いとする。φ は固定費用を表し、十分に小さいとする。<sup>1</sup>

δ は乗り継ぎによる不効用度で、 $\delta > 0$ 、 $b \cdot h \delta > 0$  とする。また  $b < a < b/h$  を満たし、直行便に対する本来的な支払額が高いとする。 $(b < 1 < b/h)$

企業の目的は利潤最大化であり、撤退前の企業利潤を  $\pi_A$  とすると、

$$\begin{aligned} \pi_A &= Pa \times qa + Pb \times qb + Pc \times qc \\ &= Pa(a - Pa) + Pb(a - Pb) + Pc(b - hPc) - TCA \end{aligned} \quad (5)$$

となる。

また撤退後の企業利潤  $\pi_A$  は、

$$\begin{aligned} \pi_A &= Pa \times qa + Pb \times qb + (Pa + Pb)(qc + \delta) \\ &= Pa(a - Pa) + Pb(a - Pb) \\ &+ (Pa + Pb)\{b - h(Pa + Pb + \delta)\} - TCA \end{aligned} \quad (6)$$

となる。

撤退後に、乗り継ぎ便割引制度乗継便割引 λ

( $\lambda \in (0,1)$ ) を導入した場合の企業利潤  $\pi_{Ad}$  は、

$$\begin{aligned} \pi_{Ad} &= Pa \times qa + Pb \times qb + \lambda(Pa + Pb)(qc + \delta) \\ &= Pa(a - Pa) + Pb(a - Pb) \\ &+ \lambda(Pa + Pb)\{b - h(\lambda(Pa + Pb) + \delta)\} - TCA \end{aligned} \quad (7)$$

となる。

#### 3.1 路線撤退前

路線撤退前の企業利潤  $\pi_B$  は、

$$\begin{aligned} \pi_B &= Pa \times qa + Pb \times qb + Pc \times qc \\ &= Pa(a - Pa) + Pb(a - Pb) + Pc(b - hPc) - TCB \end{aligned} \quad (8)$$

とし、また路線撤退前の総費用 TCB は

$$TCB = 3\phi + (\eta_1)^2 + (\eta_2)^2 + (\eta_3)^2 \quad (9)$$

利潤最大化行動の1階条件式から、

$$\frac{\partial \pi_B}{\partial Pa} = 1 - Pa \quad (10)$$

$$\frac{\partial \pi_B}{\partial Pb} = 1 - Pb \quad (11)$$

$$\frac{\partial \pi_B}{\partial Pc} = b - hPc \quad (12)$$

となり、以上より、均衡での価格は、

$$Pa^* = \frac{1}{2} \quad (13)$$

$$Pb^* = \frac{1}{2} \quad (14)$$

$$Pc^* = \frac{b}{h} \quad (15)$$

となる。このとき、均衡での需要は、

<sup>1</sup> 費用関数は Shy (2000) pp216-217 参照

$$qa^* = 1 - pa = \frac{1}{2} \quad (16)$$

$$qb^* = 1 - pb = \frac{1}{2} \quad (17)$$

$$qc^* = b - h \times \frac{b}{h} = 0 \quad (18)$$

また撤退前の消費者余剰  $CS_B$ は、

$$CS_B = 1/8 + 1/8 = 1/4 \quad (19)$$

となり、撤退前の企業利潤  $\pi_B$ は、

$$\pi_B = \frac{1}{2} - 3\phi - 3\eta^2 \quad (20)$$

となる。

以上より、撤退前の社会厚生  $SW_B$ は

$$SW_B = \frac{3}{4} - 3\phi - 3\eta^2 \quad (21)$$

と表される。

### 3.2 路線撤退後

路線撤退後の企業利潤  $\pi_A$ は、

$$\begin{aligned} \pi_A &= Pa \times qa + Pb \times qb + (Pa + Pb)(qc + \delta) \\ &= Pa(a - Pa) + Pb(a - Pb) \\ &+ (Pa + Pb)\{b - h(Pa + Pb + \delta)\} - TCA. \quad (22) \end{aligned}$$

また、撤退後の総費用  $TCA$ 、運賃は

$$TCA = 2\phi + (\eta1 + \eta3)^2 + (\eta1 + \eta3)^2 \quad (23)$$

$$Pc = Pa + Pb \quad (24)$$

利潤最大化行動の1階条件式から、

$$\frac{\partial \pi_A}{\partial Pa} = 1 - 2Pa \quad (25)$$

$$\frac{\partial \pi_A}{\partial Pb} = 1 - 2Pb \quad (26)$$

以上より、均衡での価格は、

$$Pa^* = \frac{1}{2} \quad (27)$$

$$Pb^* = \frac{1}{2} \quad (28)$$

$$Pc^* = Pa^* + Pb^* = 1 \quad (29)$$

このとき、均衡での需要は、

$$qa^* = 1 - Pa = \frac{1}{2} \quad (30)$$

$$qb^* = 1 - Pb = \frac{1}{2} \quad (31)$$

$$qc^* = b - h(Pc - \delta) = b - h(1 - \delta) \quad (32)$$

ただし、 $\delta$ は乗り継ぎによる不効用度  $\delta > 0$ 、 $b - h\delta > 0$ を満たす。

撤退後の消費者余剰  $CS_A$ は、撤退前の消費者余剰  $CS_B$ を引いた差であるため、

$$CS_A = \frac{1}{8} + \frac{1}{8} + \frac{1}{2}\{b - h(1 + \delta)\} = \frac{1}{4} + \frac{1}{2}\{b - h(1 + \delta)\} \quad (33)$$

$$CS_A - CS_B = 1/2\{b - h(1 + \delta)\} \quad (34)$$

とあらわすことができる。

また同様に、撤退後の企業利潤  $\pi_A$ は、撤退前の企業利潤  $\pi_B$ を引いた差であるから、

$$\pi_A = \frac{1}{2} + \frac{1}{2}\{b - h(1 + \delta)\} - 2\phi - 8\eta^2 \quad (> 0), \quad (35)$$

以上より、撤退後の企業利潤差は

$$\pi_A - \pi_B = \{b - h(1 + \delta)\} + \phi - 5\eta^2 \quad (36)$$

となる。また割引制度導入なしの撤退後の社会厚生  $SW_A$ は、

$$SW_A = \frac{3}{4} + \{b - h(1 + \delta)\} - 2\phi - 8\eta^2 \quad (37)$$

撤退後の社会厚生と撤退前の社会厚生  $SW_B$ の差は

$$SW_A - SW_B = \frac{3}{4} + \frac{1}{2}\{b - h(1 + \delta)\} + \phi - 5\eta^2 \quad (38)$$

と表すことができる。

### 3.3 撤退後、乗継割引制度を導入した場合

ここで、航空会社が乗継便割引  $\lambda$ を導入し、

$\lambda \in (0,1)$  の条件を満たすとする。

航空会社が路線を撤退した後の企業利潤  $\pi_{Ad}$ 、総費用  $TCA$ 、運賃は以下のようにあらわす。

$$\pi_{Ad} = Pa \times QA + Pb \times QB + \lambda Pc \times QC - TCA \quad (37)$$

$$TCA = 2\phi + (\eta 1 + \eta 3)^2 + (\eta 1 + \eta 3)^2 \quad (38)$$

$$Pc = Pa + Pb \quad (39)$$

また撤退後の需要は、以下の通りとなる。

$$Q_A = 1 - Pa \quad (40)$$

$$Q_B = 1 - Pb \quad (41)$$

$$Q_C = \{b - h(Pc - \delta)\} \quad (42)$$

利潤最大化行動の 1 階条件式から、

$$\frac{\partial \pi_A}{\partial Pa} = 1 - 2Pa \quad (43)$$

$$\frac{\partial \pi_A}{\partial Pb} = 1 - 2Pb \quad (44)$$

となり、以上より、均衡での価格は

$$Pa^* = \frac{1}{2} \quad (45)$$

$$Pb^* = \frac{1}{2} \quad (46)$$

$$Pc^* = \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{2}\right)\lambda = \lambda \quad (47)$$

となる。また均衡での需要は

$$Q_A^* = 1 - Pa = \frac{1}{2} \quad (48)$$

$$Q_B^* = 1 - Pb = \frac{1}{2} \quad (49)$$

$$Q_C^* = \{b - h(Pc + \delta)\} = b - h(\lambda + \delta) \quad (50)$$

が導かれる。ただし、 $Qc > qc$  とする。

割引制度導入後の、撤退後の消費者余剰  $CS_{Ad}$  は、

$$CS_{Ad} = \frac{1}{8} + \frac{1}{8} + \frac{1}{2}\lambda\{b - h(\lambda + \delta)\} = \frac{1}{4} + \frac{1}{2}\lambda\{b - h(\lambda + \delta)\} \quad (51)$$

であらわされる。

また割引制度導入後と前の消費者余剰差は、

$$CS_{Ad} - CS_A = \frac{1}{2}\lambda\{b - h(\lambda + \delta)\} - \frac{1}{2}\{b - h(1 + \delta)\} \quad (52)$$

となる。

航空会社が路線を撤退し、割引制度を導入した際の企業利潤  $\pi_{Ad}$  は、

$$\pi_{Ad} = \frac{1}{2} + \frac{1}{2}\lambda\{b - h(\lambda + \delta)\} - 2\phi - 8\eta^2 \quad (53)$$

となり、 $\pi_{Ad} > 0$  を満たすこととする。

割引制度導入後から割引制度導入なしの企業利潤を引いたもの（撤退後の企業利潤）は、

$$\pi_{Ad} - \pi_A = \frac{1}{2}\lambda\{b - h(\lambda + \delta)\} - \frac{1}{2}\{b - h(1 + d)\} \quad (54)$$

となる。

以上より、撤退後の社会厚生（割引制度有） $SW_{Ad}$  は

$$SW_{Ad} = \frac{3}{4} + \lambda\{b - h(\lambda + \delta)\} - 2\phi - 8\eta^2 \quad (55)$$

と表され、撤退前後の社会厚生差（撤退後：乗り継ぎ割引有－撤退前）は

$$SW_{Ad} - SW_B = \lambda\{b - h(\lambda + \delta)\} + \phi - 5\eta^2 \quad (56)$$

となる。

撤退後の社会厚生（撤退後：乗り継ぎ割引有－乗り継ぎ割引無）は

$$SW_{Ad} - SW_A = \lambda\{b - h(\lambda + \delta)\} - \{b - h(1 + \delta)\} \quad (57)$$

となる。

## 4. 分析結果

### 4.1. 路線撤退前後の比較

(34)から(38)より、消費者余剰、企業利潤、社会厚生ともに撤退後の方が改善される。理由としては独占企業の 3 市場における価格設定が影響を与えていることが考えられる。独占企業であるため、撤退前は自由に 3 市場で異なった価格付けが可能だったが、撤退後は 2 市場でのみ価格設定可能な環境となり、価格設定に制約がかかるようになった。この設定では価格が需要量を決定するため、撤退前の  $Pc$  の値段設定は需要量 0 になる結果をもたらしたが、撤退後の運賃改定により需要量は増加した。

撤退後は乗り継ぎ市場の価格を  $Pa + Pb$  に設定

することを確約した条件下で、 $P_a$ と $P_b$ を決定する状況に変化し、撤退後の均衡での価格 $P_c=1$ は撤退前の価格( $b/h$ )よりも低下している。これらの理由により、消費者余剰が撤退後に上昇したと考えられる。企業利潤の上昇の理由としては一路線から撤退したことにより運航費用が低下したこと、また需要量の増加に伴い利潤が増加したことが要因であり、消費者余剰と企業利潤の双方を合計した社会厚生は撤退後に上昇する結果となった。以上の分析より、命題1が得られる。

命題1 消費者余剰、企業利潤、社会厚生ともに路線撤退後の方が改善される。

#### 4.2. 撤退後、乗継割引制度を導入した場合

(52)から(57)より、割引制度を導入した場合、価格 $P_c$ は制度導入前より低下するのに伴い需要量は増加する( $Q_c > q_c$ )。消費者余剰、企業利潤ともに割引後の $\lambda$ 値に依存し、 $\lambda$ の値が大きいほど、余剰差が増える。つまり、割引後の価格が高いほど、消費者余剰、企業利潤それぞれ割引制度を導入するメリットがある。また割引率が低いほど企業利潤は増える環境となっているため、企業は1に近い価格を設定しようとするインセンティブがある。以上の分析より、命題2が得られる。

命題2 航空会社が路線撤退した場合、乗継割引制度を導入した方が社会的に望ましい。

### 5. まとめと課題

1978年航空産業の規制緩和が行われた米国に続き、80年代後半より日本においても航空産業保護体制が見直されるようになった。日本の規制緩和は、航空会社の経営の効率化、競争による利用者の利便性向上、事業への参入の容易化、多様なサ

ービスの提供の促進を目指したもので、1985年より段階的に規制が緩和され、最終的に2000年2月航空法改正により需給調整規制が完全に廃止された。それに伴い路線の参入・退出は自由化され、航空運賃は認可制から事前届出制へ移行された。以降、運航は高需要路線集中が促進、企業努力によって採算性が確保できない路線は各社撤退を余儀なくされることになった。

航空輸送は公共交通機関である為、路線によっては国による公的支援が行われており、例としては離島路線に対する支援措置(航空機購入費補助(資本費補助)、空港使用料の軽減、固定資産税の軽減)がある。国管理空港では那覇空港が2014年度より、航空会社が新たな路線を就航または増便する際、地方自治体と共同で集客策を取ることを適用要件として、2016年度までの3年間にわたり着陸料を30~80%軽減する。自治体レベルでは、青森県が2014年7月に青森-大阪(伊丹)線と青森-札幌(新千歳)線を開設する全日本空輸に対し、青森空港の着陸料を約93%(15分の14)減免する措置を決定した。

航空会社の不採算路線からの撤退は、代替交通機関のない路線において地域住民の日常生活に支障をきたす可能性が高い。当該地域住民の日常生活に不可欠な路線からの撤退に関しては、公共政策の観点より何らかの措置を取る必要がある。

一般的には利用者にとって、乗り継ぎよりもチェックインを複数回するの必要のない直行便利用の方が好ましいと思われる。ただし、今回の考察の結果を見ると直行便撤退による乗り継ぎの発生が必ずしも消費者及び企業、社会厚生に負の影響を与えないことがわかった。消費者余剰、企業利潤、社会厚生は企業が参入している市場(路線数)と価格設定に依存し、企業が撤退をした場合には割引制度を導入したほうが消費者・企業の双方にメリットがあるという結果になった。

航空運賃は就航企業数の少ない路線ほど特定便割引運賃が全便に設定される割合及びその割引率



が低くなっており、参入企業数の減少は競争に重大な影響を及ぼす。<sup>(1)</sup> また旅行会社に対する取引価格は旅行会社ごとの交渉によって異なっているのに対し、一般消費者向けの航空運賃は一般消費者に価格交渉の余地がなく、一律に適用されるものであることから、一般消費者は、航空会社の設定した運賃を受け入れざるを得ない。<sup>(2)</sup> 以上より、航空会社が採算性の確保できない地方路線から撤退、地方在住者が乗り継ぎを余儀なくされる場合には、不便利性に応じた乗り継ぎ便割引やキャッシュバック制度、ボーナスマイルの付与等、地方在住者の便益を重視した補償制度を導入することが望ましいと言える。

今回の分析は独占の航空会社が地方路線を撤退した場合の消費者余剰、企業利潤、社会厚生の変化を取り扱ったが、今後は現状に合わせた複数社が運航する寡占市場における影響の検証を行う必要がある、以上を今後の課題とする。

---

## 【引用】

(1)、(2) 戸崎肇 (2002) 「JAL・JAS 統合問題をめぐ  
る評価」『運輸と経済』(第 62 巻 第 11 号) p 54

## 【参考文献】

大橋忠宏 (2011) 「日本の国内航空旅客市場における輸送密度の経済性」、『運輸政策研究』(Vol. 14 No. 3), pp9-15

国土交通省 (2004) 「政策レビュー『国内航空における規制緩和』」(評価書)

榎原胖夫 (1999) 『航空輸送の経済』 晃洋書房

塩見英治 (2006) 『米国航空政策の研究』 文眞堂

鈴木信二・岡野まさ子・東京大学航空イノベーション研究会編 (2012) 『現代航空論 技術から産業・政策まで』 東京大学出版会

ドガニス、R. (2003) 『21 世紀の航空ビジネス』 中央経済社

村上英樹他 (2006) 『航空の経済学』 ミネルバ書房

Brueckner, Jan K. and Spiller, Pablo T. (1990) “Competition and mergers in airline networks,” *International Journal of Industrial Organization*, pp323-342

Kawasaki, Akio (2006) “Price competition and inefficiency of free network formation in the airline market,” *Transportation Research Part E* 43, pp 479-494

Matsumura, Toshiro and Matsushima, Noriaki (2012) “Airport Privatization and International Competition”, *Japanese Economic Review*, Volume 63, Issue 4, pp 431-450

Mantani, Wakako (2010) “Network Structure and Airline Scheduling with Asymmetric Travel Demand”, *International Public Policy Studies*, Vol.15, No.1., (No.27), pp227 - 242

Lin, Ming Hsin (2013) “Airport privatization in congested hub-spoke networks”, *Transportation Research Part B*, Volume 54, pp 51-67

Shy, Oz (2000) *The Economics of Network Industries.*; Cambridge University Press

Tirole, Jean (1988) *The Theory of Industrial Organization.*; Cambridge, Massachusetts, The MIT Press

Zhang, Anming and Wei, Xin (1993) “Competition in airline networks,” *Economic letters*, pp 253-259

ANA 乗継運賃  
<http://www.ana.co.jp/dom/fare/noritsugi/>  
(2014 年 7 月 6 日)

ANA 国内線の運航開始/再開/休止路線の案内  
<http://www.ana.co.jp/dom/airinfo/routeinfo/>  
(2014 年 7 月 6 日)

JAL グループ国内線の運航開始/再開/休止路線の案内  
<https://www.jal.co.jp/dom/info/operation.html>  
(2014 年 7 月 6 日)

Travel Vision 「日本航空 2014 年度 撤退した国内線 6 路線の再開」  
<http://www.travelvision.jp/news/detail.php?id=60261> (2014 年 7 月 6 日)

Yahoo ニュース 「青森空港着陸料 93%減免へ」  
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140627-27105717-webtoo-102> (2014 年 7 月 6 日)

# カムサ語における人称と数の標示の概要

神戸夙川学院大学観光文化学部准教授 蝦名 大助

## 【目次】

1. はじめに
2. 音韻体系
3. 文法の概要
4. 人称と数の標示
5. まとめ

## 1. はじめに

カムサ語 (Kamsá<sup>1</sup>) はコロンビア共和国プトゥマヨ (Putumayo) 県シブンドイ (Sibundoy) で話される言語である。話者の多くは町の中心部ではなく“vereda”と呼ばれる郊外に住んでいる。隣接するモコア (Mocoa) 県内にも話者が見られるが、シブンドイから移住した人々であると考えられる。Jamioy Muchavisoy(1999: 252) によると、話者人口は約 4,000 人で、うち 30%程度が流暢な話者という。現在では 30 代以下でカムサ語が話せる話者はほぼいないと見られる。言語教育が行なわれているが、公立学校においては行なわれていないようであり、言語は継承されていない。消滅の危機に瀕した言語であると言える。

系統関係は不明である。Fabre(2002: 169) は、「カムサ語は [アンデスとアマゾン] 両方の地域の類型論的特徴を備えている」と述べている<sup>2</sup>。民族学者の中には、カムサ族はもともとアマゾン地

域に住んでいた、と考える者もいる。以上を総合すると、カムサ語はもともとアマゾン地域で話されていたが、アンデスにやってきたために、一部アンデス的な言語特徴を持つようになった、という筋書きが考えられるが、確証はない。

カムサ語は周囲をインガ語 (Inga、ケチュア諸語の一つ) に取り囲まれている他、近隣にはバルバコア諸語やナサ・ユエ語 (Nasa Yue、単に Nasa、または Páez とも、系統不明)、コファン語 (Cofan、系統不明) などがある。これらのうち、インガ Inga 族はインカ帝国の拡張期にケチュア語化したと考えられている。カムサ語にはケチュア語とスペイン語からの借用語が見られる。

先行研究には Juajibioy Chindoy and Wheeler (1973)、Howard(1977)、Monguí Sánchez(1981)、Jamioy Muchavisoy(1999)、Fabre(2002) などがある。Juajibioy Chindoy and Wheeler(1973) (以下、「JC&W」として引用する) はカムサ語のテキストと文法の概要を扱った研究である。Monguí Sánchez(1981) は音韻と音声について扱った研究、Howard(1977) と Jamioy Muchavisoy(1999) (以下「JM」として引用する) は動詞形態論について扱った研究である。

これらのうち、Fabre(2002) は他の記述研究を基にした類型論的研究であり、自身は調査を行っていないようである。21 世紀に入って、カムサ語の記述研究は行なわれていないようである。

筆者は、2013 年 8 月から 9 月にかけて約 1 カ月間、シブンドイでカムサ語の調査を行なった。協力者は 40 代男性で、スペイン語との二言語話者である。本稿では、この調査で明らかになった、人称と数の標示について述べる。

<sup>1</sup> Camsa や Kame.ntzá とも。Kame.ntzá が本来の言語名に最も近い表記である。音韻表記では /kamntʃa/ [kamintʃa]。

<sup>2</sup> “la lengua kamsá comparte rasgos tipológicos de ambas zonas [la zona andina y la selva amazónica].”

本稿で述べる人称と数の標示については、JC&W と JM に記述がある。カムサ語では、動詞のアスペクトによって異なるパラダイムの人称接辞が用いられるが、これらの先行研究では両者が区別されずに示されている。すなわち、これらの先行研究では、人称接辞としては1つだけのパラダイムを認め、これとは別にアスペクト接辞を認めている。しかし、先行研究の記述では、どの形式がどのような場合に現れるのか予測できないことがある。そのため、2種類のパラダイムを仮定したほうが分析として優れていると考え、本稿ではこれを示す。

人称接辞は、音韻的条件によって異形態をとることがあり、その条件も複雑である可能性がある。まだその全体像は明らかにできていないが、本稿では、現段階で可能な限り条件を整理して、それぞれの形式を示す。

## 2. 音韻体系

カムサ語は記述の少ない言語であるので、本論に入る前に音韻体系と文法の概要について簡単に触れておく。ここではまず音韻について述べる。

母音は **a, e, i, o, u** の5母音が認められる。先行研究は一般に、これらに加え、狭口中舌母音 **i[i]** または中口中舌母音の **ë[ə]** を認める。これらは同じ母音を指している。

先行研究で認められている中舌母音を、筆者は挿入母音と考え、独立した母音音素とは認めない。その根拠としては、i) 母音であるという以外に積極的な調音の構えが認められず、周囲の環境に影響を受けた音価をとること ii) どの位置にこの母音が現れるのかが必ずしも決まっていないこと、が挙げられる。実際、出版されているカムサ語のテキストにおいて、同じ語であっても、挿入母音の位置に揺れが見られることがある。

先行研究で挿入母音を独立した音素と見るのは、以下のように母音を持たない音節が見られるからであろう。

### (1) tsmbe 「インゲン豆」

(1)では、**tsm** が1つの音節を、**be** が1つの音節を成すと考えられる。最初の音節は、先行研究に従えば **tsim** のように **CVC** として分析される。本稿では母音を持たない音節を認め、**n** や **m** などは、子音であるが音節主音になりうる、と考える。

アクセントを持たない語末の母音はしばしば脱落する。そのため、母音が脱落しているのか、もともと母音がないのか、分からないことがある。

子音音素として、**p[p]**, **t[t]**, **k[k]**, **b[b]**, **d[d]**, **g[g]**, **ts[ts]**, **ch[tʃ]**, **tʃ[tʃ]**, **dʒ[dʒ]**, **s[s]**, **sh[ʃ]**, **ʃ[ʃ]**, **h[h]**, **m[m]**, **n[n]**, **ñ[ñ]**, **l[l]**, **r[r]**, **w[w]**, **y[j]** を認める。先行研究では両唇摩擦音 **ɸ** を独立した音素として認めているが、本稿では **h** または **p** の異音と考えておく。また、**h** は先行研究の **x** にあたる。先行研究ではこの音素を軟口蓋摩擦音 **[x]** としているが、筆者の調査では軟口蓋音というよりも声門摩擦音 **[h]** と見たほうがよいと分析したため、**/h/** で示す（ただし、様々な環境異音を持つことは言うまでもない）。

アクセントについては詳細は不明である。先行研究ではストレス・アクセント言語とされているが、筆者の観察では、語に特有の音調も認められる。今後研究を進める必要がある。なおテキストを見ると、語末にアクセント記号が書かれた語が比較的多く見られる。

## 3. 文法の概要

### 3. 1. 形態論

接頭辞と接尾辞が認められる。動詞においては接頭辞のほうが優勢であり、名詞では接尾辞が優勢である。

類別詞が認められる。

### (2) shmno-be 「卵」

### (3) tsm-be 「インゲン豆」

-be は丸い物体に付く類別詞である。類別詞は義務的であり、\*shmno や \*tsm だけでは現われえない。

スペイン語からの借用語にも類別詞をとるものがある。

(4) balon-be 「ボール」

しかし、借用語とは思われない語でも、類別詞をとらないものもある。

(5) bomo 「じゃがいも」

このように名詞は必ず類別詞をとるわけではない。

名詞が類別詞をとるとき、述語となる形容詞はこれに一致しておなじ類別詞をとる。

(6) kem shmno-be mehor-be.  
this egg-CL good-CL  
「この卵は良い。」

### 3. 2. 統語論

語順は比較的自由である。

(7) cha tbo-nhabwame<sup>3</sup> twamb.  
3 3DU-buy.PERF chicken  
「彼(女)がにわとりを買った。」

(7) では主語である cha 「彼(女)」が述語動詞に先行して現れ、目的語は後に現れている。目的語は述語動詞に先行して現れることもできる。また自動詞の場合には、主語が動詞の後に現れる例も見られる。

動詞に付く人称接頭辞は、主語と目的語の人称と数に一致する。(7)では主語が3人称単数、目的

語も3人称単数であるため、動詞には3人称双数の人称接頭辞 tbo-が付いている。人称接頭辞は義務的に付く。

名詞修飾は前から行なわれる。

(8) mehor shmno-be  
good 卵-CL  
「良い卵」

先行研究ではコンピュータが認められるとされているが、筆者の調査では見当たらなかった。

(9) kem shmno-be mehor-be. (= (6))  
this egg-CL good-CL  
「この卵は良い。」

名詞抱合が見られる。

(10) son-tsa<sup>4</sup>-šek-pshatsha.  
3>1-ASP-leg-swell  
「私は脚が腫れた。」  
(lit. 「脚が私を腫らした」)

(10)ではšek「脚」が抱合されている。šekは拘束形であり、自立形はšekwatsである。身体語彙が抱合されるようである。ほかには、「頭」を意味する beş (拘束形) などがある(自立形は beşaş)。

## 4. 人称と数の標示

### 4. 1. 普通名詞

名詞に -ta が付くと双数を、-nga が付くと複数を表す。これら数を表す接尾辞の付加は義務的ではない。同じ接尾辞が動詞にも任意に付くことができる。JC&W(p.63)は、単数を表す -a があると述べているが、筆者は確認できていない。

<sup>3</sup> -nhabwame 「買った」はさらに分析できる可能性があるが、本稿ではこれ以上分析しないでおく。

<sup>4</sup> -tsa- はアスペクトを表す接頭辞だと思われるが、詳細は不明である。

#### 4. 2. 代名詞

以下の人称代名詞がある。

1 人称単数	atʂ
2 人称単数	ak
3 人称単数	cha
1 人称双数	bndat
2 人称双数	tsndat
3 人称双数	chat
1 人称複数	bng(a)
2 人称複数	chabtang
3 人称複数	chng

双数代名詞の語尾 **t** は、双数接尾辞 **-ta** と同源であるだろう。同様に、複数代名詞の語尾 **ng** は、複数接尾辞 **-nga** と同源であるだろう。これらの代名詞がそれぞれ共時的に2つの形態素から成ると分析すべきか、1つと分析すべきか、筆者にはまだ分からない。語末の母音 **a** の脱落についても、任意なのか、脱落した形だけになってしまっているのか、よく分からない。ただし、1人称複数代名詞については、**bng** と **bnga** の両方が観察できる。

人称として1・2・3人称、数として単数・双数・複数が区別される。以下で述べるように、動詞人称接辞も、人称と数に応じて異なる形をとる。ただし、代名詞とは異なるところがある。すなわち、人称接辞については、1人称の双数と複数で、除外形 (**exclusive**) と包括形 (**inclusive**) が区別される。ところが、代名詞にはこの区別が見当たらない。

#### 4. 3. 人称接辞

動詞には、主語と目的語の人称と数に応じた接辞が付く。数を表す接尾辞として、**-ta** (双数)、**-nga** (複数) があるが、これらは任意である。またこれらは名詞に付く接尾辞と同じものであると考えられる。これら以外の人称接辞はすべて接頭辞で

あり、義務的に付く。人称接頭辞は動詞語幹だけに付き、名詞語幹には付かない。以下に例を挙げる。

- (10) **cha tbo-nhabwame<sup>5</sup> twamb.**  
 3 3DU-buy.PERF chicken  
 「彼(女)がにわとりを買った。」

(10)では、動詞に付いている **tbo-** (3人称双数) は主語である **cha**「彼(女)」と目的語である **twamb** 「にわとり」両者に一致している。しかし自動詞では、同じ **tbo-** が、主語のみに一致する。

- (11) **atʂ-be wabshe atʂ-be kenata**  
 1-GEN brother 1-GEN sister  
**tbo-nha-ta.**  
 3DU-go-DU  
 「兄(弟)と姉(妹)が行った。」

(11)では **tbo-** は主語である **atʂ-be wabshe**「兄(弟)」と **atʂ-be kenata**「姉(妹)」に一致している。

動詞が完了アスペクトか未完了アスペクトかによって、異なる人称接頭辞が付く。**JC&W** や **JM** は、人称接頭辞のパラダイムとしては1つだけを認め、これとは別に、完了と未完了を表す接頭辞をそれぞれ認める。筆者は、独立したアスペクト接辞を認めるのではなく、異なる人称パラダイムを認めるほうが分析として優れているのではないかと考えているが、この分析の違いについてはあとで触れる。

カムサ語の動詞の活用は複雑であり、他動詞の人称標示についてはまだそのすべてを明らかにできていない。そこで本稿では、自動詞のパラダイムについて、未完了アスペクトと完了アスペクトの場合にわけて示すことにする。

<sup>5</sup> **-nhabwame**「買った」はさらに分析できる可能性があるが、本稿ではこれ以上分析しないでおく。

表 1 : 人称接頭辞 (未完了アスペクト)

1sg	s-, ti- (_/h/)
2sg	ko-
3sg	e-
1+2(incl.)du	bo-
1+3(excl.)du	ps- (hs-), ti- (_/h/)
2du	so- (ʂo-)
3du	bo-
1+2+3(incl.)pl	mo-
1+3(excl.)pl	ps- (hs-)
2pl	sмо- (ʂmo-)
3pl	mo-

表 2 : 人称接頭辞 (完了アスペクト)

1sg	s-, ti- (_/h/)
2sg	ko-
3sg	to-
1+2(incl.)du	tbo-
1+3(excl.)du	ps- (hs-), ti-(_/h/)
2du	so- (ʂo-)
3du	tbo-
1+2+3(incl.)pl	tmo-
1+3(excl.)pl	ps- (hs-), ti-(_/h/)
2pl	sмо- (ʂmo-)
3pl	tmo-

incl. は包括人称 (inclusive、聞き手を含む「私たち」) を表し、excl. は除外人称 (exclusive、聞き手を含まない「私たち」) を表す。また数には単数 (singular)、双数 (dual)、複数 (plural) の区別がある。

1 人称単数はアスペクトにかかわらず s- または ti- (/h/ の直前に現れる場合) で表される。

2 人称単数もアスペクトにかかわらず ko- で表される。

3 人称単数は、未完了アスペクトの接頭辞として e-、完了アスペクトとして to- を認める。

1 人称双数 (包括形) は、未完了アスペクトと

して bo-、完了アスペクトとして tbo- を認める。

1 人称複数 (包括形) は、未完了アスペクトとして mo-、完了アスペクトとして tmo- を認める。

1 人称双数・複数の除外形は、アスペクトにかかわらず ps- (自由変異の異形態として hs-) で現れる。なお /h/ の直前に現れる異形態として ti- が認められる。

2 人称双数として、アスペクトにかかわらず so- だけが認められる。なお、自由変異として ʂo- が認められる。JM では ʂo- のみが挙げられており、ʂo- > so- という変化が起こった可能性が考えられる。

2 人称複数として、アスペクトにかかわらず smo- だけが認められる。ここでも先行研究では ʂmo- のみが挙げられており、ʂmo- > smo- という変化が起こった可能性がある。

3 人称双数は未完了アスペクトの bo- に対して完了アスペクトの tbo-、複数では未完了アスペクトの mo- に対して完了アスペクトの tmo- が現れる。

すでに述べたように、JM と JC&W は人称接頭辞として完了アスペクトと未完了アスペクトの区別をせず、一つだけのパラダイムを認めている。JM は以下のパラダイムを挙げている。

表 3 : Jamiy Muchavisoy(1999: 257) の分析

1sg	së-
2sg	ko-
3sg	e-
1du	së-
2du	ʂo-
3du	bo-
1pl	së-
2pl	ʂmo-
3pl	mo-

そしてこれとは別に、完了アスペクトの接頭辞として t- を認める。未完了アスペクトとしては、



JM(p.257) を見る限り n- または V- を認めているようであるが、例文中のグロスには示されておらず、どのような解釈がなされているかは不明である。いずれにせよ、完了アスペクトの接頭辞として t- を認めても、多くの場合、不規則な形態音韻的操作を仮定せざるをえず、正しい人称接頭辞の形式が予測不可能な場合が多い。さらには、完了アスペクトと未完了アスペクトで、人称標示が全く変わらない場合があり（1人称単数など）、この場合には t- の異形態としてゼロを認めなければならないという問題がある。

一方、JC&W(pp.74) は以下のパラダイムを挙げる。

表4 : Juajibioy Chindoy and Wheeler (1973: 74) の分析

1sg	tsi- (ts-, sĕ-, s-, i-)
2sg	ko- (kĕ-, k-)
3sg	o- (i-, e-, n-, ĕn-, w-)
1du	bo- (bĕ-, bn-)
2du	xo- (xĕ-, xn-)
3du	bo- ((bĕ-, bn-)
1+2+3	mo- (mĕ-, m-)
1+3pl	ftsi- (fts-, fs-, fsĕ-)
2pl	xmo- (xmĕ-, xm-)
3pl	mo- (mĕ-, m-)

JC&W では、表に見られるように様々な異形態を挙げているが、それぞれの音韻的条件については示されていない。また、人称接頭辞と別にアスペクト接辞を認める点では JM と同じである。JC&W は、完了アスペクトの接頭辞 t- のほかに、7つの異なるアスペクト接頭辞を認めている。しかし、その中には人称接頭辞より動词语幹に近い位置に現れるものがあったり、否定辞のようにアスペクトとは呼べないものが含まれているなど、同一範疇とは呼べないものが混在している。また、JM 同様に、正しい人称接頭辞の形式が予測不可

能な場合がある。

以上から、人称接頭辞の前に付くアスペクト接頭辞を認めるよりは、完了アスペクトと未完了アスペクトの2つのパラダイムを認めるほうがいいと思われる。ただし、bo-/tbo-、mo-/tmo- の対応があることから見て、歴史的には t- がアスペクトを表す接頭辞であった可能性はあるだろう<sup>6</sup>。

以下では、本稿と JM、JC&W の分析で異なっているところを見ていく。特に、先行研究では除外形と包括形の区別がされていない場合がある。JM および JC&W が挙げる人称接頭辞のパラダイムは、本稿の未完了アスペクトの接頭辞に対応すると思われる。以下にそれらをまとめた表を挙げる。

表5 : パラダイムの比較

	筆者	JM	JC&W
1sg	s-, ti-	s-	tsi-
2sg	ko-	ko-	ko-
3sg	e-	e-	o-
1+2	bo-	s-	bo-
1+3	ps- (hs-)		
2du	so- (šo-)	šo-	xo-
3du	bo-	bo-	bo-
1+2+3	mo-	s-	mo-
1+3pl	ps- (hs-)		ftsi-
2pl	smo- (šmo-)	šmo-	xmo-
3pl	mo-	mo-	mo-

以下、食い違っているところを1つ1つ検討していく。

1人称単数については、JC&W のみ異なる tsi- という形式を挙げるが、これは古い形であるか、音韻的条件による異形態と思われる。

3人称単数についても JC&W のみ異なる o- という形を挙げる。これも異形態かと思われる。実

<sup>6</sup> JC&W(p.72) は2人称の形式として tko を挙げているが、筆者の調査では認められなかった。

際、JC&W は異形態の 1 つとして e- を挙げており、これは筆者や JM と一致する。

最も食い違いがあるのが 1 人称双数の形式である。まず、JM は包括人称と除外人称の区別をせず、sē- だけを挙げる。これは本稿での ps- (1+3) に対応すると思われる (p の脱落した形)。一方、JC&W(p.74) は bo- が “primera y tercera persona dual (nosotros dos, ellos dos)” を表すとしている。スペイン語訳から見て、「1 人称双数、もしくは 3 人称双数」という意味だと思われるので（「1 人称 + 3 人称」という意味ではなく）、ここでも包括人称と除外人称の区別がされていない。そしてこの形式は本稿での bo- (1+2) と一致している。この食い違いについて、もっとも自然な説明は、JM は除外形の sē- のみを挙げ、JC&W は包括形の bo- のみを挙げている、というものであろう。筆者のデータが間違っており双数については除外形と包括形の区別がない、という可能性もありえるが、仮にそうだった場合に、JM と JC&W が全く音形の似ていない形式を挙げるのは不自然だからである。

2 人称双数については、ʂo- > so- > xo- という音変化があったか、異音である可能性が考えられる。2 人称複数についても同様である。

1 人称複数については、本稿で除外形として挙げる ps- が sē-, ftsi- と対応する、と考えればよいだろう。f は p の弱化した形と考えられる。ts と s の対応は、s が ts の弱化した形であるかもしれない。もしくは ftsi- と ps- が異形態である可能性も考えられる。sē- は p (または f) が脱落した形だろう。

#### 4. 4. 代名詞と人称接頭辞のずれ

これまで見てきたように、人称接頭辞には除外形 (exclusive、聞き手を含まない「私たち」と包括形 (inclusive、聞き手を含む「私たち」) の区別があるのに対し、独立代名詞には除外形と包括形の区別がない、という奇妙な現象がある。そも

そも JM は人称接頭辞においても 2 つの区別を示していないし、JC&W は複数では 2 つを区別しているが、双数では区別していない。

隣接するケチュア諸語は、独立代名詞にも、動詞の活用においても、除外形と包括形の区別がある。1 つの可能性として、カムサ語はもともとこの区別をもっておらず、ケチュア語との接触によってこの区別を獲得した、ということが考えられる<sup>7</sup>。この接触が比較的最近のもの (15 世紀以降) であるため、除外形・包括形の活用が不安定であるのかもしれない。もう 1 つの可能性としては、大部分の話者がスペイン語との二言語話者になっているために、人称接頭辞についてもこの区別がなくなりつつある、ということなのかもしれない。スペイン語には除外形と包括形の区別がないからである。Jamioy Muchavisoy と Juajibioy Chindoy はそれぞれカムサ語話者であり同時に研究者であると思われるが、スペイン語との二言語話者であるはずである。いずれの可能性についても、今後さらなる調査が必要である。

## 5. まとめ

本稿では、カムサ語における人称と数の標示の概要を示した。数については単数と双数、複数の区別があり、普通名詞、代名詞、動詞で示される。動詞に付く人称接頭辞にも単数、双数、複数の区別があり、また除外人称と包括人称が区別される。先行研究では人称接頭辞について 1 つのパラダイムしか提示されていないが、本稿では、完了アスペクトと未完了アスペクトの 2 つのパラダイムを設けたほうがよいと思われることを述べた。

カムサ語は形態音韻論がかなり複雑であるが、本稿ではほとんど触れることができなかった。それぞれの人称接頭辞について、異形態と、形態音韻的な条件を明らかにする必要がある。実際、先

<sup>7</sup> 言語接触による文法的特徴の獲得については、ケチュア諸語とアイマラ語族についても、長期間の接触により、文法的によく似た特徴を持つようになった、と言われている。

行研究と本稿とで食い違っているところは、異形態である可能性がある。また、本稿では自動詞の活用だけを挙げた。他動詞についても活用を明らかにする必要がある。活用には主語や目的語の有生性 (animacy) が関係している可能性もあり、この点についても注意を払わなければならない。

## 略号一覧

1	1 人称
2	2 人称
3	3 人称
3>1	3 人称主語／1 人称目的語
ASP	相(aspectual)
C	子音(consonant)
CL	類別詞(classifier)
du/DU	双数(dual)
excl	除外人称／除外形 (exclusive)
GEN	属格 (genitive)
incl	包括人称／包括形 (inclusive)
PERF	完了(perfect)
pl	複数(plural)
sg	単数(singular)
V	母音(vowel)

## 参考文献

- Fabre, Alain (2002) Algunos rasgos tipológicos del Kamsá (Valle de Sibundoy, Alto Putumayo, sudoeste de Colombia) vistos desde una perspectiva areal. in Mily Crevels, Simon van de Kerke, Sérgio Meira and Hein van der Voort (eds.) *Current Studies on South American Languages*, pp. 169-198. Leiden: Research School of Asian, African, and Amerindian Studies.
- Howard, Linda (1977) Camsa: Certain Features of Verb Inflection as Related to Paragraph Types. in Robert E. Longacre (ed.), *Discourse Grammar: Studies in Indigenous*

*Languages of Colombia, Panamá, and Ecuador*, part 2, pp. 273-299. Dallas: Summer Institute of Linguistics and University of Texas at Arlington.

Jamioy Muchavisoy, José Narciso (1999) La lengua kamëntsa: estructuras predicativas. in *Lenguas Aborígenes de Colombia*, Memorias 6. Bogotá: Universidad de los Andes - CCELA.

Juajibioy Chindoy, Alberto and Alvaro Wheeler (1973) *Bosquejo etnolingüístico del grupo kamsá de Sibundoy, Putumayo, Colombia*. Instituto Lingüístico de Verano.

Monguí Sánchez, José Raúl (1981) *La lengua kame.ntzá: fonética - fonología - textos*. Bogotá: Instituto Caro y Cuervo.

# (研究ノート) D. MacCannell 著 “The Ethics of Sightseeing” の批判的継承に向けて

神戸夙川学院大学観光文化学部准教授 原 一樹

## 【目次】

1. はじめに
2. マキヤーネルによる「観光の倫理」の方向性
3. 根本諸概念に関するマキヤーネルの理解
4. 「真正性」と「眼差し」の議論
5. 結論に代えて

## 1. はじめに

観光学の古典『ザ・ツーリスト』の著者マキヤーネルは2011年に“The Ethics of Sightseeing”を上梓した。本書はツーリストによる倫理的行動の諸コードを提案する類の「観光の倫理」に関する書物とは一線を画している。即ち本書は、マキヤーネル曰く「創造的にツーリストであることに関する議論、ツーリストが社会的象徴作用にいかに関係するかに関する議論、観光客の主観性に関する議論が盛り上がることを期待」しつつ、アリストテレスの「徳倫理」や精神分析理論（特にラカン）、ゴッフマンやフーコーの社会理論を縦横に駆使しつつ彼独自の「観光の倫理」の議論を練り上げたものであって、今後「観光の倫理」を語る上での必読書となる点は疑いえない。本稿では、本書にてマキヤーネルが提示する様々な認識や論点を筆者なりの観点から整理し、疑問点や更に突き詰めて探究すべき課題を抽出することを目指す。

予備的にマキヤーネルの基本姿勢について一言述べておけば、まず彼にとって観光とは、社会の周辺に位置するトリビアルな現象ではない。彼によれば観光はモースの言う「全体的社会事実」であり、「ツーリスト活動全体は一般的な社会的・人間的領域に関する洞察を与えるポテンシャルを持

つ」ものとされ、人間の全体（身体、精神、存在、実存）を巻き込むものである(ES,p42-43)。端的に言えば、観光を考えることは人間社会全体や人間そのものを考えること、に他ならない。然るに、マキヤーネルによれば数多存在する経済的観点からの観光研究に従えば、ツーリストは詰まるところ「自由時間と可処分所得」のみを特徴とする存在へと切り詰められてしまい、「ツーリストの経験」や「ツーリストの主観性」について問われることは甚だ少ない。この状況に鑑みマキヤーネルは、「観光の倫理」の議論を展開することで、「ツーリストや研究者がより強度を持ち、創造的で、倫理的な関与の仕方を観光に対して持つこと」という、彼の「唯一の願い」の実現を図ろうとするのである(ES,p4,p11)。

## 2. マキヤーネルによる「観光の倫理」の方向性

マキヤーネルの「観光の倫理」の議論の特徴として、従来の「道徳的規準や行動コードの確定」を問題意識として持つ「観光の倫理」の議論の重要性を理解しつつも、アリストテレスに端を発する徳倫理をその主要な源泉とすることで、ツーリスト本人の実存や、ツーリストが持つ快樂や欲望、ひいては「善」という概念に焦点が当てられ、様々な行為者間での具体的行為に関して語られる「倫理」についてよりも、ツーリスト本人の実存的在り方に関わるものとして「倫理」の議論が展開されている点が挙げられると筆者には見受けられる。「倫理」が「自己と他者との関係」の中にその棲息地を持つ議論領域であるとして、マキヤーネルの議論はどちらかと言えば「自己」の方に注目す

るものだとも言える。(この点は、「ツーリズムの他者」として「文化的他者、他の生、他の強烈な快楽、他の愛」を挙げ、特に「(欲望の失われた対象を含む) 無意識」を「究極の他者」とすることに顕著なように、マキャーネルが精神分析理論を撰取した上で、他者概念を個別具体的人間に留まらない形に拡張して議論展開している点に由来しているとも言えよう〔ES,p11〕)。

角度を変えて言えば、マキャーネルの議論は蓄積されつつある「観光の倫理」の議論に、「ツーリストという主体の在り方」、「徳や善」「快楽や欲望」といった概念に焦点を合わせる議論を付け加えようとするものである。彼は先行議論を御破算にすることや完全にそれらとは異質な場所に屹立する議論を提出しているわけではない。マキャーネルは「ツーリズムに関する、誰も逃れられない倫理的な問い」を列挙しているが<sup>ii</sup>、これは Lovelock&Lovelock(2013)による「倫理は人間であることの基本的側面である故に、ツーリズム産業は倫理を回避することはできない」という認識と共鳴するものであるし<sup>iii</sup>、「ツーリストの倫理は、行動ルールの究極目的と地位を問う必要がある」(ES,p49)とのマキャーネルの言葉もまた、UNWTO が提出する GCET(Global Code of Ethics for Tourism)の 10 個の原理の基礎(「超・規範」)の必要性を言う Lovelock&Lovelock(2013)と同じ問題意識を持つことを示すものであろう(ET,345)但しマキャーネルは「観光の倫理の鍵は、アリストテレスに従い、行動のルールを見ることではなく、ツーリストの快楽(罪と無垢)を見ることにある」(ES,p49)との立場を表明し、道徳的規範の設定や遵守・違反を巡る問題には積極的にコミットせず、「徳・善・快楽・欲望」といった概念に視線を向けるのである。Lovelock&Lovelock(2013)の整理によれば、「観光の倫理」に関する議論は「功利主義、権利、配分の正義、ケアの倫理、徳」という 5 つの倫理理論の枠組みに依拠するとされるが(ET,p354)、マキャ

ーネルの理論はこのうち「徳」に依拠するものだと位置づけられることともなるだろう。

マキャーネルの議論の位置を大よそ以上のようなものと捉えたとして、では、彼の「観光の倫理」の議論の根本的な方向性はどのようなものと理解すべきであろうか。これについて、筆者なりに端的にまとめるとすれば、「ツーリストの円環」の中に安住することが批判され、「ツーリストが欲望の完全な生産的ポテンシャルに達すること」が肯定される、と言えそうである。

「ツーリストの円環」についてマキャーネルはまとまった形で定義をしているわけではないが、断片的記述や事例を繋ぎ合わせつつまとめるならば、それは精神分析における「エゴの構造」を模倣する形で資本により形成される、「商業化されたツーリスト経験」、「構築されマーケティングされるツーリスト目的地」、「消費者の繭のリゾーム」、「ショッピングモールの網の目」等を指す概念であって、最も有名な事例として「ディズニーランド」が挙げられている(ES,p98,p101-102)。マキャーネルによれば、ツーリストはそこにおいて「構築された幻想」というスクリーンに魅せられたままになってしまう(ES,p10)、或いは「準備されたアレンジメントの単なる比喩」となってしまう(ES,p6)。筆者なりに大よその内実を言い換えれば、ツーリスト向けに誰かの手によって作られた欲望の装置の中で期待された通りの役割を果たすだけの存在になってしまう時、人は「ツーリストの円環」にはまり込んでいると言われる、とでも表現できるのではないだろうか。

これに対し肯定される「ツーリストが欲望の完全な生産的ポテンシャルに達すること」とはどのようなことか。これについてもマキャーネルが整然とした形で議論を展開しているわけではないので、断片的記述からの理解の形成となるが、マキャーネルは「観光により人生が全く変わってしまう事例」を挙げている。その中には、ナチスによりレジスタンスがそこで殺された場所を示す石版

をパリで見た旅行者が熱心なアンチ・ファシストになった事例や、熱帯雨林を訪れ全ての生命が傷つきやすく相互に関係していることを強く一人の学生が理解する事例などが挙げられており、マキヤーネルによれば「これらの変容は完全に倫理的領域で生じる」とされる(ES,p45)。或いは「都市の変容させる力」にアクセスしたツーリストについては以下のように表現される。「ツーリストは元々の自己へは回帰しない。実存の土台が変化する。音楽やダンスを別様に聞く、別様に食べる、別様に座る、別様に着飾る、別様に愛する、別様に思考し感じる。」(ES,p112)

「ツーリストの円環」にはまり込んだままの状態との対比ということ言えば、マキヤーネルが肯定的に評価するのは「アトラクションとツーリストとの出会いから、新たなアイデア、解決、夢が生まれること」(ES,p45)である。その為に、ツーリストの倫理的仕事は「自分自身の個人的快楽と、<楽しめ！>という社会的命令との間の差異を見つけようと努力すること」(ES,p53)だと表現される。

以上のマキヤーネルの議論を受け、本稿では扱う余裕が無いが、「ツーリストの欲望の生産的ポテンシャルの実現」というテーマについて批判的に今後検討すべきは、「場所」・「原因や理由」・「程度」の3つの観点からの問いではないかと考えられる。「場所」については、例えば代表的な「ツーリストの円環」と言われるディズニーランドやショッピングモールにおいても、アトラクションとツーリストとの出会いから「新たなアイデア、解決、夢」は生まれうるのではないかと、という問題がある。 「原因や理由」については、いかにして「ツーリストの欲望の生産的ポテンシャルの実現」が生じるのか、それはツーリストの「努力」によるものなのか、「アトラクションの持つ力」によるのか、それが生じる条件には何があるか、といった問題が立てられるはずである。また「程度」については、「ツーリストの欲望の生産的ポテンシャル

の実現」に関して程度を区分することはできるのか、その区分に応じて倫理的評価も変わってくるのか、といった問いが浮上しておかしくはない。

マキヤーネルの「観光の倫理」の大きな方向性については、以上のような根本的な問いが立てられうるが、謂わばこの「本丸」に斬り込む作業は別の機会に譲り、本稿では以下、マキヤーネルの概念理解や問題設定を幾つかのテーマに分け整理検討し、疑問点を洗い出すとともに、作業課題を見通す作業を進めていきたい。この細かい作業の上で、マキヤーネルの大きな議論の方向性を補足・批判・更新していくことも、次のステップとして可能となるだろう。

### 3. 根本諸概念に関するマキヤーネルの理解

#### 3. 1 「善」

「善」という概念は、高度に抽象的で取扱いが難しい。マキヤーネル自身、議論の端々で「善」について魅力的に言葉を重ねているが、なお細部を詰める必要があるように筆者には思われる。

基本的にマキヤーネルの倫理的諸概念（善・欲望・快楽等）に関する理解はアリストテレスと精神分析に依拠しているわけだが<sup>iv</sup>、マキヤーネルの理解によれば、観光研究の第2ウェーブとして「楽しみ」に焦点を合わせる研究が90年代以降出てきたものの、「そもそも快楽とは何か」という問いや、「ツーリズムにおける善とは何か？それはツーリストの快楽とどう関係するか？」という根源的な問いが十分に突き詰められてきていない(ES,p36)。この状況に鑑み、「ツーリストの快楽と欲望の善さ」が問われねばならないし(ES,p62)、「ツーリストの欲望、及びその欲望に基づいてツーリストが行動する仕方から、いかなる善が生まれるのか」という倫理的問題が立てられねばならない(ES,p48)、とマキヤーネルは言う。

加えて、「善」に関する問いを問うことが、「ツーリストの円環」への批判や脱出の条件と理解さ

れている点にも注目しておかねばならない。アトラクションを前にして、倫理的問い（「この場所は幸福や善、徳、自由を具現しているのか否か」）が問われない場合、「虚構的・幻想的形式がツーリストを虜にし、ツーリストとアトラクションとの間のスクリーンとなる」、或いは「幻想が支配し無限に反復される」とマキャーネルは言う(ES,p60)。

以上のマキャーネルによる「善に関する問い」の意義については、こう考えれば良いだろう。即ち、「観光に対するより倫理的・創造的な関わり方」をツーリストや研究者が持つことを望むマキャーネルにとって、「ツーリストの欲望」や「ツーリストの行動の結果」の「善さ」に関する問いを立てることは、ツーリストの為に予め「ツーリストの円環」の中で準備された快楽を享受することで満足しない為に必要な行為だと考えられている、ということである。自らの欲望に対し自覚的・反省的になること、「快楽」と「善」とは異なるものだと理解し、「善」への問いを提起すること、これがツーリストとして「倫理的・創造的」である為にマキャーネルによって要求されていると言える。

「ツーリストの経験や主観性」に焦点を合わせるマキャーネルにとって、まずもって上記のような形で「善への問い」の必要性を喚起することが重要なのは十分に理解できる。その上で、更に今後「善への問い」を大切に育て洗練させていく為に、以下の問いを浮上させておきたい。

1) そもそも誰が「善への問い」を立てるのか（誰が立てるべきなのか、いかにして「善への問いを立てる」ようになるのか）。2) 「善」の帰属先や「善」同士の対立の問題はどうするのか（誰にとっての「善」なのか、「善」同士が対立した場合、いかに調停するのか）。3) 「善」の判定者・判定基準の問題はどうするのか（ある事柄が「善」であるといかにして、誰が判定するのか）。4) マキャーネルが求める「ツーリストの欲望の生産的ポテンシャルの実現」や「ツーリストの実存的土台の変化」という事柄と「善」との関わりはどのようなもの

か（両者は必ずしも一致しないのではないか、両者が相反する場合はどうするのか）。

これらの問いについては、マキャーネル以外の「観光の倫理」に関するこれまでの議論蓄積や具体的な観光現象を巡る事例を通して、マキャーネルの歩みを継承し、問いを詰めていく必要があるだろう。

### 3. 2 「欲望」「快楽」「幻想」「想像力」

「欲望」「快楽」「幻想」「想像力」というテーマについてマキャーネルは大きく精神分析理論に依拠しているが、彼のこの「精神分析理論の観光研究への応用」の妥当性や正当性については、フロイトやラカンの言説へと遡行し検討していく必要があるだろう。但し本稿では少なくともマキャーネルの立論の中でのそれらの概念の内実と位置を整理し、疑問点・継承すべき課題を浮上させるに留めたい。

まず「欲望」と「快楽」についてだが、これらについても精神分析に依拠した理解や論点が本書全体の各所に散りばめられており、それらを一つ一つ解きほぐしていくのも興味深い作業ではある。ここでは「ツーリストの円環」批判と「ツーリストの欲望の生産的ポテンシャルの実現」の肯定というマキャーネルの議論の大枠に鑑み特徴を挙げるとすれば、マキャーネルにおいては「他人（ツーリズム産業・行政・・・）が作った欲望に身を任せること」と、「自らの欲望と快楽を追求すること」とが対比的に捉えられ、後者が肯定されている、と言えるようである。後者は更に「倫理的」だとも形容される(ES,p44,90)。マキャーネルは「ツーリストの倫理的仕事」は「自分自身の個人的快楽と、＜楽しめ！＞という社会的命令との間の差異を見つけようと努力することにある。倫理的ツーリストは自らの快楽と、それがいかなる善に寄与するかを理解する責任を取ろうとする」と言う。(ES,p53)

以上の議論を継承し更に展開する為には、何が必要であろうか。これについてまず指摘すべきは、



「ツーリストの主観性や欲望」に関する議論は、ニュアンスに富んだ理解が必要となるということである。さもなくば、我々は世界をあまりにも単純化してしまう二項対立の罫に容易にはまることとなってしまう。(ブーアスティンの名高い「ツーリスト」と「トラベラー」の区別のように。) 言い換えれば、「実体」として「倫理的ツーリスト」と「非倫理的・反倫理的ツーリスト」が存在しているわけではない、とも言えよう。一人の者が或る時は「ツーリズムの円環」の中に微睡み、別の或る時には「欲望のポテンシャルを実現」することもありうるだろう。「円環」の中にいることを自覚的に楽しむあり方(ポスト・ツーリスト)も当然、存在するだろう。また別の観点からは、「自らの欲望や快楽」を忠実に追求するツーリストが必ずしも「善」を体現するわけでもないだろう点、「自らの欲望や快楽」が「自然な成り行きで、努力無しで」、「ツーリストの円環」から外れてしまう者もいるだろう点、逆に「ツーリストの円環」から努力して外れようとする者もいるだろう点などにも、留意すべきである。これらの様々なニュアンスを含む多様な「欲望と快楽、それに基づく行為」のパターンについて、事例を通して考えていく、記述を重ねていく必要があるはずである。

強調しておくべきは、「欲望」と「快楽」について「ツーリストの円環」から出ることを要請するマキヤーネルの立場をどう評価するかは措くとしても、一般的に自らの欲望と快楽の形、それに基づく行為の結果の善悪を考慮することは「倫理的主体」にとって必要である、逆に言えばそのような存在こそが「倫理的主体」であることを思えば、マキヤーネルの「欲望」と「快楽」に関する議論は本質的には至極全うで、見方によっては凡庸な論点を主張しているに過ぎないとも言える点である。故に、精神分析の教える「欲望」や「快楽」に関するラディカルな論点が果たして十全にマキヤーネルの理論に活用され尽くしているかについては、再検討が必要であるようにも予感される。

次に簡単にではあるが、本質的な重要性を持つ「幻想」と「想像力」のマキヤーネルによる理解について触れておきたい。

「観光の倫理は幻想に関する詳細な分析を必要とする」(ES,p53)とマキヤーネルは言う。この「幻想」は、「構築された快楽」と等置され、「我々を自分自身や他者やより大きな善から分離させるべくエンジニアリングされたもの」と定義される(ES,p54)。注意すべきはこの「構築された快楽」は余暇やレジャー、観光領域にのみならず労働や日常生活にも関わり、両者ともが「幻想により住まわれた象徴的構築物」であると理解される点である(ES,p54)。我々は通常無自覚的に、日常生活(労働)においてであれ余暇活動においてであれ、「幻想=構築された快楽」の中に住んでいる。

その上で「想像力」はほぼ「幻想」と等置される形で位置づけられているわけだが、マキヤーネルによれば「構築された快楽」の享受に甘んじること、言い換えれば「理想が投影された想像物」や「想像上の他者」から快楽を引き出すことは倫理的ではないと判断されることとなる。(ES,p190) 逆に言えば「倫理的ツーリスト」は「想像的なものを突き抜けるやり方を見出す必要がある。」(ES,p191)

この「想像的なものを突き抜けること」という「倫理的ツーリスト」に要求される振る舞いについては、マキヤーネルの精神分析理論の「観光の倫理」への応用において、ラカンの「想像界・象徴界・現実界」の区別が完全に明瞭な形で活用されているとは言い難い為、聊か解釈が難しい、或いはマキヤーネルの議論自体が混乱しているようにも思われる。例えばマキヤーネルは「象徴的構築物」として存在する「アトラクション」を前に、それが思い通りに自分の意識を形成することを許さず「別様に振る舞うこと、それに疑問を投げかけること、それを象徴的なものだと見なすこと」は「象徴を通り抜けて見る」ことであり、「リアルを一瞥すること」に繋がると言うが(ES,p90)、他

方で「想像なものを突き抜けることで主体がリアルに近づけるというわけではない。想像的なものの枠組みと予めパッケージ化された印象を破ることができる効果があるのみ」だとも言う(ES,p191)。これでは、何から、どのようにして出ること、何に到達することが価値ある事柄として提言されているのか、今一つ判然としない。この混乱が生じている理由としては、「アトラクション」という「象徴的構築物＝構築された快樂」を軸として「象徴界」と「想像界＝幻想」とが曖昧に連結されてしまっている為、「想像界から出ること」と「象徴界から出ること」との区別や、ひいては「現実界(リアルなもの)」の位置と内実が、不明瞭になってしまっているのだと考えられる。この周辺の議論はマキャーネルの精神分析利用の意義と「観光の倫理」の議論の有効性を考えるにあたり極めて重要だと思われるので、稿を改めて論じたい。

#### 4. 「真正性」と「眼差し」の議論

「真正性」と「眼差し」は、ここ数十年の観光研究の枠組みを形成してきた代表的問題設定であると言えるだろう。マキャーネルは本書の中で、この二つの問題についても更なる議論展開を図っている。以下ではこのマキャーネルの議論をまずは理解し、引き続き立てるべき問題を見通したい。

##### 4. 1 「演出された真正性」の遍在化

マキャーネルは「全てが見られうるものとなりつつある時代」に我々が入りつつあるとの認識を強調して議論している。彼は「どこにでも行けて、何でも見られて、何でも経験できて、何でも知りうる文明とは何を意味するのか？」(ES,p19)という問いや、「全ての生活領域における視覚的障壁の体系的な除去のインパクトはいかなるものか？」(ES,p22)という問いを投げかけ、「ラディカルな可視性が社会生活の中心的原理となりつつある」(ES,p20)とする。

マキャーネルはこの状況を、精神分析用語を用いて「社会のレベルで現れつつあるパラノイア的

構造」とも表現する。正常な人間が「一時的で条件付きの、部分的知識」で満足できるのに対し、パラノイアは「他者の持つ真理」を「否定できない欲望の究極的对象とする」傾向にあり、部分的知識では満足できない。これは全てを見なければ(経験しなければ)気が済まない「ツーリストのメンタルな条件のラディカルな形態」だとマキャーネルにより理解され、社会全体のパラノイア化の方向性とツーリズムとが深く関係していると思われている(ES,p21)。両者の関係性が正確にいかなるものであるかは判然としないが、「誰しものが、地上にあるあらゆる場所であらゆるものを見る権利がある」という原理に基づき作動しているツーリズムが(ES,p20)、「ラディカルな可視性の進展」や「社会全体のパラノイア化」といった現象と深く親和性を持つと思なされる点は理解できる。

また、マキャーネルはこの議論を自らがかつて提出した「演出された真正性」の議論へと接続し、「一般化された社会的形式としてパラノイアを受容することは、ツーリストの枠組みを超えて演出された真正性が広がりつつあることとして現れてきている」(ES,p23)と言う。「演出された真正性」はもはや、ツーリズムの文脈でのみ見出されるのではなく、あらゆる社会領域で見出される現象となったとマキャーネルは理解している。

更にマキャーネルは、フーコーのパノプティコン概念を継承し、「社会は完全なパノプティコン装置として形成されつつある」と言う(ES,p25)。彼によれば「演出された真正性の体制において、我々の家も街も、監獄に似て来ている」(ES,p31)。この「パノプティコン配置」においては、主体は自らが従属の源となり、権力との同調性と生産性が同時に高まる(ES,p29)。

「社会全体のパラノイア化」、「演出された真正性の遍在」、「完璧なパノプティコンの実現」といった形で表現されるこのマキャーネルの時代認識・社会認識については、一方で彼の議論の内部の論理展開を更に精密に理解し吟味する必要がある

ろうが、他の社会理論家や哲学者達の議論とも対照させ、より大きな地図に位置づけておく必要もあろう。以下、幾つかの議論を参照しよう。

フーコーの権力理論、規律訓練型社会に関する理論やそれを象徴するパノプティコンという形象については多くの議論が展開されてきている。その中には、フーコーの議論が現代の状況を完全には捉えきれないとし、その議論を批判・更新しようとするものも散見される。

溯れば既に 1990 年の段階で、ドゥルーズは規律訓練社会から管理（コントロール）社会への移行を示唆していた<sup>iv</sup>。ドゥルーズの議論を継承・発展させつつある哲学者・社会理論家ラッツァラートによれば、フーコーの生権力論は福祉国家と関係づけられるもので、規律訓練技術は第二次世界大戦後のテイラー主義と福祉国家の時代に最高点に達したものである<sup>vii</sup>。彼によれば、今や我々は、物理的に閉じられた特定の施設・空間の中で主体を規律化し権力に同調するよう仕向けることが課題ではなく、離れたところから「生」や「生活」に作用しそれらを「整流」する為にコントロール技術が駆使される時代を迎えつつある。彼はこの、「人間の非身体的側面」や「精神的記憶」を整流する技術の総体を「ヌーポリティクス」と呼び、「脳を整流し、精神的記憶における習慣を構成する」ように権力が作動していると言う。より正確に言えば、ラッツァラートによると人類社会には現在、「規律による身体の整形」・「生権力による生命の管理」・「ヌーポリティクスによる記憶と潜在的力の整流」という三層の権力構造が、各社会の置かれた状況に応じ配分されている。

偶然なことにドゥルーズと同じ年に生まれ今も活躍を続ける社会理論家バウマンもまた、「パノプティコンのイメージは権力と管理の近代化の本質をほぼ完璧に表現した暗喩であるが・・・現実に生じつつある変化の性質を認識する上で、助けというよりも妨げとなっている」<sup>ix</sup>と述べ、フーコーの権力理論に依拠し続けることの限界を指摘する。

彼は「規律を叩き込み、被収監者達の行動に画一的パターンを強制すること」を旨とするパノプティコンを「差異、選択、多様性を攻撃する武器」と表現する。他方で現在増殖しつつある、「信頼可能で信用に値する消費者を記録しそれ以外を排除する」データベースを「選別、分離、排除の道具」とし、「スーパーパノプティコン」と呼ぶ（【バウマン】 p70-71）。クレジットカード使用者が自発的に自らの情報をデータベースに提供するように、「スーパーパノプティコン」の体制においては、主体はもはや権力により何かを強制されるのではなく、自発的に体制の維持・発展に貢献することとなる。その他にもバウマンは、パノプティコンと並行的に発展した（がフーコーは言及しなかった）、マスメディアに代表される「シノプティコン」装置の存在や、社会の規範からの逸脱者を矯正し全うな労働へ復帰させることを目指した代表的な規律訓練装置である監獄が現代の変容を遂げつつある点を指摘し（その最先端の事例である「ペリカン・ベイ」刑務所は、「グローバル化への不適合品と廃棄物を空間的に閉じ込める技術」に化していると言われる）、現代の権力構造の変化に注意を促している（【バウマン】 p72、p153-159）。

これらの諸理論家の言説に照らし合わせると、「ラディカルな可視性の進展」や「完璧なパノプティコンの実現」を強調するマキヤーネルの議論は、やや精彩やニュアンスに欠けるもの、或いは現代の状況全体を大局的には捉えきれないもののようにも思われる。但し我々はマキヤーネルが「ツーリストの経験」や「ツーリストの主観性」についての問いを中心に据え、ツーリストの欲望・快樂の在り方や、社会権力構造の中でいかに善く生きれば良いかといった問題意識を持っている点を忘れてはならない。彼の問題意識を継承し、問いを発展的に更新していくのが望まれることだろう。例えばマキヤーネル自身の議論に即して言えば、何故、どのような契機の交錯や組み合わせ

の中で「社会のパラノイア化」が進展しているのかが問われねばならない。また、何故我々の「家も街も監獄に似て来て」しまっているのか、それを欲望し推進している主体は誰なのか、この動きをどう評価し、どう批判すべきなのか、という問いも必要となるだろう。或いは例示したような別の理論家の議論との関係で、マキャネルの問いを更新していくこともできる。例えば、ラッツァラートの議論を踏まえれば、彼の言う「ヌーポリティクス」と観光との関係はどのようなものとなりうるかが問われうる（観光における「精神的記憶の整流」という問題）。またバウマンの議論を踏まえれば、「ラディカルな可視性の進展」で特徴づけられる社会の一隅では、廃棄され誰にも見られないことのない存在が生み出されているのではないか、可視化と不可視化のプロセスが同時進行しているのではないか、その状況をどう受け止め評価すべきか、といった問いが、当然のように浮上してくるはずである。このような問いを探究する中で、「演出された真正性」の内実と位置の問題も、再検討される必要があるだろう。

#### 4. 2 「眼差し」の議論

「真正性」同様に観光研究において継続的な議論対象となってきた「観光の眼差し」についてもマキャネルは本書の中で更新を試みているので、本稿の最後にこの主題とそれが提起する今後の課題について整理しておきたい。

マキャネルによればアーリがフーコー理論を参照しつつ提起した「第一の眼差し」に対し、彼が（主にラカンとゴッフマン理論に依拠して）提起する「第二の眼差し」が「観光の倫理」にとって決定的に重要なものである(ES,p210)。しかしこの「第二の眼差し」をいかに解釈するか、或いはいかにその含意を汲み尽くすかはなかなか難しい作業課題を孕んでいるように思われる。

「第二の眼差し」については有難いことに、マキャネル自身はかなりその定義を列挙しており、以下のような特徴が挙げられている。即ち、「何か

が隠されていること、全ての写真・見かけ・一瞥から何かが失われていることに自覚的である」、「見ることが信じることではないことを知っている」、「日常から離脱することでは満足しない」、「自らの実存を構築する為の倫理的責任を眼差す主体に向け直し、それを企業・国家・ツーリストの表象に任せることを拒否する」、「第二の眼差しの下では、人間主体は自らが進展中の作業であること、それが完全性・全体性・自己充足性を求めるエゴの要求を満たすことができないことを知っている」、「アトラクションそのものよりもアトラクションが示されるやり方に関心を持つ」、「文化的無意識の中にある開かれやギャップを探求する」、「予期せざるもの、構造に窓を開ける対象や出来事、作動している象徴的なものを一瞥する機会を探求する」、といったものである。

これらの様々な定義を受けて、マキャネルの「観光の倫理」の基本的方向性が、「ツーリストの円環」を批判しそれから脱出すること、「ツーリストの欲望の完全な生産的ポテンシャルに達すること」を目指すことを想起すれば、彼の主張したいことの輪郭のようなものは理解できるだろう。（一つ一つの定義を具体的な観光経験の文脈に置き直して理解の内実を深める必要があるにせよ。）マキャネルの言う意味で倫理的である為には、ツーリストは上記のような「第二の眼差し」を持つ必要があることとなる。この点を了解した上で、マキャネルの議論を踏まえ、事柄として更に詰めねばならない問いと、解釈上、詰めねばならない問いが幾つか浮上する。

事柄としての問いの観点をまとめれば、「第二の眼差し」の存在論的地位の問題、発生条件の問題、インパクトの問題、とでも表現できそうである。

これらの問いは相互に関係しあっているのだが、まず、存在論的地位の問題と発生条件の問題について言えば、要するに問われるべきは、「第二の眼差し」はどのような条件のもとで発生し、いかなるものとしてこの世界の中に定位されるのが更

に明瞭化されねばならない、ということである。マキャーネルは「第二の眼差しを哲学的可能性以外のものとして打ち立てることはなかなか難しい。あらゆる社会的制度は（特にツーリズムと観光を支持する制度は）、主体が第二の眼差しをシャットダウンするよう、唆す」と言う（ES,p205）。これを踏まえれば「第二の眼差し」を持つのは至難の技であるようにも了解される。加えて、「第二の眼差し」を持つツーリストの事例としてはスタンダールの小説の主人公など、「ツーリストの円環」から抜け出ている理念的人物が指示されるのみで、一般的に「第二の眼差し」がいかにかに発生するかについての説明もいかに少ない。いつ、誰が、どのようにして「第二の眼差し」を持つことに到達できるのかという問題については、マキャーネルが挙げる範例的事例を再検討しつつ、整理し内実を詰めていく必要があるだろう。

もう一つ、事柄に即した問いとして「第二の眼差し」がそれを持つに至った主体に与えるインパクトや、それを持つ主体が観光行動等を通して社会や世界に対して与えるインパクトをどう捉えるかという問題を挙げておきたい。この問題は「ツーリストが欲望の完全なポテンシャルに達するとはどういうことか」という問題や、ラカンによる「想像界—象徴界—現実界」のマキャーネルによる聊か混乱した導入の問題とも絡み、稿を改めて詳細に検討する必要があるものである。

単純な疑問として浮上するのは、「第二の眼差し」が、「ツーリストの眼差しにより制度化された経験」やマキャーネル言うところの「ツーリストの円環」内部での経験から逸脱するものを見たり経験したりすることを可能とするものであるとして、そのような経験は多かれ少なかれ、多くのツーリストが生きているものではないか、というものがあろう。言い換えれば、観光地で偶然に予期せざるものや出来事に出会うことは、大仰に「第二の眼差し」を持つ主体などを導入せずとも語りうる事態ではないだろうか。マキャーネルの「ツ

ーリストは常に、第一次的な経験と、ツーリストの眼差しにより制度化されたバージョンの経験との違いに倫理的に自覚的であるべきである」（ES,p209）などの言葉を踏まえれば、このような些細な逸脱や予期せぬものとの出会いに常に留意しておくことを以て、「第二の眼差し」の作動と言っても良いような気がしてくる。

しかし他方マキャーネルは、「アトラクションの前に別様に振る舞うこと、それに疑問を投げかけること、それを象徴的なものだと見なすこと、これは普通ではない勇気を必要とする」（ES,p90）、或いは、「象徴を通り抜けて<見る>ことは、リアルを一瞥することに繋がる。これは極めて高い確率で<恐ろしさ>をもたらす。或いは更に恐ろしいことに現実的な絶頂感をもたらす」（ES,p90）と言う。これらの言葉を踏まえれば、「第二の眼差し」を持つことはツーリストにとって極めて困難なことであるようにも解釈できる。このような地点に達したツーリストが社会や世界に対していかなる影響を及ぼすものなのかという問題も、「観光の倫理」を標榜する議論を展開する以上、忘却するわけにはいかない。

以上から言えるのは、マキャーネルの言説の中で、「第二の眼差し」を持つ経験及びそれが主体や社会に与えるインパクトに関する内実が動揺していることを踏まえつつ、この動揺の理由や一貫した解釈に関する再検討が必要である点である。

次に、事柄としての問いに加え、解釈上、文献学上もなかなか難しい問いがマキャーネルの議論には伏在している。特に本稿ではマキャーネルによるフーコー理論の活用と評価に注目したい。

一つ目は認識論的・存在論的観点からの問題とも言えようが、大きくは、マキャーネルはアーリの「眼差し」の議論を批判する為アーリが依拠しているフーコー理論を批判するという戦略を採用している。そこにマキャーネルによる精神分析（ラカン理論）利用が関わることで、事態が錯綜している、といった状態であると言える。

マキヤーネルは「ゴッフマンとラカンは自己  
や他者、相互作用を形成する眼差しは象徴界にあ  
る」とするが、フーコーは「眼差しは象徴界を逃  
れるとする」(ES,p19)と言う。その上で彼は「言  
語の外で作動する眼差しは、その言語の為の言語  
を必要とする」(ES,p20)、或いは「フーコーに反  
して、人々はイデオロギーを共有せねば同じもの  
は見ない」(ES,p20)と言い、フーコーが安易に  
「象徴界」を逃れる可能性を提起したと批判して  
いる。マキヤーネルの立論においては「象徴界＝  
言語＝イデオロギー」という等式が立てられた上  
で、人間はそれほど簡単に「象徴界」から逃れる  
ことはできない、とフーコーを批判する形となっ  
ていると言えるだろう。注意したいのは、他方で  
マキヤーネルが、それがどれほど難しく珍しいこ  
とであるにせよ、「象徴的なものの作動の自覚」や  
「象徴界から逃れること」を「観光の倫理の要求  
の基礎」とも考えている点である(ES,p89)。そ  
こに彼は「観光が意識と象徴的なものを革命的な  
ものとするポテンシャル」があると言う(ES,p89)。  
(但しマキヤーネルによれば、フロイトやラカン  
の精神分析理論も、「我々を我々自身から遮断す  
る」象徴秩序をいかに超えるかについて教えては  
くれない[ES,p89].)

以上の問題について、さしあたり本稿では以下  
の3つの作業課題を挙げておこう。1) 概念上、マ  
キヤーネルによる「象徴界＝言語＝イデオロギー」  
の等置の妥当性を再吟味する必要がある。2) フー  
コー自身の言説に遡行し、いかに「知－権力」シ  
ステムが構築されるかを再検討すると同時に、フ  
ーコーの理論体系が精神分析(ラカン)用語では  
どのように表現されることになるか、マキヤーネ  
ルの議論の妥当性を判断する為に再検討する必要  
がある。3) マキヤーネル自身の議論にも聊か混乱  
が見られる「現実界の経験」について精神分析理  
論へ遡行し内実を把握した上で、それを観光の文  
脈へと改めて繋げてみる作業が必要である。これ  
らの作業を進めることで、果たしてマキヤーネル

によるフーコー批判がどれほど妥当なものなのか  
に関する理解も深められるはずである。

フーコー理論の活用と評価については、倫理学  
的観点からの問題も更なる探究に値する。マキヤ  
ーネルによれば、アーリによる「眼差し」は「ア  
トラクションのグローバルシステムを、退屈なエ  
ゴのナルシズム的なニーズに奉仕する為の鏡」  
としてしまうと。彼によるとアーリの「眼差  
し」に従う限り、ツーリストは「深い、無意識レ  
ベルの決定論」から逃れられない(ES,p199)。

そこでマキヤーネルは、アーリが依拠している  
はずのフーコーによる主体観・自由観を批判する  
ことで、ツーリストの自由を確保しようとする。  
マキヤーネルのまとめに従えば、フーコーが提起  
する主体は「様々な多様な言説の分節の結果」で  
あり、「固定した構造的枠組み」の中でも自由であ  
り続ける(ES,p199)。事例としてマキヤーネルは  
ディズニーランドとキューバの訪問客を挙げ、両  
者ともに「制度化された表象の主体」であるが、  
それでもなお「競合する言説の間で領土交渉す  
ることができ、自らの顕著な組み合わせ・並置・対  
立・類似性を生産すること」ができるとし、これ  
がアーリ／フーコーに依拠した場合のツーリスト  
の「主観的自由の土台」であるとする(ES,p199)。

この周辺の議論は大変抽象度が高く理解が難し  
いわけだが、少なくとも確実なのは、ディズニー  
ランドに行く者もキューバに行く者も、お仕着せ  
の経験に満足している限り「自由」であり「倫理  
的」であるとはマキヤーネルは言わないはずだ  
という点である。その上でマキヤーネルは、先の引  
用にあるように、ツーリストが自らの欲望や目的  
地での活動・快楽、他者との関係について様々な  
実験(領土交渉)をすることが可能である点を認  
めており、ここにマキヤーネルが理解するところ  
のアーリ／フーコー的な「主観的自由」があるこ  
ととなると解釈できるだろう。然るにマキヤー  
ネルは、この類の「自由」を「自由」であるとは認  
めず、この自由を生きる主体を「フーコー的な主

体、マキャーネル的な主体」と名指し、「誤って全てのものの源であり中心であると自己認識している主体」、「フーコー的なエゴ模倣的なツーリスト」として批判するという姿勢を採るのである。(ES,p204)。

マキャーネルのこの議論については、議論を展開する語彙や概念の抽象度も手伝い、解釈や評価が難しい。しかし当座のところでは、アーリ／フーコー的な「主観的自由」で何が不足であるのかが明瞭に掴みづらい点、アーリ／フーコー的な主体を「全てのものの源であり中心であると自己認識している主体」と理解することの妥当性が判然としない点、を問題設定への予感をもたらす感触として挙げることができるだろう。少なくともフーコー哲学が「全てのものの源であり中心であると自己認識する主体」を提出したという認識は、哲学的常識とは寧ろ真逆な認識と位置づけられるはずである。

結局のところ「観光の倫理」と自由の問題を考えるならば、マキャーネルの議論において「ツーリストの円環」にはまり込むことと「観光の倫理」を体現することと間のニュアンスが詰められていない点に問題があるのではないだろうか。マキャーネルを継承しつつ、彼の議論を越えて先に進む為には、フーコー理論における「主体の自由」の問題を再検討しつつ、それを観光の文脈に引き付けて「ツーリストの欲望の生産的ポテンシャルの実現」という表現の内実を私達なりに充填していく必要があるだろう。

## 5. 結論に代えて

本稿ではマキャーネルの「観光の倫理」の開拓という試みを私達なりに創造的に継承・発展させるべく、個別の論点やテーマに関して検討を加えてきた。本稿で抽出された作業課題を粛々と探究していくことが次の作業となるだろう。

i “The Ethics of Sightseeing”p.11  
(D.MacCannell 著・University of California

Press,2011) 以下 ES と表記し、引用部に頁数を記載する。

ii マキャーネルが挙げているのは以下のような問いである。「この奇妙な土地に自分がいることは、ここで私が出会う人々や自然システムに何らかの益があるのか、害があるのか?」、「彼らは私の存在を歓迎しているのか、無関心なのか、敵意を持っているのか?」、「彼らはシニカルに私を操作しようとしているのか?」、「彼らの歓迎が本物であっても、私も彼らも気づかない仕方で私の存在は彼らに害をもたらしているのか?」(ES,p46)

iii Lovelock&Lovelock(2013): “The ethics of tourism critical and applied perspectives”

(Brent Lovelock and Kirsten M. Lovelock, Routledge,2013) p354 以下 ET と表記し、引用部の後に頁数を記載する。

iv マキャーネルは、フロイトとラカンが「倒錯した快楽の普遍性」を指摘し、この普遍性により倫理・欲望・快楽の関連性が人間の精神と社会生活理解の中心となる、と理解している。(ES,p48)

v 例えばマキャーネルがラカンの『セミネールIV』を参照しつつ述べる、「ラカンは人間の最も基本的欲望はくどこか別の場所にあること>だと言った。これはツーリズムがセックスよりも強力であることを示唆するものと解釈できる」(ES, p 68) というような言辞など、刺激的論点が幾つか散在する。vi 課題として「快楽」と「享楽」の精神分析理論における相違をきちんと「観光の倫理」の言説に適用できるかを再検討することも挙げられる。マキャーネルは我々が今や「享楽の時代」に在るとし、それは「快楽そのものが新たな道徳的命令となった時代」(ES,p51) であるとする。彼によるとポストモダンにおいては「楽しんでいない人」や「楽しんでいるように見えない人」は「何か悪いことをしている」ことを意味すると言う。

(ES,p51) この事態を彼は「全員の生活がビールのCMに似ていなければならない時代」だと表現しているが、ラカンの読解を踏まえ「快楽」と「享楽」の概念のツーリズムの文脈における位置付けを再検討する必要があるように思われる。

vii Gilles Deleuze, “Pourparlers”, Les Éditions de Minuit,1990,p240-247

viii Maurizio Lazzarato, “The Concepts of Life and the Living in the Societies of Control”, in “Deleuze and the Social”, Edinburgh University Press,2006,p171-190

ix 『グローバリゼーション 人間への影響』(ジグムント・バウマン著、澤田眞治・中井愛子訳、法政大学出版局、2010年)、p69。以下【バウマン】と表記し参照先として頁数を明記する。



# [研究ノート] プルードンの未発表草稿「力の法権利」(*Droit de la Force*) の解読

神戸夙川学院大学観光文化学部 講師 伊多波 宗周

## 目次

1. はじめに
2. 本編の概要
3. 付録の概要
4. 考察
  - (1) 力の法権利と自然権
  - (2) 正義の内存在性
  - (3) 交戦権について

## 1. はじめに

科研費補助金を使用し、2014年2月25日より2月28日まで、フランス共和国、ブザンソン市立図書館(Bibliothèque municipale de Besançon)にて、ピエール=ジョゼフ・プルードン(Proudhon, P.-J.)の1861年頃の未発表手書き草稿「力の法権利」(*Droit de la Force (Ms.2858)-A rapprocher de l'ouvrage La Guerre et la Paix (vers 1861), édition Tops / H.Tronquer, 1999*)を解読した。1998年3月にコピーされ、1999年に製本、図書館に収蔵されている冊子は、本編と付録より成る。本編はタイトルページを含み、115頁で構成されており、その後、「プルードンによる」と手書きされ、内容については活字化されている「国際政治」12頁(14セクション)が転載されている(書名は『百科事典』(*Encyclopédie*)とあり、最終ページにパリのJ.Claye出版によるものとの記述がある)。

近年のプルードン研究において、Phillipe RivialeやÉdouard Jourdainの仕事をはじめ、プルードン晩年の著作『戦争と平和』への注目が高まっており、それに先立って書かれた草稿「力の法権利」も、解読が望まれてきたものである。同稿は、プルードン研究の枠

内に留まらず、主に主権論・国際関係論をめぐる政治思想史・社会思想史の文脈においても重要なものと考えられる。以下に、その概要を記し(2および3)、若干の考察(4)を加える。

## 2. 本編の概要

手書き草稿タイトルページを p.1 とし、各ページの内容を順に記す。研究上重要性が高いと見なしうるページに関しては、やや詳細に記す。残念ながら、元の紙質が悪かったと思われる pp.65-80 については特に判読困難で、ほとんど解読できなかった。

引用は鍵括弧で示すか、一段下げで行なう。引用における原著者強調は太字で示す(下線と二重下線の二種類の強調があったが、特に有意な区別は見られなかった)。また、判読困難により推測した箇所については下線で示す。数ページ単位で記述に一定のまとまりが見られたため、便宜上、§ 記号と共にタイトルを付加したが、これは草稿にあるものではない(斜字で示す)。なお、*droit* の訳語は、文脈に応じて「法」と「権利」に訳し分けることも考えたが、基本的に「法権利」に統一した。

p.1 : 書類番号 2858。タイトル「力の法権利」。

### § 力および力の法権利 (pp.2-13)

p.2 : 章立て構想①

p.3 : (全体にわたって削除)

p.4 : 章立て構想②

第1章「力の現実性 (*réalité*)」

第2章「力の普遍性 (*universalité*)」

第3章「どのような力はよい (*bonne*) のか。ついで、あらゆる善 (*bonté*) について […]」  
第4章「法権利と力の関係について」 […]」  
第5章「力の法権利について」 […]」  
第6章「偏見 (*préjugé*) […]」<sup>2</sup>  
第7章「どのような法権利は、力に帰せることしかできないものか」

p.5 : (全体にわたって削除)

p.6 : 法権利と徳 (*vertu*) の違いについて

p.7 : (全体にわたって削除)

p.8 : 「力と法権利を**反対物**と見なす慣習的偏見について」

p.9 : 「自然の法権利 (*droit de la nature*) に内在的な未知の力 (*une force inconnu*) の産物」。(以下、削除)

p.10 : 「力についての問い。一つの村落が作られると、その周りの領域はすべて、その村落のものとなる」。そこから、「町同士の敵対性 (*rivalité*) が生まれる」。オランダやベルギーでの事例。

p.11 : (つづき)

p.12 : 「力の法権利は、憲法体系の大いなる透視図 (*rendu*) である」。

p.13 : (全体にわたり削除 : 第5章の構想<sup>3</sup>)

#### § 法権利についての問い (pp.14-19)

p.14 : 構想

はじめに、力の法権利の基本的な実際上の適用例を明示する。そこからの演繹で、二つ目として、集合的な力の法権利 (*droit de la force collective*) を、三つ目に、正義の法権利 (*droit de justice*) を論証する。

ついで、正義と法権利の関係について。「法権利が正義に反することがありえようか」。

p.15 : (つづき) 「権力 (*pouvoir*) が腐敗した法権利に変質する場合、どのようにしてか」。

p.16 : 「力と法権利を反対物とする偏見を打ち破らねばならない」ことについて。「それらは反対物とは限らな

い」。むしろ、しかるべき場合、「法権利は力を除去するのではなく、諸力を均衡させる (*équilibrer*) もの」である<sup>4</sup>。

ついで、「法権利についての問い」。

p.17 : (つづき) 刑罰について。宗教とマテリアリズムとの対比。

p.18 : (つづき)

p.19 : (つづき) 以上をまとめて、「法権利についての問い」という構想のもとに、連続して出版すべき3冊の小冊子のタイトルが挙げられる。「力の法権利」、「正義の法権利」、「集合性の法権利」<sup>5</sup>。

#### § 力の法権利と正義 (pp.20-29)

p.20 : もし力の法権利がなかったとしたら。すると、「力そのものが世の中で無益になっている」ことの説明がつかない。

p.21 : (つづき) 力がさまざまな現れ方をすることについて。

p.22 : (つづき) 労働の法権利を、「知性や天賦の才能 (*talent*) の法権利のことだと混同する人がいる」。しかし、それは力の法権利である。「なぜなら、人間のあらゆる潜在性の基礎は、生であり、力だからである」<sup>6</sup>。

p.23 : 憐れみと排除について。

p.24 : (つづき)

p.25 : 力の法権利と、裁き手のリアリズム (*réalisme justicier*) 。

p.26 : (つづき)

p.27 : 「正義のリアリズムと正義の**内在性**」。

ついで、「労働の法権利」について。

p.28 : 「正義のリアリズム、あるいは力の法権利」。

p.29 : 「正義と力、根本的には、それらは同じものである」。

#### § 集合的な力の法権利 (pp.30-36)

p.30 : リヨンなどの事例。

p.31 : 集合性の力について。

p.32 : 2冊の出版構想。「1. 個人的な力の法権利、2. 集合的な力の法権利」。

p.33 : (全体にわたって削除)

p.34 : 諸事例か? (判読困難)

p.35 : (全体にわたって削除)

p.36 : 1848年のリュクサンブール委員会について。

### § 矛盾と均衡 (pp.37-39)

p.37 : かつての著作『経済的諸矛盾』について。「矛盾の原理」を経済的・政治的領域に適用した。

p.38 : 「交戦権において、諸国家 (les puissances) の均衡の法則が適用される。そこにおいて、均衡は、諸力 (les forces) 間の闘争における基本的な現れ方をする」。

p.39 : 諸事例。

### § 自由 (pp.40-41)

p.40 : 力の法権利の「最初の適用」としての「自由」について。

p.41 : 自由な拒否権 (liberum veto) について。

### § 力と法権利の関係 (pp.42-51)

p.42 : 1793年のジャコバン派による暴力について。

p.43 : 「より強い (plus forte) イタリアを、と言われる。ということはつまり、力 (force) は何ものかであり、すなわち法権利である」。

p.44 : 「法権利は、傾向性を示し、認識と関わっている。それは、行動、[...]、力の観念を伴う認識である」。

p.45 : (つづき)

p.46 : 力は法権利を作り出さないという考えがあるが、そうではない。「ある場合には、力が法権利を作り出す」。「また別の場合には、論理 (raisonnement) が法権利を作り出すし、ほか労働等々が法権利を作り出す場合もある」。

p.47 : (つづき)

p.48 : 王について。

p.49 : ポーランドの例など。

p.50 : (つづき)

p.51 : 「現代の民主制」について。

### § 戦争 (pp.52-54)

p.52 : 「戦争の動機と原因」について。

p.53 : 力の合法的行使について。

力の合法的な行使 (usage légitime) がある。それは、力の法権利に由来するものである。そうでない力の行使は、濫用 (l'abus) である。いかにすれば最悪の力の行使である濫用を防ぐことができるだろうか。それには、力そのものの法則を確定しなければならない。

p.54 : (つづき) 知性の権利について。

### § 諸々の法権利 (pp.55-64)

p.55 : 第2章の構想メモ。「方法論は、**経済的なもの**と**政治的なもの**。経済的な法権利、政治的な法権利、**国際公法**」<sup>8</sup>。事例として、ポーランドやイタリアを取り上げる。

p.56 : 第6章の構想メモ。神について。正義について。

p.57 : 力の法権利の普遍性について。

p.58 : 諸々の法権利について。労働の法権利、住宅の法権利、政治的な法権利、他四つ。「人間とは**知性**によって生成され、意識によって指揮された**力**である」。

p.59 : (つづき)

p.60 : 「**力のバランス**」について。「政治的な法権利の対象とは何か。」

p.61 : 「原始的な法権利は、どこに見出せるだろうか。物見櫓 (échiffre) の兵にだろうか」。

p.62 : 「**人間の法権利**、つまり、集合的にせよ、個人的にせよ、**人間の中にある法権利**、人間的主体の中にある法権利」について。「人間の法権利とは、所有、自由、安全、平等、等々である」。自由の法権利について。

p.63 : 構想メモ

p.64 : (つづき)

pp.65-80 : (元の紙質が悪い上、かなり崩した字体になっており、極めて判読困難)

§ 力の法則と普遍的原理 (pp.81-86)

p.81:「力の神と戦争の神は、元来、同じものである」。

p.82: (つづき) 語源の話。ヘブライ語。

p.83: 「正義の普遍的な法 (loi)」について<sup>9</sup>。

一つ目には、諸力の法則 (loi des forces) によって、精神的領域と物理的領域を統一的に捉えること。  
二つ目には、あらゆる法則を一つの統一的な原理へと還元すること。すなわち、**集会的な力**、あるいは、**諸力の統合**である<sup>10</sup>。

p.84: 「力には、その法則がある」。

p.85: (つづき) 団結 (coalition) の力について。

p.86: (つづき) 「イギリスにおいては、団結権が認められている」。「産業的な団結権はもちろん、政治的な団結権もまた、**力の法権利**の表れの一つである」<sup>11</sup>。

§ 力の法権利の適用の秩序 (p.87)

p.87: 「力の法権利は、第一に、人民の諸権利である」。以下、諸々の力の法権利を適用したものがあつた。「市民権や産業的権利」、さらには「労働の諸権利」。

1789年および93年に出された諸権利についての宣言における列挙は、体系的な (méthodique) ものではないし、完全なものでもない。とはいえ、それらの宣言の重要性 [および (解説不能)] を貶めるつもりはない。その重要性とは、その源泉を実際に生きている人間の中にもつものとしての (comme ayant sa source dans l'homme vécu) **人間の権利** (人権 droit de l'homme) および**市民権**を追求したことである。しかし、それら宣言は列挙したのみで、系統的秩序 (ordre généalogique) ではなかつた<sup>12</sup>。

§ (以上2つの§をうけて) 力の法権利の適用としての人民の自由について (pp.87-92)

ついで、自由の話。

自由への権利と言うべきだろうか、自由の権利と言うべきだろうか。ところで、自由とは何であろうか。それは、[...] 力の自発的表出 (manifestation spontanée) である。

p.88: (つづき) 「自由の権利は、力の法権利を伴う」。「人間は、その力に応じた権利をもつとすることはつまり、**力の法権利**を前提し、それを認めていることに等しい」。

ついで、人民の力の話。「君主の力に対置されたのは、人民の力である」。ナポレオン1世は人民の力を利用しようとした。

さらに、「**諸々の異質の努力の統一の体系** (système de l'étranger union des efforts)」について。

p.89: (つづき) 「人民は、固有の力をもつが、これまでのところ、知性を伴っていなかった」<sup>13</sup>。「知性の法権利は、社会秩序の中で、力の法権利を獲得する」。

p.90: ヴァッテル<sup>14</sup>への言及。

p.91: 愛について、ほか。

p.92: (つづき)

§ 所有権と力の法権利 (pp.93-)

p.93: 所有権について。

友人が次のように指摘してくれたことは正しい。所有権を否定することは、力が力を生むことを否定することになるのではないか。というのも、所有権の否定は、**過去のもつ力** (force vieille) [...] を否定することであるからだ、と<sup>15</sup>。

§ 力の法権利の体系および帰結 (pp.94-96)

p.94: 戦争について。

p.95: 「力の法則」について。

あらゆる経済的体系は、諸々の力の法の適用ないし、力の法権利の適用である。

あらゆる政治的体系、政治的権利は、力の法権利の適用である。

あらゆる国際秩序も、力の法権利による。

p.96 : 「力の法権利の諸帰結」について。

I

1. 闘争 (lutte) において、力は力によって (判読困難) する。
2. 戦闘 (combat) における何らかの規則。
3. 人類の (判読困難) な形式。
4. (判読困難)
5. 政治的な諸力の均衡。

II 公法 (droit publique) の (判読困難) な政治。

III 現在の状況。

### § 命題集 (pp.97-103)

p.97 : 各巻の命題。(ここから再び紙質が悪い)

第1巻

1. 戦争とは、むしろ隠された事実である。
2. 神的事実 (fait divin) について。

第2巻

3. 戦争の (判読不能) 原理は、力の法権利である。所有権はじめ、その他もろもろの法権利は、力の法権利に由来する。
4. 交戦権と力の法権利の関係。

p.98 : (つづき)

4. のつづき。実際、裁判の観念には、手続き (formalité) 等々が含まれている。

第3巻

5. 戦争関連諸法の批判。

第4巻

6. 戦争の原因は、大衆的貧困 (paupérisme) である<sup>16</sup>。

p.99 : (つづき)

第5巻

7. 戦争の手続きについて。経済的な法権利の設定 (constitution) について。

適用例

フランス、イタリア、ベルギーほか。

p.100 : (つづき)

適用例のつづき。

p.101 : (つづき)

適用例のつづき。

p.102 : (つづき)

まとめ。一つには、戦争の講話を。もう一つには、経済的な法権利の設定を<sup>17</sup>。

p.103 : (つづき)

まとめのつづき。「私の命題はそれぞれ、古い世の中を維持しようとすることに対して、打撃を与えるものである」。

### § 先行研究と戦争についての草稿 (pp.104-)

p.104 : ベルクマン (Bergmann) の著書 pp.113-115 についての抜粋。

p.105 : (全体にわたって削除)

p.106 : ベルクマンの抜粋のつづき (pp.118-119)。

p.107 : (全体にわたって削除) 複数の先行研究の節を挙げ、対応表を作ろうとしている。

p.108 : ベルクマンの抜粋のつづき (p.180ほか)。

ついで、「戦争」のタイトルで文章が始まる。「戦争、恐ろしい手段」。

p.109 : (全体にわたって削除) 第1章「戦争」というタイトルで書き始めているが、削除。

p.110 : 戦争に関する諸概念の列挙。

p.111 : (全体にわたって削除) グロティウス等に言及した文章であるが、削除。

p.112 : 戦争に関し、神の視点に立てないことについて。人格について。

p.113 : (つづき) (判読困難)

p.114 : 二つの植民地の話。

p.115 : (全体にわたって削除)

## 3. 付録の概要

草稿の後に、pp.1-12 を付された 14 セクションからなる「プルードンによる」とされる『百科事典』の項目「国際政治 (Politique internationale)」が付録されている。『戦争と平和』に響く記述も多く、資料的価値を有するものと考え、ここに抄訳する。

### § 1 : かつての外交と今日の外交

かつての外交は、秘密裏に行なうもので、長期的展望の中で行なわれるものも多かったが、今日の外交は、政府の行いが報道によって明らかにされるために、変化している。より短期的な成果が求められるようになり、政府の自発性と主導性は制限されたものとなった。

### § 2 : 封建的政治と産業的人民の政治<sup>18</sup>

封建的政治および、その時代に固有の対立関係と、国民が自由になり、平等の原理が認められ、結果として労働の諸権利が認められるようになった時代に固有の政治とを比較してみよう。後者つまり、産業的政治は、対立の政治ではなく、労働者の利益、すなわち大衆の道徳的・知的・物質的な生活向上を最優先にする。イギリスは、1815年以降、ますます、産業的政治の方へと進んでいった。それは、貴族層、支配層、大衆層の同盟の結果である。平和は、文明的社会の正常な状態なのである。社会的諸力 (*forces sociales*) は、産業的・平和的政治のためのものもあれば、そうでないものもある。労働者が望むのは前者である。

### § 3 : 万民法 (*Le droit des gens*)<sup>19</sup>

その進展について。外国人の国民への同化。北アメリカでは帰化が容易である。外国人による土地の所有権の問題ほか。

### § 4 : 戦争あるいは、国際関係における力の行使<sup>20</sup>

かつての戦争は、民族の混交、新世界の開拓、耕作物や、その土地固有の動物の輸送などの目的を有したが、今日において、それらの目的のために必ずしも戦争は要されない。すると、戦争がなくなるということも可能だろうか。文明化は、これまでも、そしてこれから、啓蒙と力によってなされる。これからは、後者、つまり力は、暴力的・破壊的力よりも、生産的な力になるだろう。

### § 5 : 交戦権 (*Le droit de la guerre*)

いかに交戦権が変様してきたか。人格と私的所有へ

の尊重が増進してきた。賠償金は、富の増加させるための一手段だった。1815年の第二次パリ条約で定められた賠償金は、国債の発行によって支払われた。今日広く知られているグロティウスとヴァッテル両者の議論を比較せよ。交戦権についての新しい規準について、普遍的同意たるものの定式化が必要だろう。戦争が戦争を生むシステムはどのようにして、放棄される方向に進んできたか。戦争が戦争を生むシステムが放棄される時、戦争は極めて高コストのものとなる。

### § 6 : 国家間の協調について

神聖同盟は、5つの国だけが主宰した広範囲におよぶ秩序である。イタリアやスペインなど、新たな国家がヨーロッパで生まれており、神聖同盟は新しい結合に取って代わられるべきだ。新しい形態による協調が、これまでになく必要とされている。協調は拡大するべきだろう。トルコやアメリカを度外視するべきではない。クザン氏は1846年に、ヨーロッパ連邦について予言していた。他にも例がある。協調にはさまざまな種類がある。小国家を救うためには、連邦 (*confédération*) しかないだろう。衛生と安全の観点から、世界規模の行政もありうるだろう。

### § 7 : 諸民族を和解させる物質的革新と諸民族が感じる連帯について

文明化された諸民族全体の利益になるようなある種の公的財産の設定が始まっている。たとえば、大河川の通行の自由がそうである。大陸の国家間の移動はますます容易になっている。交通網も整備されている。乗り換え表も作られている。鉄道や電信もできた。通貨の力。国家の垣根を超えた資本の集中も起きている。1838年以来、通商の自由も増進している。国際的展示会、度量衡の統一。話し言葉の教育。国境を越えた人と人とがつながりやすくなっている。そして、文学の重要性が高まっている。かつての愛国主義は排他的だったが、今日のそれは協調的である。かつてもキリスト教国同士の連帯 (*solidarité*) はあったが、今日、政治体同士の接近が起きている。また、学問、文学、芸

術、あるいは商業、産業での連帯も起きている。

§ 8 : 世界的、あるいはヨーロッパの君主制について  
なぜローマ帝国は滅びたのか。諸民族の特性の多様性により、世界的な君主制、あるいはヨーロッパの君主制は排除される。世界的な君主制を望む君主に対し、常に諸国家の同盟が起きる。民族および人種が独立して各々、その特性を発展させることが文明化の利益である。独立は調和と矛盾しない。

#### § 9 : 海事法<sup>21</sup>

かつてのイギリスの野望。イギリスは中立の権利を認めなかった。18世紀終わりの北方同盟（反スウェーデン同盟）<sup>22</sup>。ナポレオンとイギリスの戦い。1812年のアメリカとイギリスの戦い。イギリスは野望を諦めはしなかったが、講話に至った。臨検権（*droit de visite*）は、黒人奴隷売買に関して認められていた。1856年3月30日のパリ条約は<sup>23</sup>、中立の権利を認めた。

#### § 10 : 国家の境界線<sup>24</sup>

自然的境界を構成するものについての研究。境界の変更を正当化するものと捉えられている普遍投票について。

#### § 11 : イギリスの同盟とロシアの同盟

フランスと、イギリスの同盟およびロシアの同盟を比較すること。それぞれの利点について。以下の三つの局面から検討すること。道徳性、フランスに固有の利益、人類にとっての利益。

#### § 12 : 東洋についての問い

次のように問いを定式化できる。イスラームは、ヨーロッパおよび地中海世界における未来を有するか否か、と。東洋についての問いは、ヨーロッパにおいて今日、オスマントルコを構成する地域の問題に還元される。それらの地域において、明らかにトルコ人は少数派である。マフムト2世によって改革の試みが始められ、粘り強く推進された。そして、結果も得られた。

もしイスラームに未来があるとすれば、オスマントルコ皇帝にも未来がある。もしイスラームがヨーロッパから消滅するとしたら、今日のイスラーム圏はどうなるだろうか。

§ 13 : 東洋の大国についての問い、あるいはヨーロッパと遠いアジア、すなわちインド、中国、日本との関係。

それら関係の発展。インドにおけるイギリスの帝国の広大さ。そのような広大な領域の未来について。アジア的なものとヨーロッパ的なもの間の知性的・道徳的紐帯の不在について。大きな隔たりが埋まることは可能なのか。可能だとして、政治によってか、宗教によってか。産業はそれに関して何もできないのか。中国および日本へのヨーロッパ、さらに北アメリカの進出。中華民族の未来についてのさまざまな仮説。中国はヨーロッパ全体の倍におよぶ人口を抱えており、あらゆる種類の仕事において、極めて巧みである。

§ 14 : 現実政治における今日のナショナリティーについての問い

ヴェネツィア、ポーランド、汎スラヴ主義。ヴェネツィアとポーランドに関しては、完遂された征服を解消することが問題である。ある種の事例においては、民族の精神の力（*Force de l'esprit de race*）が見られる。征服した側のネーションは、征服した人々を自らへ吸収することができず、しばしば、無際限の犠牲を生み出す。多くのケースで、ナショナリティーの破壊は、殺人者自身が深い傷を負う殺人となるのだ。そうでない事例においては、同化を導く和解を行なう。ブルターニュ地方におけるスコットランド人がその事例である。民族（*race*）が同化に及ぼす正負の影響力について。言語のもつ影響力について。言語の違いは大きな隔たりである。いかにその障害を取り除きつつ、他の障害を取り除いたのか。歴史的事例。

## 4. 考察

「力の法権利」に先立って書かれた『革命における



正義と教会における正義』(1858、以下『正義』と略記)および、「力の法権利」を受けて書かれた『戦争と平和』(1863)との関係を中心に、3点の短い考察を加える。

### (1) 力の法権利と自然権

『戦争と平和』において、ブルードンは自然権 (*droit naturelle*) という言葉を、権利に関する用語法から除去すべきであると主張する (GP136)。反自然法・反自然権の代表的な社会思想としては、ルソーの社会契約論が挙げられるが、ブルードンの考え方はルソーとも著しい対比を見せる。ルソーの場合、「最強者の権利 (*droit du plus fort*)」は、権利の名に値しないものであった<sup>25</sup>。対して、ブルードンの場合は、歴史的にも論理的にも「力の法権利」こそが、あらゆる法権利に先立つものと捉えられる。これは、明確なる反ルソー的社会契約論の立場である<sup>26</sup>。「自然の法権利に内在的な未知の力の産物」(p.9) という表現は、自然法・自然権に先立つ「力」に言及したものとと言えるだろう。

前期思想においても、自然権的発想を採っていないことは確認可能であったが、たとえば、『所有とは何か』において、「仮に所有権が自然権だったとしても、その自然の権利は、いささかも社会的ではなく、反社会的である<sup>27</sup>」と述べられるなど、自然権そのものへの批判は前面に現れていなかった。『戦争と平和』で本格的に展開される自然権概念への批判が、この草稿において練られている様子を窺うことができる。

ブルードンは、自然権の発想を拒否した上で、p.87にあるように、諸々の法権利の発生の秩序を問うべきであると述べる。このことが、『戦争と平和』において、力の法権利からまず交戦権が、ついで万民法あるいは国際公法が、そして、政治的権利、市民的権利が、という法権利の系譜学として結実するのだ (GP136)。

### (2) 正義の内在性

正義の内在性については、『正義』の主要テーマであったが、この草稿にも何度か、内在的な正義についての記述があった。最大のポイントは、p.83において、あらゆる法(則)の原理としての「集合的な力 (*la force collective*)」への言及があった後、pp.87-89で展開される以下の議論であろう。「力の自発的表出

(*manifestation spontanée*)」としての「自由」という表現、あるいは、「もろもろの努力の統一」としての「人民の力」から「自由の法権利」が生まれるという捉え方は、初期の『所有とは何か』で提示され、『正義』で展開された「集合的な力」の延長上にある議論である。さらに、この箇所において、「人民はこれまで力をもっていた」が、固有の知性を持ち得ていなかったという、遺稿『労働者階級の政治的能力』(1865)につながる考え方が見られる。これは、『経済的諸矛盾の体系』(1846)などでも見られる、自発的なものの整流をすする知性の役割というモチーフを政治哲学の議論に応用したものと捉えることができるだろう。

「経済的諸力の組織化による政治的なものの解消」という前期ブルードンによるアナキズムの主張は、『正義』にいたって、「もろもろの力の均衡」というモチーフに姿を変える<sup>28</sup>。その政治哲学における完成形が、政治的力の均衡を目指す連合主義の主張(1861)であると考えられるが、この草稿において、『戦争と平和』における国際政治の議論に留まらず、『正義』での考えを政治哲学の議論に応用するにあたっての様々なアイデアが書かれていることは興味深い。

### (3) 交戦権について

次のような指摘がある。「力」が権利の創造者であるとするブルードンの「レトリカルな表現」は、「一見、戦争弁護論であるという誤解」を招きやすいが「力」に関する議論は、「過去にかんするかぎりのもの」としての確認であり、それを見誤るべきではないというものである<sup>29</sup>。確かに、ブルードンが、諸力の均衡が未来社会において実現すべきだと考えていることは疑いない。しかし、「力の法権利」の発想は、過去に関する確認というよりは、原理的な考察であろう。

ここで時代状況を思い出したい。パリ不戦条約以前の、交戦権が認められていた時代において戦争がもった意味は、今日のそれとは区別して考える必要がある。ブルードンは、『戦争と平和』において、純粹に政治的な戦争であれば、それは正当な権利行使であることを認めている<sup>30</sup>。しかし、p.98にもあるように、事実上

は、戦争の本源的原因は大衆的貧困にあり、純粋に政治的な戦争というものは権利上においてしかありえず、現実には、経済的事象が戦争の要因になるのだった。

『正義』においても明らかなように、プルードン後期思想においては、アナキズムの主張された前期思想とは対照的に、人間秩序における政治の重要性が指摘される。たとえば、「あらゆる経済法則が軽視され、あらゆる均衡が破壊され […]」といった状況において、「社会の中に秩序を作り出す技術」としての政治に期待がかけられたのだった (JRE II264)。p.95 において、「あらゆる経済的体系」および「あらゆる政治的体系」そして、「あらゆる国際秩序」は、いずれも「力の法権利の適用」によるとされるのだが、当初、「力の法権利」と題する著作を準備していたプルードンが、最終的に、本来的には政治的なものと目される戦争を主題とする形で『戦争と平和』を上梓することの背景には、純粋なる政治的なものの可能性を探る意図があったと捉えるべきだろう。

そのように考えると、たとえば、カール・シュミットの『大地のノモス』と比較する形でのプルードン後期思想研究も必要な作業となろう。初期思想において、「意志の主権」の批判を一つの柱として思考したプルードンが、とりわけ国際秩序における政治の可能性をどのように捉えるに至ったのかを明確化する作業となるはずだからだ。

<sup>1</sup> Riviale, Ph., *Proudhon La justice, contre le souverain*, L'Harmattan, 2003 および、Jourdain, É., *Proudhon, Dieu et la guerre*, L'Harmattan, 2006

<sup>2</sup> p.8 や p.16 にて、力と法権利が反対物であるという「偏見」について語っているので、そのことだと推測した。

<sup>3</sup> p.4 での構想にしたがえば、第5章は「力の法権利」を論じる章である。

<sup>4</sup> ここで、後期プルードンの最重要モチーフである「均衡」が用いられ、力と法権利の関係が論じられている。

<sup>5</sup> 後日の加筆と思われるが、これら3つの小冊子は「まとめて1冊で提示する」と書かれ、4つ目として、「非現実的な法権利」が加えられている。

<sup>6</sup> ニーチェを想起させる記述である。アナキズムとニー

チェ哲学の関係を論じる研究があるが、プルードン思想との親近性についても本格的に論じられるべきだろう。

<sup>7</sup> Proudhon, P.-J., *La Guerre et la Paix* (以下、本文中も含め、GP と略記。プルードンの著作については、リヴィエール版を用いる), p.264 などに同様の記述が見られる。なお、正当なものとの区別は、『所有とは何か』以来のプルードン思想のモチーフである。

<sup>8</sup> GP, chap.3 において、この発想に基づく議論が展開される。

<sup>9</sup> 下記引用に先立ち、ホブズへの言及がある。

<sup>10</sup> Proudhon, P.-J., *De la justice dans la Révolution et dans l'Église* (以下、本文中も含め、JRE と略記), tome II, p.258 において、国家が「上位の秩序の集合性 (collectivité d'ordre supérieur)」と呼ばれ、前期のアナキズム期から拡張された意味で「集合性」、「集合的な力」の概念が用いられたことを承けている。

<sup>11</sup> 付録 § 2 を参照のこと。

<sup>12</sup> 「系統的秩序」についての記述は重要である。ここでプルードンは、諸々の法権利の発生秩序を問うべきだと明言している。4 (1) の考察を参照のこと。

<sup>13</sup> 4 (2) の考察を参照のこと。

<sup>14</sup> スイスの国際法学者、Emer de Vattel.

<sup>15</sup> この箇所は重要である。プルードンは初期の著作『所有とは何か』において、所有権の不可能性を論証しようとしたのであるが、後の著作で、それを覆している。『戦争と平和』においても、自らがかつて行なった所有権批判について言及し、その立場を放棄した旨の記述があるが (GP72)、草稿段階で、所有権の否定が「過去のもつ力の否定」であると言及されているのは興味深い。

<sup>16</sup> ここに、『戦争と平和』の主要命題の一つが明示されている。(cf. GP326)

<sup>17</sup> 内容としては、p.99 に書かれていた第5巻、通し番号で7の命題の内容に近い。戦後処理に関し、政治的には講話が、経済的には賠償等の措置が行なわれることについて論じたものだろう。なお、ここで「設定」と訳した語は“constitution”であり、この語は、“constitution de partie civile” (刑事の損害賠償請求) のようにも使われる語である。

<sup>18</sup> このセクションは、極めてサン=シモン的である。

<sup>19</sup> このセクションは、メモ段階である。

<sup>20</sup> このセクションも展開不足で、メモ的である。

<sup>21</sup> このセクションもメモ的である。

<sup>22</sup> 不凍港を欲するロシアなどの思惑があり成立した同盟。1699年に成立しているため、「17世紀終わり」の誤りだろう。

<sup>23</sup> クリミア戦争の講和条約。

<sup>24</sup> この先二つのセクションも、メモ段階である。

---

<sup>25</sup> Rousseau, J.-J., *Du Contrat Social*, dans *Œuvres complètes III*, Gallimard, 1964, I-chap.3

<sup>26</sup> なお、GP186 で、意志ではなく、集合性の力を基礎とするブルードン独自の社会契約解釈が提示されるのは重要である。前期思想においては、『十九世紀における革命の一般理念』を頂点に、社会契約の論理そのものが批判されたのだったが、後期思想において政治についての本格的な思考を展開したブルードンは、ついにルソーとは別様の社会契約の論理を生み出すに至ったのだ。

<sup>27</sup> Proudhon, P.-J., *Qu'est-ce que la propriété?*, p.164

<sup>28</sup> この違いに無頓着な研究者も数多く存在するが、アキズムの主張と連合主義の主張とは一旦分けて考えるべきものである。

<sup>29</sup> 河野健二編『ブルードン研究』, 岩波書店, 1974, p.380 (「ブルードン著作解題」のうち、樋口謹一による『戦争と平和』の解題)

<sup>30</sup> cf. GP244

※本稿は、文部科学省科研費（若手研究（B）課題番号：25870968）による研究成果の一部である。